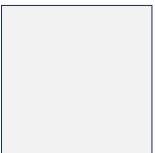


第3次
匝瑳市子ども・子育て支援
事業計画
【素案】

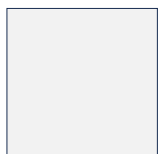
令和7年(2025年) 3月
匝 瑳 市

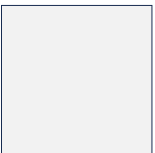




目次

第1章 計画の概要.....	1
1. 計画の策定にあたって	1
2. 計画の位置付け	1
3. 計画の期間.....	2
4. 計画の策定方法.....	2
5. 計画の進行管理.....	3
第2章 子どもと子育て家庭を取り巻く現状	4
1. 匝瑳市の現状	4
2. ニーズ調査から見た子育ての状況.....	22
3. 第2次計画の事業評価	43
4. 匝瑳市の子ども・子育てを取り巻く現状と課題.....	46
第3章 計画の基本的な考え方.....	48
1. 基本理念	48
2. 基本目標.....	49
3. 施策体系.....	50
4. 子育て支援推進課とこども家庭センター.....	51
第4章 施策の推進	52
基本目標1 子どもをみんなで支えるまちづくり.....	52
基本目標2 子どもを健やかに育む保護者を支えるまちづくり.....	62
基本目標3 子どもが安全で、安心して子育てできるまちづくり.....	71
第5章 量の見込みと確保方策	81
1. 教育・保育提供体制区域の設定	81
2. 教育・保育の量の見込み・確保方策	86
3. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み・確保方策	90
4. 教育・保育の一体的提供及びその推進に関する体制の確保	100
5. 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保	100
6. 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携 に関する事項	101
参考資料	102
1 匝瑳市子ども・子育て会議条例	102
2 匝瑳市子ども・子育て会議 委員名簿.....	104
3 策定経過.....	105
4 用語集.....	106





第1章

計画の概要

1. 計画の策定にあたって

本市では、令和2年(2020年)3月に「第2次匝瑳市子ども・子育て支援事業計画」(以下、第2次計画という)を策定し、幼稚園や保育所等の教育・保育サービス、一時預かりやつどいの広場といった地域子育て支援事業、放課後児童クラブ等の提供体制を整えてきました。また、地域の状況に応じた教育・保育や子育て支援が効果的に提供されるよう、様々な施策を計画的に推進してきました。

しかしながら、核家族化や地域のつながりの希薄化、家庭や地域の「子育て力・教育力」の低下といった課題があり、国全体で進められている子育て支援新制度や「子育て安心プラン」に基づく保育の充実が求められています。また、これからは、幼児教育・保育の無償化や働き方改革等が進む中で、子育て世帯の視点に立った支援が重要となります。

このような状況を踏まえ、本市の子どもとその保護者が安心して暮らせるように、各事業を地域の協力のもとで計画的に推進する必要があります。そのために「第2次計画」の進捗を検証し、「第3次匝瑳市子ども・子育て支援事業計画」(以下、本計画という)を策定します。

2. 計画の位置付け

本計画は、子ども・子育て支援法第61条の規定により、すべての子どもたちと子育て家庭を対象に、本市が令和7年(2025年)4月から進めていく子ども・子育て支援事業の目標や方向性を示したものです。

また、本計画は、本市のまちづくりの総合的指針である「匝瑳市総合計画」の子ども・子育てに関連する分野の個別計画として位置付け、さらにすこやか親子21に基づく「母子保健計画」を包含した計画として、市民が子育てについて理解と認識を深め、家庭、保育や幼児教育の場、学校、事業者、行政機関等が相互に協力し、地域社会が一体となって子ども・子育てを推進するための計画とします。

加えて、国際社会共通の目標であるSDGs(持続可能な開発目標)の実現に向けて、国は「SDGs実施指針改訂版(令和元(2019)年12月20日)」を定めており、地方自治体には「様々な計画にSDGsの要素を反映すること」が期待されています。本計画にもSDGsの考え方を位置付けるとともに、各種団体等と連携しながら、SDGsの達成と持続可能な子ども・子育て支援に関する施策の推進に取り組めます。

**SUSTAINABLE
DEVELOPMENT GOALS**

3. 計画の期間

本計画は、子ども・子育て支援法に基づいて定められた基本方針に即して、令和7年度(2025年度)から令和11年度(2029年度)までの5年間を計画期間とします。

【図表 計画の期間】



4. 計画の策定方法

(1) ニーズ調査の実施

本計画の策定に際して、子育て中の保護者の意見やニーズを計画に反映させるため、未就学児童の保護者500人と就学児童の保護者500人の合計1,000人を対象として、「匝瑳市子ども・子育て支援に関するアンケート調査」を実施しました。

(2) 第2次計画の事業評価

令和2年(2020年)3月に策定した第2次計画に掲げた施策の実施状況について、事業評価を行い、評価結果に基づいて各施策の見直しを行いました。

(3) 「匝瑳市子育て支援対策委員会」の開催

本市の子ども・子育て支援施策を、総合的かつ効果的に推進するとともに、子育て支援に関する総合調整を図るため、庁内組織である「匝瑳市子育て支援対策委員会」において、計画の内容を審議しました。

(4) 「匝瑳市子ども・子育て会議」の開催

本計画に子育て世代等の意見を反映するとともに、本市における子ども・子育て支援施策を子どもと子育て家庭の実情を踏まえて実施するため、児童の保護者、子ども・子育て支援事業に従事する者及び学識経験者等で構成する「匝瑳市子ども・子育て会議」を設置し、計画の内容について審議を重ねました。

5. 計画の進行管理

(1) 点検、評価

本計画は、PDCAサイクルに基づき進行管理を行うこととし、個別事業の進捗状況と計画全体の成果の両面から毎年度点検・評価を行います。

また、計画に定めた量の見込みが実際の達成状況と大きく乖離し、必要と考えられる場合には計画の見直しを行います。

(2) 計画の推進体制

進行管理にあたっては、匝瑳市子ども・子育て会議において、意見を聴くものとします。

子育てに関わる施策分野は、福祉のみならず、保健、医療、教育等、多岐にわたっているため、計画の実施にあたっては、行政と関係機関とのネットワークを構築するとともに、匝瑳市子育て支援対策委員会において総合調整を行い、推進していきます。また、国、県の関係機関とも連携を図っていきます。

(3) 計画内容の周知徹底

本計画は、地域全体、社会全体で子育てを支援する体制づくりに向けて、行政のみならず、家庭、地域、事業所をはじめ、市民全員のそれぞれの立場における取組を示すものです。そのため、市民一人ひとりが子育てと子育て支援の重要性を理解し、それに関する取組を実践・継続していけるよう、広報紙や市ホームページ等の多様な媒体を活用して本計画の内容を公開し、市民への周知徹底を図ります。

第2章

子どもと子育て家庭を取り巻く現状

1. 匝瑳市の現状

(1) 人口

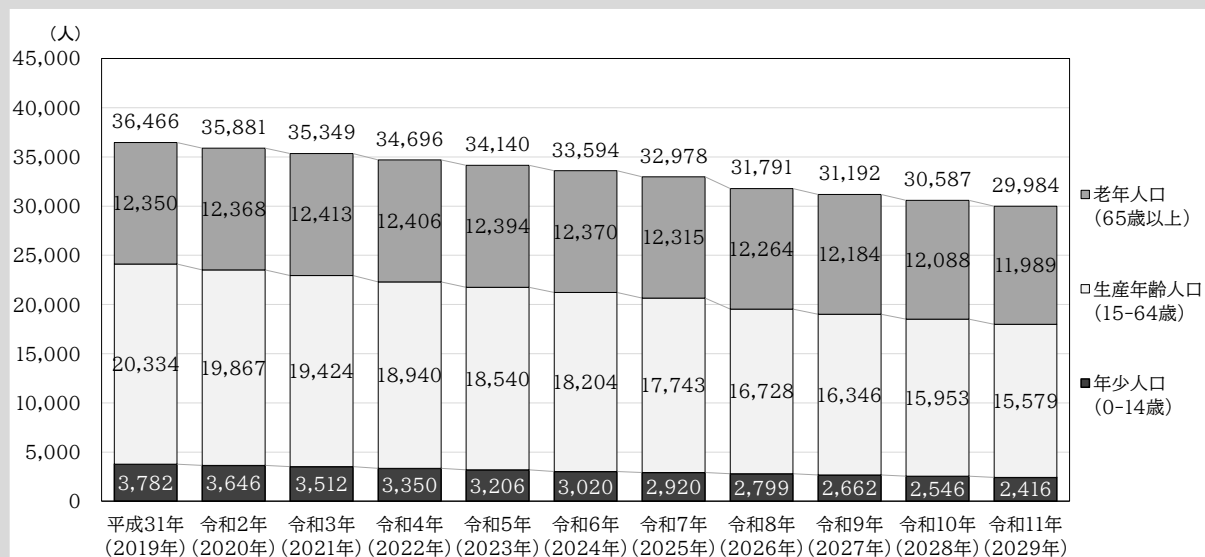
1) 総人口の推移と推計人口

人口の推移をみると、総人口は減少にあり、第2次計画最終年度の令和6年(2024年)4月1日現在では3万4,000人を割り込んでいます。年齢別人口では、老年人口(65歳以上)は減少しており、年少人口(0～14歳)と生産年齢人口(15～64歳)も減少しています。

推計人口をみると、総人口の減少は続き、令和11年(2029年)には2万9,984人となる見込みです。

【図表 総人口の推移と推計人口】

	平成31年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)	令和7年 (2025年)	令和8年 (2026年)	令和9年 (2027年)	令和10年 (2028年)	令和11年 (2029年)
年少人口 (0～14歳)	3,782	3,646	3,512	3,350	3,206	3,020	2,920	2,799	2,662	2,546	2,416
生産年齢人口 (15～64歳)	20,334	19,867	19,424	18,940	18,540	18,204	17,743	16,728	16,346	15,953	15,579
老年人口 (65歳以上)	12,350	12,368	12,413	12,406	12,394	12,370	12,315	12,264	12,184	12,088	11,989
総数	36,466	35,881	35,349	34,696	34,140	33,594	32,978	31,791	31,192	30,587	29,984



資料:平成31年(2019年)～令和6年(2024年)は「千葉県年齢別・町字丁別人口調査(4月1日現在)」の実績値、令和7年(2025年)以降はコーホート変化率法を用いて算出。

2) 年齢3区分別人口割合の推移と推計

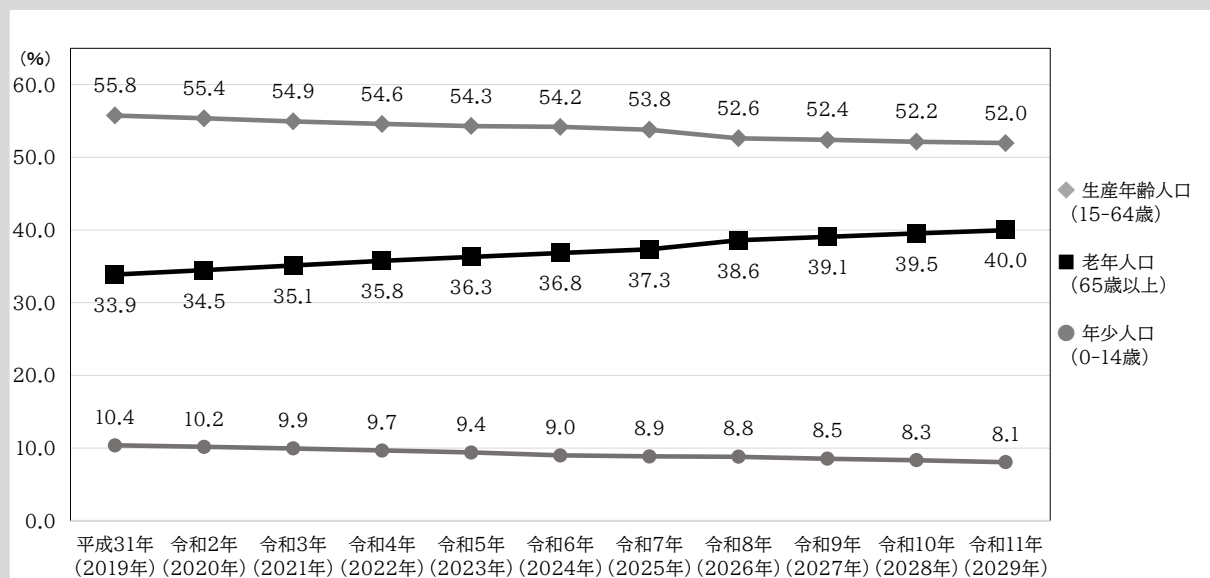
年齢3区分別人口割合の推移をみると、年少人口(0～14歳)割合は、やや減少傾向である一方、老年人口(65歳以上)割合は増加傾向となっています。

推計値をみると、今後も老年人口割合は増加が見込みです。年少人口割合は8%台に減少する見込みです。

【図表 年齢3区分別人口割合の推移と推計人口】

(単位: %)

	平成31年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)	令和7年 (2025年)	令和8年 (2026年)	令和9年 (2027年)	令和10年 (2028年)	令和11年 (2029年)
年少人口 (0-14歳)	10.4	10.2	9.9	9.7	9.4	9.0	8.9	8.8	8.5	8.3	8.1
生産年齢人口 (15-64歳)	55.8	55.4	54.9	54.6	54.3	54.2	53.8	52.6	52.4	52.2	52.0
老年人口 (65歳以上)	33.9	34.5	35.1	35.8	36.3	36.8	37.3	38.6	39.1	39.5	40.0



資料:平成31年(2019年)～令和6年(2024年)は「千葉県年齢別・町字丁別人口調査(4月1日現在)」の実績値、令和7年(2025年)以降はコーホート変化率法を用いて算出。

3) 18歳未満の子ども人口推移と推計

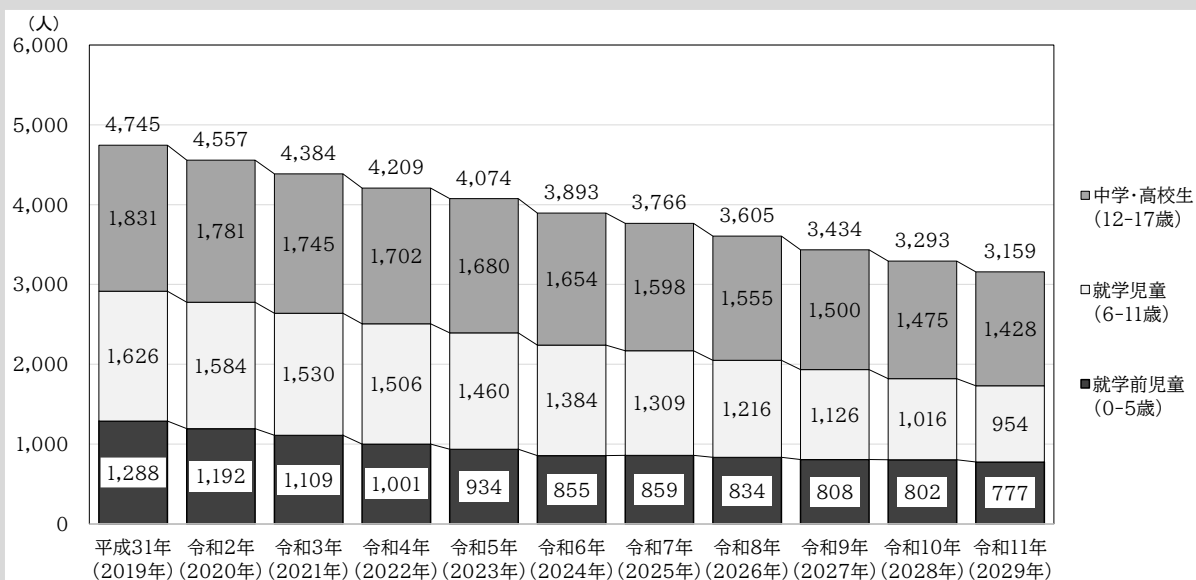
18歳未満の子ども人口は、0～5歳、6～11歳、12～17歳、それぞれの区分で減少しています。18歳未満の子ども人口は令和6年(2024年)で3,893となっており、平成31年(2019年)から比べて852人減少しています。

推計値をみても人口は減少であり、令和11年(2029年)には就学前児童(0～5歳)は777人、18歳未満の子ども全体では3,159人と見込まれます。

【図表 就学前児童・就学児童人口の推移と推計】

(単位:人)

	平成31年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)	令和7年 (2025年)	令和8年 (2026年)	令和9年 (2027年)	令和10年 (2028年)	令和11年 (2029年)
就学前児童 (0-5歳)	1,288	1,192	1,109	1,001	934	855	859	834	808	802	777
就学児童 (6-11歳)	1,626	1,584	1,530	1,506	1,460	1,384	1,309	1,216	1,126	1,016	954
中学・高校生 (12-17歳)	1,831	1,781	1,745	1,702	1,680	1,654	1,598	1,555	1,500	1,475	1,428
総数	4,745	4,557	4,384	4,209	4,074	3,893	3,766	3,605	3,434	3,293	3,159



資料:平成31年(2019年)～令和6年(2024年)は「千葉県年齢別・町字丁別人口調査(4月1日現在)」の実績値、令和7年(2025年)以降はコーホート変化率法を用いて算出。

4) 出生数と合計特殊出生率

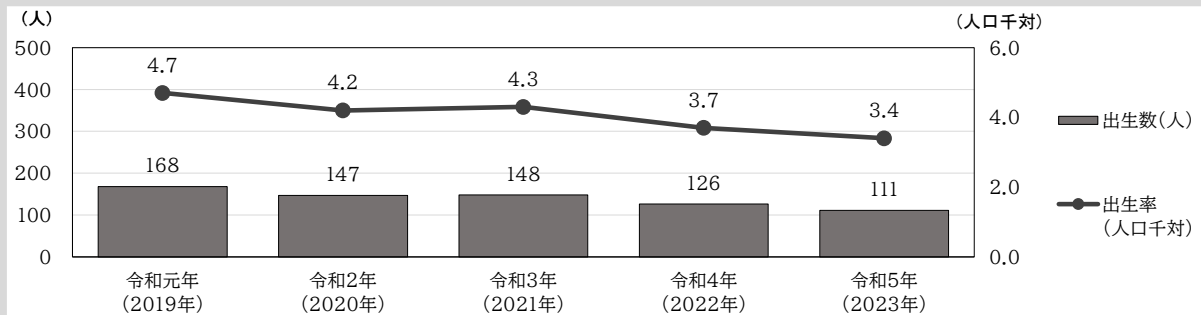
最近5年間の出生数は、減少にあります。出生率(人口千対※)も減少しており、令和4年(2022年)は4.0を割り込んでいます。

合計特殊出生率も減少にあり、令和5年(2023年)では0.93と、千葉県と比較して0.21ポイント、全国比では0.27ポイント低くなっています。

※人口千対・・・1,000人の人口集団における発生比率を表す単位です。百分率ではないため、100を超える場合もあります。

【図表 出生数と出生率の推移】

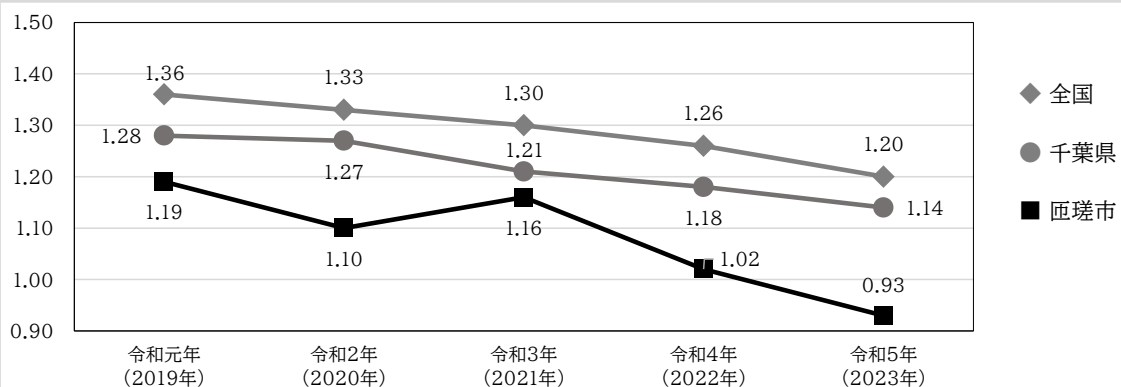
	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)
出生数(人)	168	147	148	126	111
出生率 (人口千対)	4.7	4.2	4.3	3.7	3.4



資料:千葉県人口動態統計

【図表 合計特殊出生率推移(県・国との比較)】

	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)
匝瑳市	1.19	1.10	1.16	1.02	0.93
千葉県	1.28	1.27	1.21	1.18	1.14
全国	1.36	1.33	1.30	1.26	1.20



資料:千葉県人口動態統計

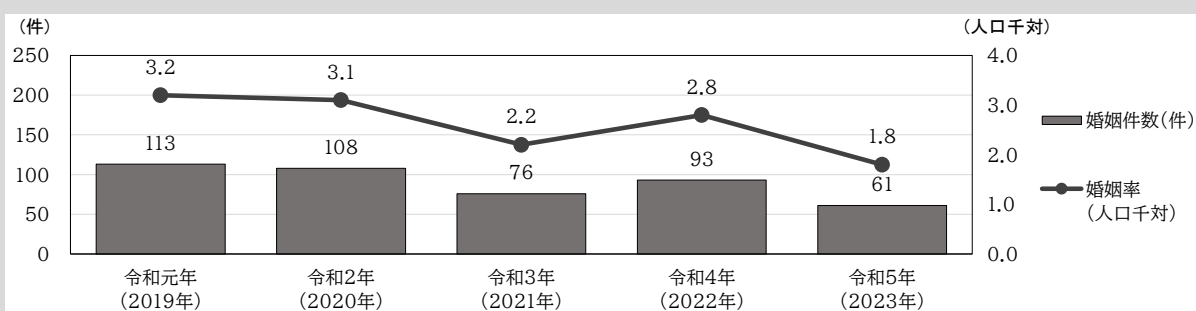
5) 婚姻の動向

婚姻件数と婚姻率については、令和4年(2022年)に93件と増加しましたが、令和5年(2023年)では、61件と減少し、婚姻率は1.8となっています。

離婚件数と離婚率については、令和2年(2020年)で64件と増加しましたが、以降は減少傾向にあり、令和5年(2023年)では38件、離婚率は1.2となっています。

【図表 婚姻件数と婚姻率】

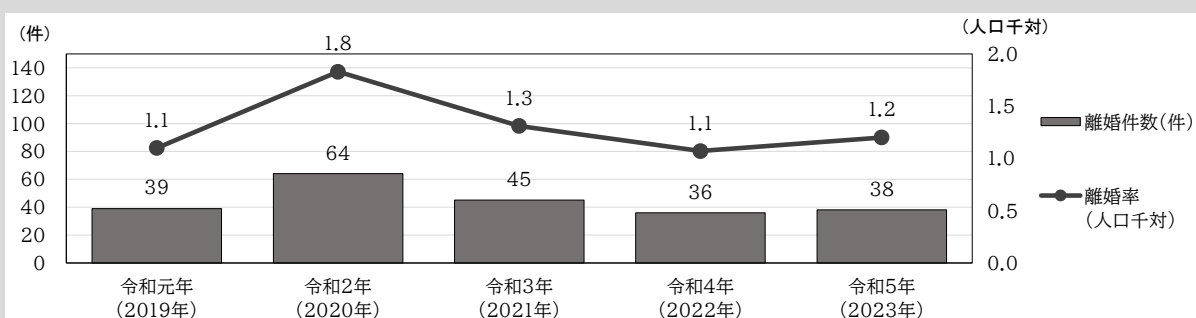
	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)
婚姻件数(件)	113	108	76	93	61
婚姻率 (人口千対)	3.2	3.1	2.2	2.8	1.8



資料:千葉県人口動態統計

【図表 離婚件数と離婚率】

	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)
離婚件数(件)	39	64	45	36	38
離婚率 (人口千対)	1.1	1.8	1.3	1.1	1.2



資料:千葉県人口動態統計

(2) 家族や地域の状況

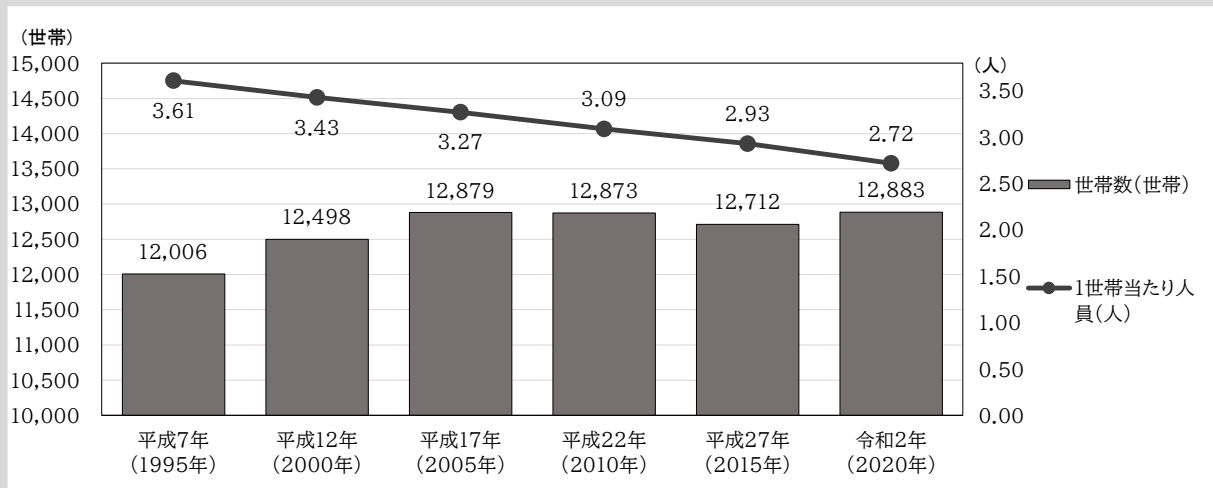
1) 総世帯数と平均世帯人員の状況

総世帯数の推移をみると、平成17年(2005年)をピークに、平成27年(2015年)まで減少していましたが、令和2年(2020年)では1万2,883世帯となり、やや増加しています。

一方、1世帯当たりの平均世帯人員は、減少傾向が続いており、令和2年(2020年)では2.72人となっています。

【図表 総世帯数と平均世帯人員の推移】

	平成7年 (1995年)	平成12年 (2000年)	平成17年 (2005年)	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)	令和2年 (2020年)
世帯数(世帯)	12,006	12,498	12,879	12,873	12,712	12,883
1世帯当たり人員(人)	3.61	3.43	3.27	3.09	2.93	2.72



資料：国勢調査

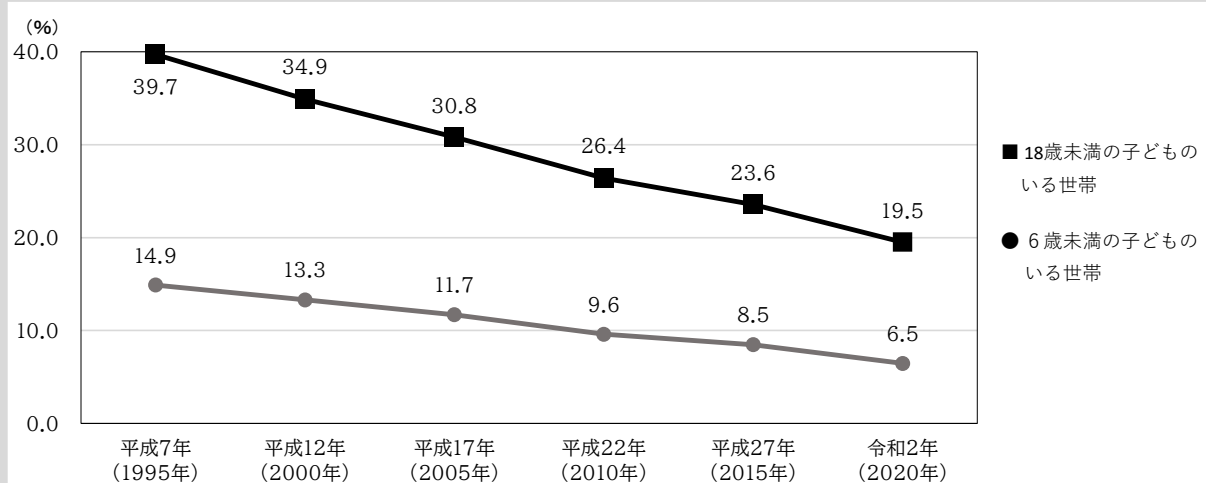
2) 子どものいる一般世帯数の推移

子どものいる一般世帯数の推移をみると、18歳未満の子どものいる世帯数と6歳未満の子どものいる世帯数ともに減少傾向にあります。

【図表 子どものいる一般世帯数の推移】

(単位:世帯)

	平成7年 (1995年)	平成12年 (2000年)	平成17年 (2005年)	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)	令和2年 (2020年)
一般世帯	11,991	12,423	12,667	12,845	12,673	12,848
18歳未満の子どものいる世帯	4,765	4,335	3,896	3,395	2,986	2,506
(%)	39.7	34.9	30.8	26.4	23.6	19.5
6歳未満の子どものいる世帯	1,787	1,647	1,481	1,231	1,075	830
(%)	14.9	13.3	11.7	9.6	8.5	6.5



※一般世帯とは、総世帯から学校の寮や寄宿舎の学生、病院や療養所の入院者、社会施設の 入所者など施設等の世帯を除いたもの。

資料:国勢調査

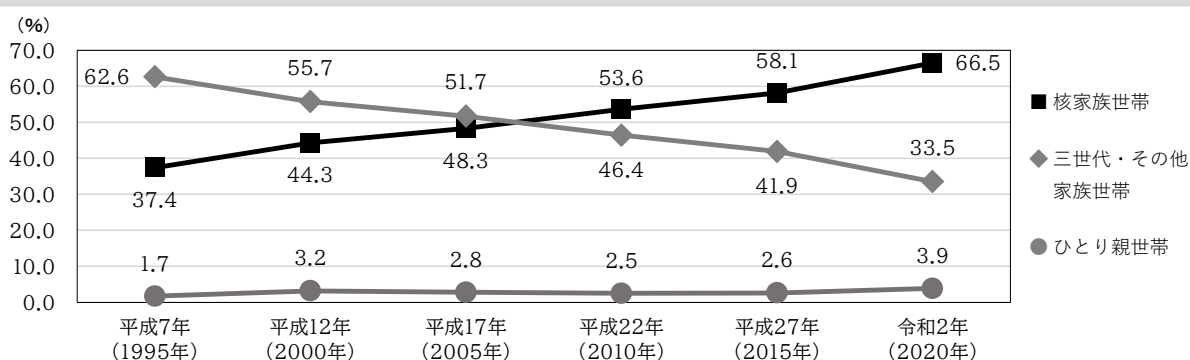
3) 子どものいる一般世帯の家族タイプの推移

6歳未満の子どものいる世帯、18歳未満の子どものいる世帯ともに核家族世帯の割合は増加傾向にあり、平成22年(2010年)以降は半数を超えています。

【図表 6歳未満の子どものいる一般世帯数の推移】

(単位:世帯)

	平成7年 (1995年)	平成12年 (2000年)	平成17年 (2005年)	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)	令和2年 (2020年)
6歳未満の子どものいる世帯	1,787	1,647	1,481	1,231	1,075	830
核家族世帯	669	729	716	660	625	552
(%)	37.4	44.3	48.3	53.6	58.1	66.5
ひとり親世帯	30	52	41	31	28	32
(%)	1.7	3.2	2.8	2.5	2.6	3.9
三世代・その他家族世帯	1,118	918	765	571	450	278
(%)	62.6	55.7	51.7	46.4	41.9	33.5

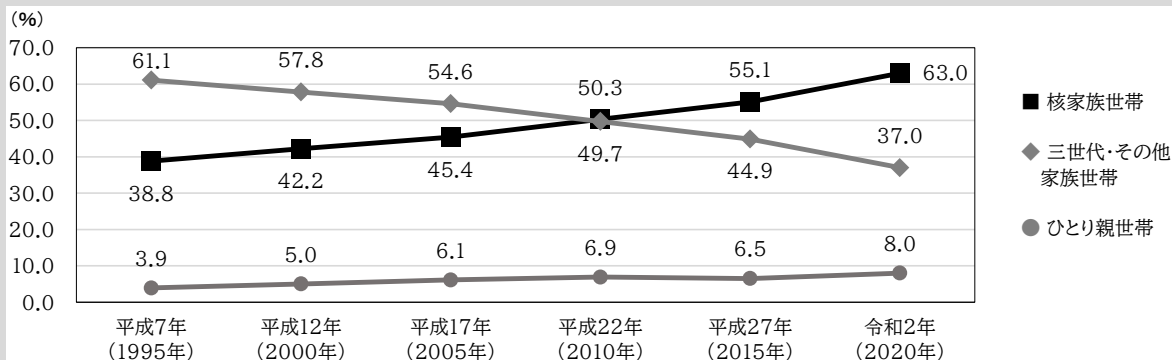


資料:国勢調査

【図表 18歳未満の子どものいる一般世帯数の推移】

(単位:世帯)

	平成7年 (1995年)	平成12年 (2000年)	平成17年 (2005年)	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)	令和2年 (2020年)
18歳未満の子どものいる世帯	4,765	4,335	3,896	3,395	2,986	2,506
核家族世帯	1,850	1,829	1,770	1,708	1,646	1,579
(%)	38.8	42.2	45.4	50.3	55.1	63.0
ひとり親世帯	186	217	239	234	194	200
(%)	3.9	5.0	6.1	6.9	6.5	8.0
三世代・その他家族世帯	2,915	2,506	2,126	1,687	1,340	927
(%)	61.1	57.8	54.6	49.7	44.9	37.0



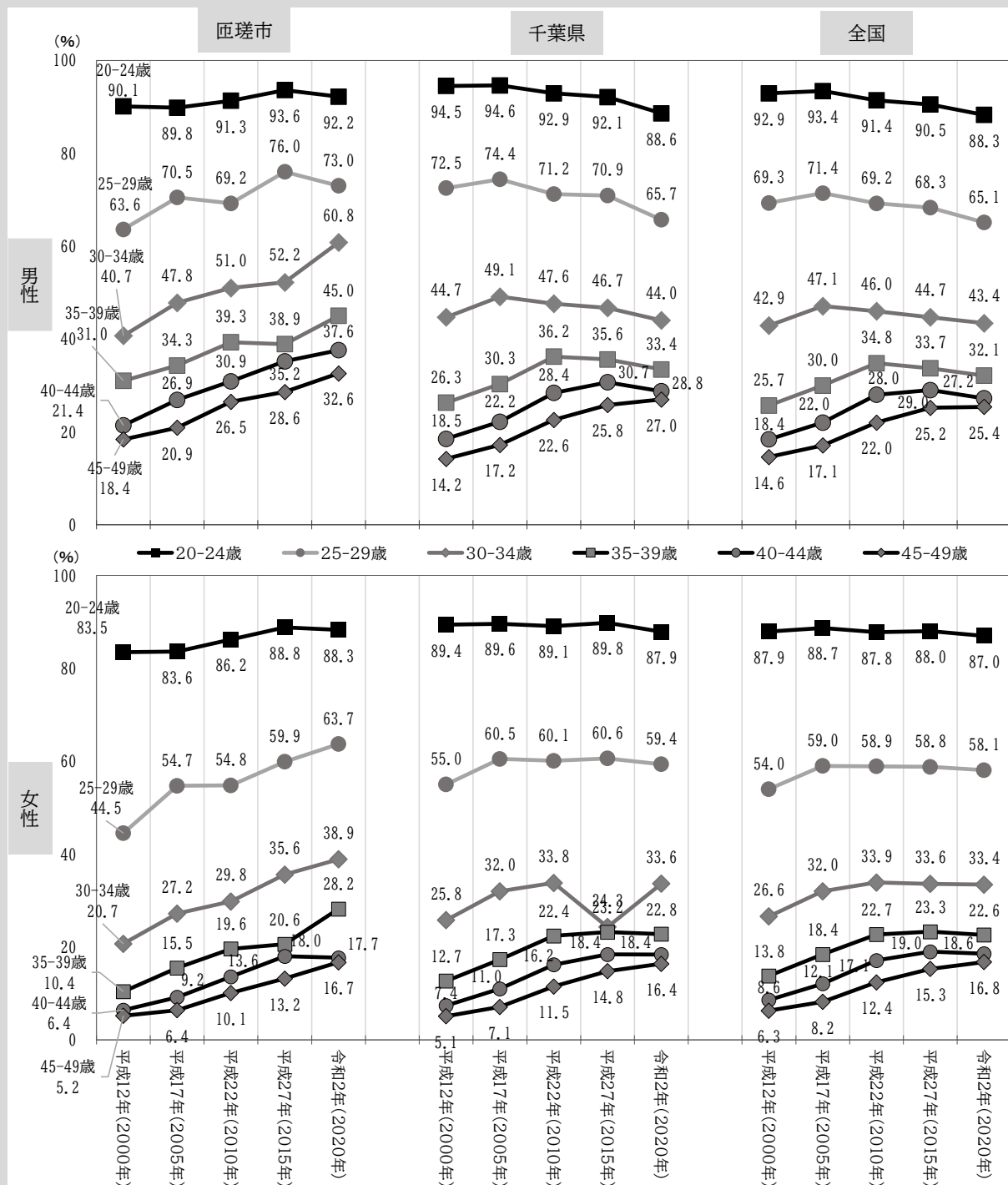
資料:国勢調査

4) 未婚率の推移

本市の未婚率の推移をみると、男女ともに年々未婚率が高くなる傾向がみられ、特に男性は、令和2年(2020年)の30～34歳の未婚率が60%を超える高い割合となっています。女性も増加傾向となっています。

また、本市の男性の未婚率は、全体的に国及び千葉県よりも高くなっています。

【図 未婚率の推移】



資料：国勢調査

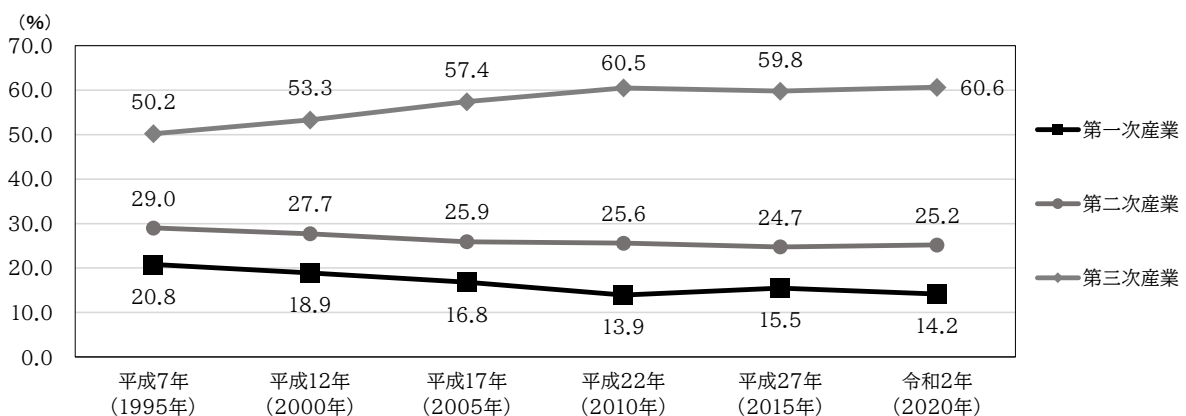
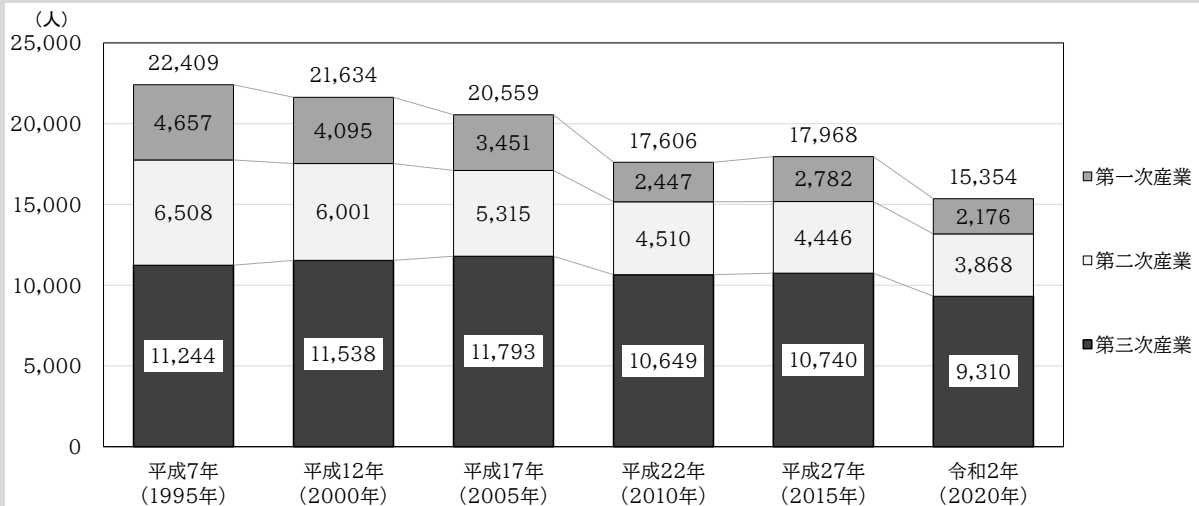
(3) 就業の状況

1) 産業構造別就業率

産業構造別就業率の推移は、就業人口は全体として減少傾向です。産業別の割合において平成22年(2010年)までは、第一次・第二次産業の割合が減少し、第三次産業の割合が上昇。平成27年(2015年)では、第一次・第二次産業が増加し、第三次産業が減少しましたが、令和2年(2020年)では、再び第一次・第二次産業の割合が減少し、第三次産業の割合が上昇しています。

【図表 産業構造別就業率の推移】

	平成7年 (1995年)	平成12年 (2000年)	平成17年 (2005年)	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)	令和2年 (2020年)
総数 (人)	22,409	21,634	20,559	17,606	17,968	15,354
第一次産業 (人)	4,657	4,095	3,451	2,447	2,782	2,176
(%)	20.8	18.9	16.8	13.9	15.5	14.2
第二次産業 (人)	6,508	6,001	5,315	4,510	4,446	3,868
(%)	29.0	27.7	25.9	25.6	24.7	25.2
第三次産業 (人)	11,244	11,538	11,793	10,649	10,740	9,310
(%)	50.2	53.3	57.4	60.5	59.8	60.6



資料: 国勢調査

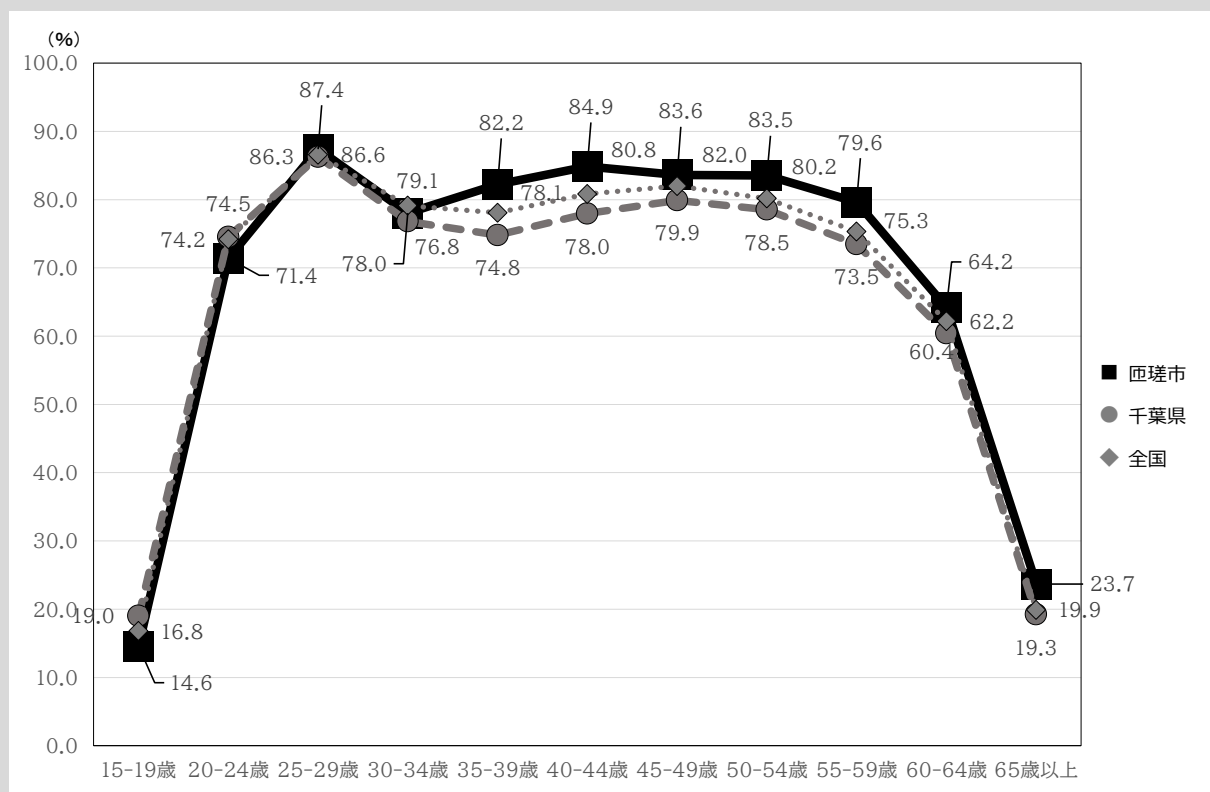
2) 女性の年齢別就業率の推移

女性の年齢別就業率をみると、全国的な傾向と同様に、20歳代後半から30歳代前半にかけての期間にいったん低下し、40歳代にかけて再び上昇するM字カーブを描きますが、千葉県と全国とを比較すると、本市の35歳以降の就業率は高くなっています。

【図表 女性の年齢別就業率の推移（県・国との比較）】

(単位: %)

	15-19歳	20-24歳	25-29歳	30-34歳	35-39歳	40-44歳	45-49歳	50-54歳	55-59歳	60-64歳	65歳以上
匝瑳市	14.6	71.4	87.4	78.0	82.2	84.9	83.6	83.5	79.6	64.2	23.7
千葉県	19.0	74.5	86.3	76.8	74.8	78.0	79.9	78.5	73.5	60.4	19.3
全国	16.8	74.2	86.6	79.1	78.1	80.8	82.0	80.2	75.3	62.2	19.9



資料: 令和2年(2020年)国勢調査

(4) 保育サービス等の提供状況

1) 匝瑳市にある保育所・幼稚園等の提供状況

本市には、令和6年(2024年)現在、公立保育所が4か所、私立保育園が7か所、私立認定こども園が1か所あります。入所児童数は、令和2年(2020年)の773人から減少しており、令和6年(2024年)は582人となっています。

年齢別にみると令和2年(2020年)の4歳児が196人と最も多くなっています。

【表 認可保育所等の状況】

		令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
公 立	施設数 (か所)	4	4	4	4	4
	定員数 (人)	300	300	300	300	300
	入所児童数 (人)	222	212	185	183	158
	産休明け～6か月	0	0	0	0	0
	0歳児	5	9	4	11	1
	1歳児	27	24	30	24	22
	2歳児	36	34	30	33	29
	3歳児	42	43	37	33	38
	4歳児	60	43	42	38	31
	5歳児	52	59	42	44	37
		令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
私 立	施設数 (か所)	8	8	8	8	9
	定員数 (人)	570	520	470	440	440
	入所児童数 (人)	551	502	441	422	424
	産休明け～6か月	0	0	0	0	0
	0歳児	12	18	13	13	11
	1歳児	64	51	59	57	70
	2歳児	91	80	70	74	70
	3歳児	108	107	89	84	93
	4歳児	136	107	103	92	87
	5歳児	140	139	107	102	93

資料:福祉課(各年4月1日現在)

【表 保育所等の児童数と入所率の推移】

	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)
定員 (人)	870	820	770	740	740
入所児童数 (人)	773	714	626	605	582
入所率 (%)	88.9	87.1	81.3	81.8	78.6

資料:福祉課(各年4月1日現在)

本市には、公立幼稚園が2か所ありましたが、令和5年度に統合し、1か所となりました。

【表 幼稚園の状況】

		令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
施設数	公立	2	2	2	1	1
	私立	0	0	0	0	0
3歳児（人）		13	7	4	7	5
4歳児（人）		14	16	9	4	7
5歳児（人）		22	14	16	8	4
合計		49	37	29	19	16

資料：学校教育課（各年5月1日現在）

2）小中学校の状況

本市には、公立小学校が10校、中学校が3校あります。

小学校の児童数、中学校の生徒数ともに減少しており、令和6年（2024年）では、小学校の児童数は1,361人、中学校の生徒数は769人となっています。

【表 小学校の児童数、中学校の生徒数の推移】

（単位：人）

		令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
小学校 児童数	男子	788	761	755	745	711
	女子	781	755	733	693	650
	合計	1,569	1,516	1,488	1,438	1,361
中学校 生徒数	男子	396	421	417	402	374
	女子	434	420	410	399	395
	合計	830	841	827	801	769

資料：学校教育課（各年5月1日現在）

3）学童保育（放課後児童クラブ・放課後子ども教室）の状況

本市には、放課後児童クラブが13か所、放課後子ども教室が3か所あります。放課後児童クラブは、総児童数の減少とともに在籍児童数も減少傾向ですが、在籍割合は増加しており、令和2年（2020年）には37.9%であったものが、令和6年（2024年）は41.8%と上昇しています。

【表 放課後児童クラブの状況】

（単位：人）

	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)
放課後児童クラブ数	12	12	12	12	13
指導員数	38	45	48	49	56
定員	480	480	480	480	500
在籍児童数	594	595	572	559	569
総児童数	1,569	1,516	1,488	1,438	1,361
在籍割合（%）	37.9	39.2	38.4	38.9	41.8

資料：学校教育課（各年5月1日現在）

放課後こども教室は、令和5年(2023年)の在籍児童数は129人で、令和2年度からやや増加傾向でしたが、令和6年(2024年)では112人となっています。

【表 放課後こども教室の状況】

(単位:人)

	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)
定員	120	120	120	120	120
在籍児童数	123	129	128	129	112

資料:学校教育課(各年5月1日現在)

4) 公園と児童遊園

本市の公園数は、都市公園法に基づく街区公園が9か所、近隣公園が3か所、地区公園が1か所、その他の公園が1か所、児童遊園が12か所と合計26か所となっています。

【表 公園と児童遊園数】

(単位:箇所)

	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)
公園	街区公園	9	9	9	9
	近隣公園	3	3	3	3
	地区公園	1	1	1	1
	その他公園	1	1	1	1
児童遊園		12	12	12	12
合計		26	26	26	26

資料:都市整備課

(5) 子ども・子育てをめぐる問題の動向

1) 児童虐待相談取扱い件数

本市の児童虐待の相談取扱い件数は、令和4年(2022年)では40件となっていますが、令和5年(2023年)では25件と減少しています。

【表 児童虐待相談取扱い件数】

(単位:件)

	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)
身体的虐待	3	4	5	2
ネグレクト(養育困難等)	6	7	20	11
性的虐待	0	0	0	1
心理的虐待	16	8	15	11
合計	25	19	40	25

資料:福祉課(各年度末実績)

(6)子育て支援サービス等の状況

1) 民生委員・児童委員、主任児童委員の状況

民生委員・児童委員と主任児童委員の合計は、令和6年(2024年)は85人で、県の配置基準人数※を満たしています。

【表 民生委員・児童委員数】

(単位:人)

	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)
民生委員・児童委員数	72	72	73	74	72
男性委員数	56	55	56	58	56
女性委員数	16	17	17	16	16
主任児童委員数	12	13	13	13	13
合計委員数	84	85	86	87	85

資料:福祉課(各年4月1日現在)

※県では、人口10万人未満の市に対し、120世帯～280世帯ごとに1人の配置の基準を設けており、本市では46～107人の配置が適当とされる。

2) 母子保健の提供状況

母子健康手帳交付、こんにちは赤ちゃん訪問については、前述の出生数の減少とともに、減少傾向となっています。妊婦・産婦・未熟児・新生児訪問、乳児・幼児訪問指導は令和5年度(2023年度)に増加しています。

【表 訪問相談等の実施状況】

(単位:件)

	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)
母子健康手帳交付件数	172	151	123	126
妊婦・産婦・未熟児・新生児訪問件数	130	145	166	251
こんにちは赤ちゃん訪問件数	149	145	120	112
乳児※・幼児訪問指導件数	118	173	130	145

※乳児は、こんにちは赤ちゃん訪問以外の乳児

資料:健康管理課(各年度末実績)

【表 定期健康診査の受診状況】

(単位:人)

		令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)
4か月児健診	対象者数	161	141	132	118
	受診者数	158	139	127	117
	受診率(%)	98.1	98.6	96.2	99.2
1歳6か月児健診	対象者数	190	160	155	130
	受診者数	186	155	150	124
	受診率(%)	97.9	96.9	96.8	95.4
3歳児健診	対象者数	214	162	179	159
	受診者数	209	156	176	152
	受診率(%)	97.7	96.3	98.3	95.6

資料:千葉県母子健康事業実績報告(各年度末実績)

【表 歯科健康診査と罹患率の状況】

(単位:人)

		令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)
1歳6か月児 歯科健診	受診者数	186	155	150	124
	う歯あり	0	1	1	1
	罹患率(%)	0.0	0.6	0.7	0.8
2歳児歯科健診	受診者数	168	165	147	131
	う歯あり	11	5	7	3
	罹患率(%)	6.5	3.0	4.8	2.3
3歳児歯科健診	受診者数	206	153	157	150
	う歯あり	22	11	12	12
	罹患率(%)	10.7	7.2	7.6	8.0

資料:市町村歯科健康診査実績報告書、千葉県母子健康事業実績報告(各年度末実績)

【表 予防接種の状況】

(単位:人)

			令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)
四種混合	第1期	第1回	155	146	120	124
		第2回	162	144	128	124
		第3回	150	159	126	133
	第1期追加		188	148	137	119
麻疹風疹混合 (MR)	第1期		166	143	131	138
	第2期		229	224	191	172
日本脳炎	第1期	第1回	208	122	124	186
		第2回	222	121	129	182
	第1期追加		189	67	214	153
	第2期		191	42	355	287
BCG			154	155	127	120
二種混合			287	198	207	217

資料:健康管理課(各年度末実績)

各種教室・相談はコロナ禍のため、中止している年があります。令和2年(2020年)と令和3年(2021年)は中止しています。

【表 各種教室・相談等の状況】

		令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)
妊産婦関係の教室	開催回数(回)	コロナ禍のため中止	コロナ禍のため中止	6	8
	延べ参加人数(人)			76	114
乳幼児健康相談 (就学前の子)	開催回数(回)	コロナ禍のため中止	8	8	8
	延べ参加人数(人)		75	49	82
離乳食教室(R5～実演会) (5か月～11か月の乳児をもつ保護者)	開催回数(回)	TEL相談	コロナ禍のため中止	3	8
	延べ参加人数(人)	10		10	14
わんぱくクッキング (2歳以上の幼児と保護者)	開催回数(回)	コロナ禍のため中止	コロナ禍のため中止	1	資料配布
	延べ参加人数(人)			10	281
親子料理教室 (小学校低学年と保護者)	開催回数(回)	資料配布	資料配布	コロナ禍のため中止	希望無し
	延べ参加人数(人)	263	33		
すくすく歯っぴい 【1歳児歯科相談】(就学前の子)	開催回数(回)	9	8	8	7
	延べ参加人数(人)	156	147	108	135
歯磨き巡回指導 (幼児・学童)	開催回数(回)	資料配布	資料配布	資料配布	13
	延べ参加人数(人)	664	602	534	179
発達相談 (就学前の子)	開催回数(回)	44	45	52	52
	延べ参加人数(人)	142	155	149	154
ことばの相談 (就学前の子)	開催回数(回)	13	14	12	12
	延べ参加人数(人)	24	23	16	22
産後ケア	宿泊 延べ人数(人)	5	6	7	4
	通所 延べ人数(人)	1	3	6	3

資料:健康管理課(各年度末実績)

地域子育て支援拠点事業(つどいの広場)について、開催回数は令和2年度(2020年度)以降、増加傾向で推移しています。延べ参加人数も増加しており、令和5年度(2023年度)には6,794人となっています。

【表 交流事業】

		令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)
地域子育て支援拠点事業 (つどいの広場)	開催回数(回)	252	309	310	314
	延べ参加人数(人)	3,158	4,785	5,671	6,794

資料:福祉課(各年度末実績)

3) 各種手当・助成受給の状況

各種手当受給者の受給状況をみると、令和6年(2024年)まで減少傾向となっています。

【表 各種手当の受給状況】

	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)
児童手当(世帯)※ ¹	1,982	1,909	1,819	1,681	1,601
児童扶養手当(人)※ ²	201	191	192	189	183
特別児童扶養手当(人)※ ³	64(69)	63(68)	57(61)	57(61)	60(65)
障害児福祉手当(人)※ ⁴	21	20	20	19	18

※¹ 各年6月現況届対象世帯数

※² 各年3月末(支給停止者除く)人数

※³ 各年3月末人数()内は児童数

※⁴ 各年3月末(支給停止者除く)人数

資料:福祉課

子ども医療費助成は、令和2年(2020年)以降で減少しています。ひとり親家庭等医療費等助成は、令和4年(2022年)以降増加しており、令和6年(2024年)は290人となっています。

【表 各種助成の受給状況】

(単位:人)

	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)
子ども医療費助成※ ¹	4,791	4,669	4,474	4,309
ひとり親家庭等医療費等助成	299	291	284	286
自立支援医療(精神通院)※ ²	不明	6	6	6
自立支援医療(育成医療)※ ³	4	2	0	0
未熟児養育医療費助成	9	6	2	5
チャイルドシート購入助成	88	93	78	76
出産応援給付金※ ⁴			130	179
子育て応援給付金※ ⁴			86	141

※¹ 各年4月1日現在、高校生世代以下で有効な受給者証の所有者数

※² 各年3月31現在の決定数

※³ 各年度中の決定数

※⁴ 各年度の給付(助成)決定数

資料:福祉課・健康管理課

2. ニーズ調査から見た子育ての状況

(1) 調査の概要

1) 調査の目的

本計画策定のための基礎資料として、本市における保育ニーズや子育て支援サービスの利用状況及び利用意向、また、子育て世帯の生活実態を把握することを目的に実施しました。

2) 調査設計

- 調査地域 匝瑳市全域
- 調査対象 ①市内在住の就学前児童(小学校入学前(0歳～5歳))のいる世帯の保護者
②市内在住の就学児童(小学校1年生～6年生)のいる世帯
- 標本数 1,000件 (内訳:①500件、②500件)
- 抽出方法 住民基本台帳から無作為抽出
- 調査方法 郵送による調査票の送付、郵送及びインターネット回答による回収
- 調査時期 令和5年(2023年)12月25日(月)
～令和6年(2024年)1月21日(日)

3) 回収結果

	配布数	回収数	回収率
就学前児童(小学校入学前(0～5歳))	500件	197件	39.4%
就学児童(小学校1年生～6年生)	500件	214件	42.8%
合計	1,000件	411件	41.1%

4) 調査結果の表記について

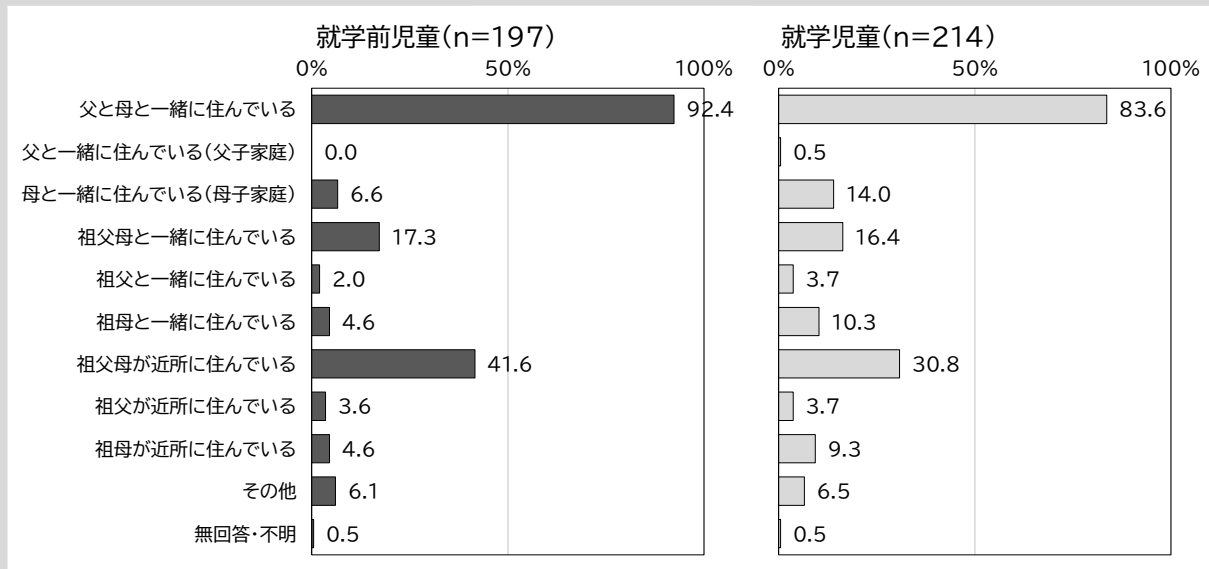
- 集計結果は、小数点以下第2位を四捨五入しており、比率の合計が100%にならないことがあります。複数回答を求めた設問は、回答者に対する割合を示しているため、合計値は100%を超えます。
- 文中に示す「n」は、各設問の回答者数です。
- 本文中の結果は百分率(%)で表していますが、比較等の場合はポイントという表現を用いています。

(2)子育て家庭を取り巻く状況

1)一緒に住んでいる人、近隣に住んでいる人

就学前児童、就学児童ともに、「両親と一緒に住んでいる」がほとんどを占めており、祖父母も同居又は近くに住んでいます、約2割が父と母のみとなっています。

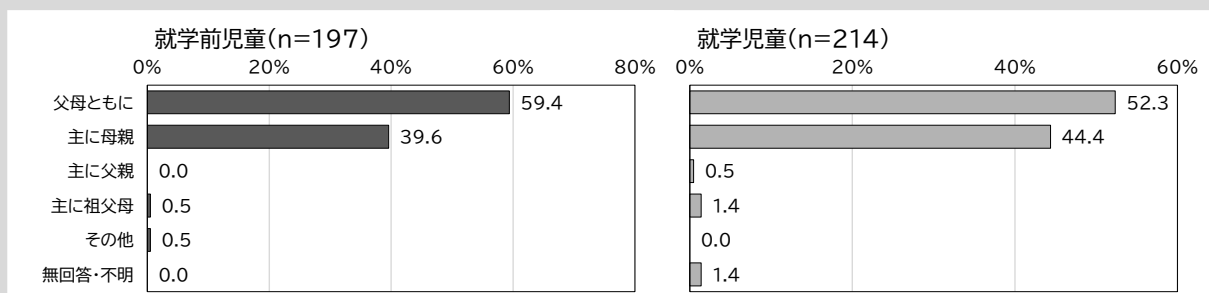
【図 一緒に住んでいる人、近隣に住んでいる人】



2)子どもの子育て(教育を含む。)を主にしている方

子どもの子育て(教育を含む。)を主にしている方は、就学前児童、就学児童ともに「父母ともに」が最も多く、次いで「主に母親」となっており、この2つでほとんどを占めています。

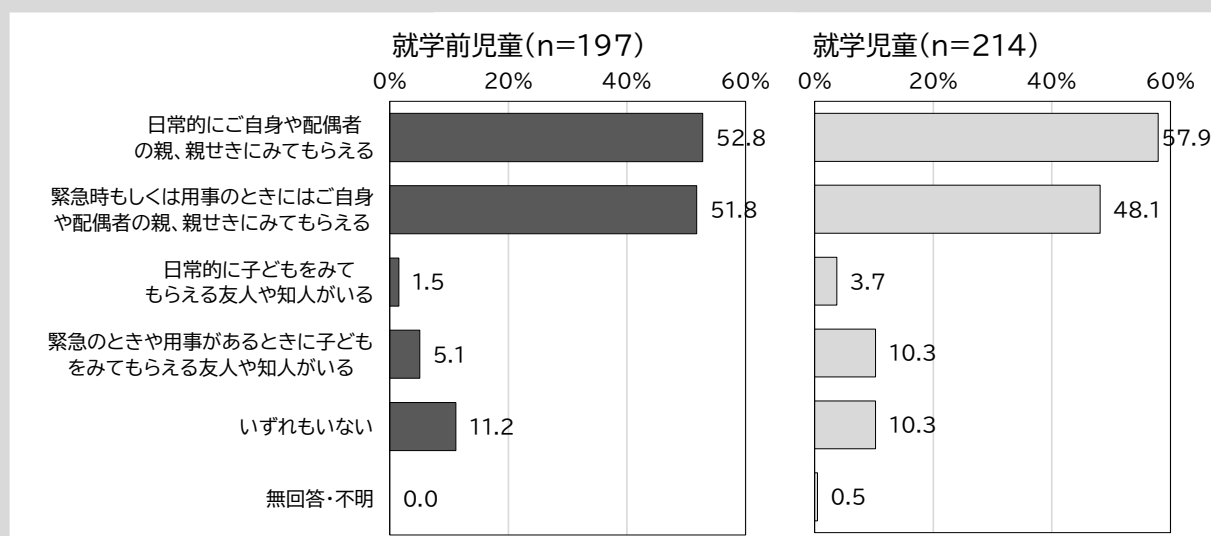
【図 子どもの子育て(教育を含む。)を主にしている方】



3) 日頃、子どもを預かってもらえる親族・知人の有無

日頃、子どもを預かってもらえる親族・知人の有無は、就学前児童、就学児童ともに、「日常的にご自身や配偶者の親、親せきにみてもらえる」が最も多く、次いで「緊急時もしくは用事的时候にはご自身や配偶者の親、親せきにみてもらえる」となっています。また、「いずれもない」は就学前児童、就学児童ともに約1割となっています。

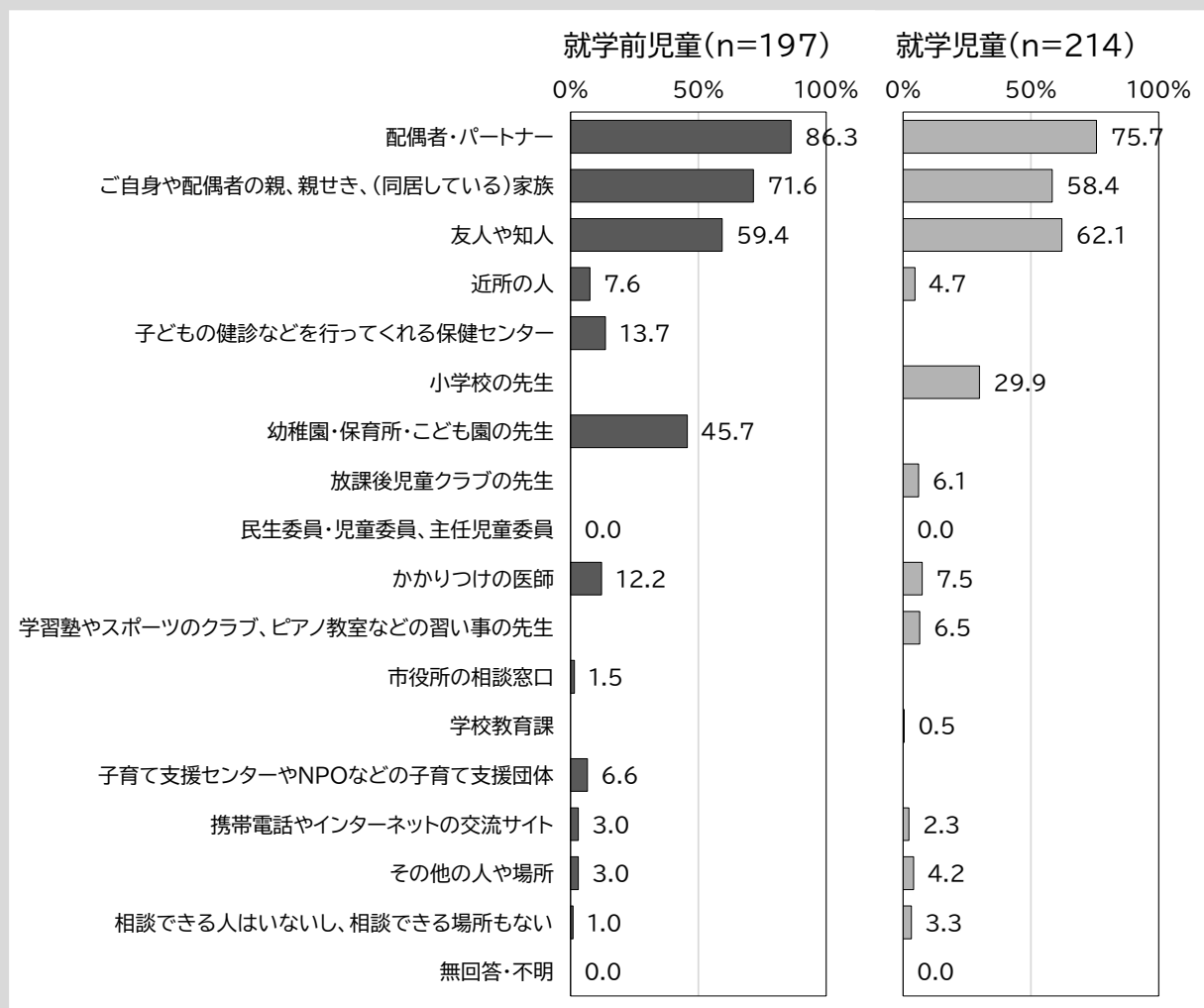
【図 日頃、子どもを預かってもらえる親族・知人の有無】



4) 相談できる人や相談できる場所

就学前児童、就学児童ともに、相談できる相手として「配偶者・パートナー」「親・親せき」「友人や知人」と答える方が多くなっています。就学前児童では「幼稚園・保育所・こども園の先生」、就学児童では「小学校の先生」との答えも多くなっています。

【図 相談できる人や相談できる場所】



※値のない項目は選択肢がないもの。就学前児童と就学児童で一部回答選択肢が異なる。

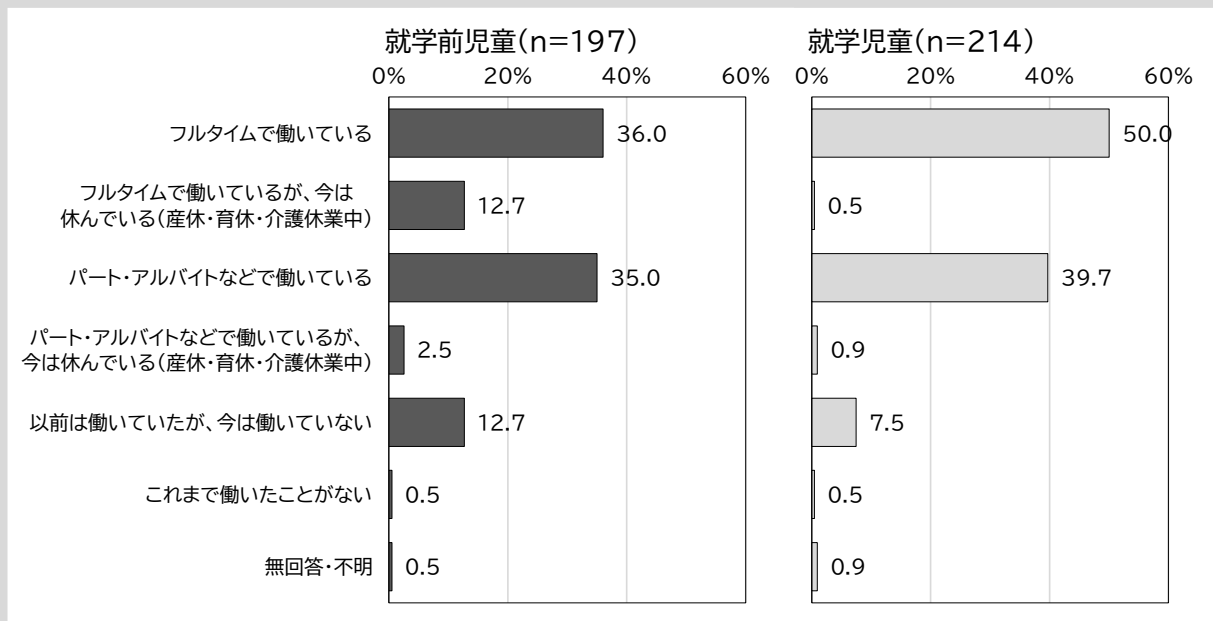
(3) 保護者の就労状況

1) 保護者の就労状況（母親）

母親の就労状況は、就学前児童では「フルタイムで働いている」と「パート・アルバイトなどで働いている」が多くなっています。就学児童では「フルタイムで働いている」が最も多く、次いで「パート・アルバイトなどで働いている」が多くなっています。

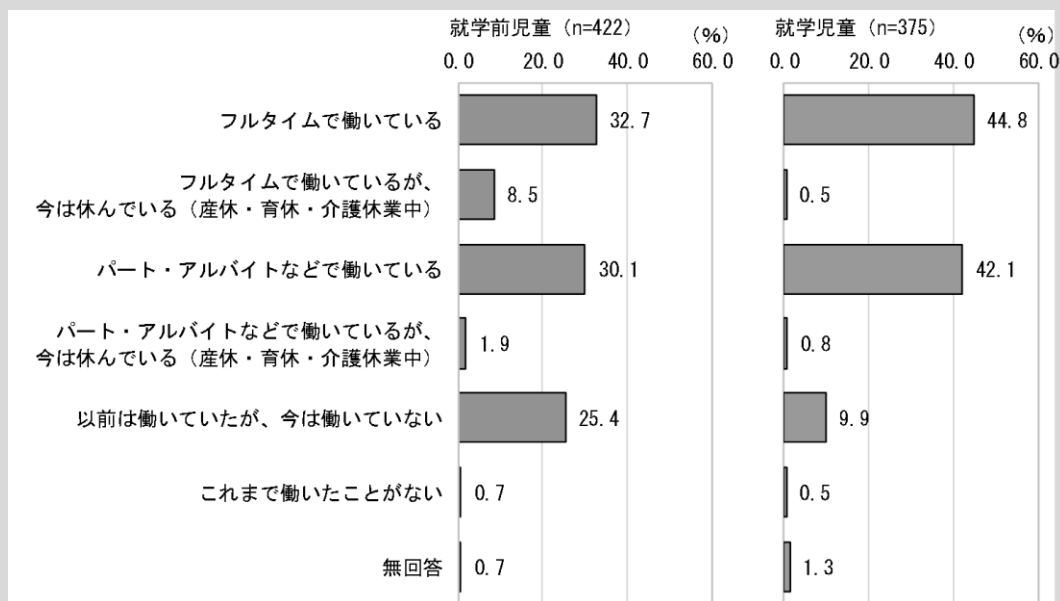
前回調査と比較すると、就学前児童の「以前は働いていたが、今は働いていない」の割合が約1割減少しています。

【表 保護者の就労状況（母親）】



【前回調査(平成30年(2018年))】

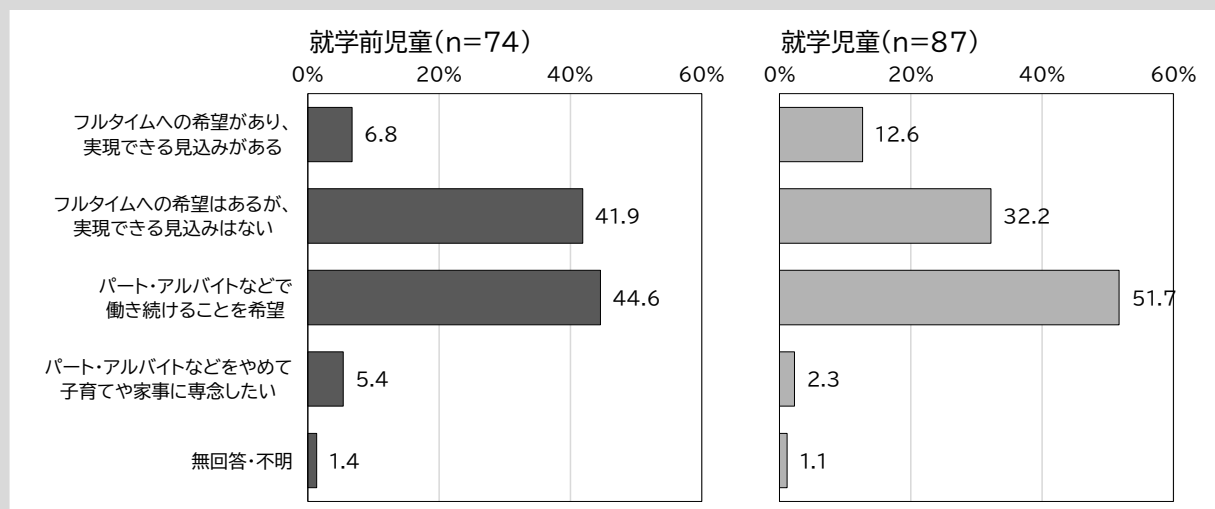
【表 保護者の就労状況（前回調査（母親））】



2) パート・アルバイト等で就労している母親のフルタイムへの転換希望

パート・アルバイト等で就労している母親のフルタイムへの転換希望は、就学前児童、就学児童ともに「パート・アルバイトなどで働き続けることを希望」が半数以上と最も多くなっており、次いで「フルタイムへの希望はあるが、実現できる見込みはない」となっています。

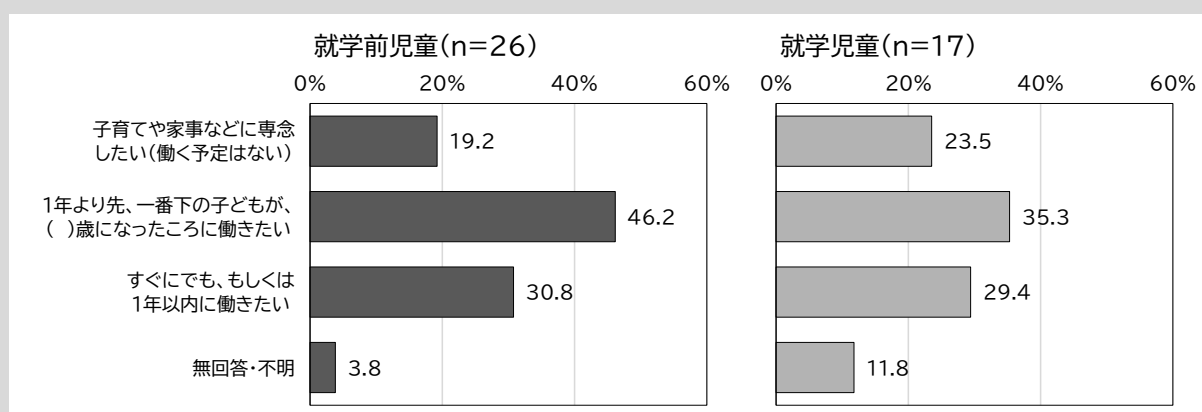
【図 母親のフルタイムへの転換希望】



3) 現在就労していない母親の就労希望

現在就労していない母親の就労希望は、就学前児童、就学児童ともに「1年より先、一番下の子どもが()歳になったところに働きたい」が最も多くなっています。

【図 現在就労していない母親の就労希望】

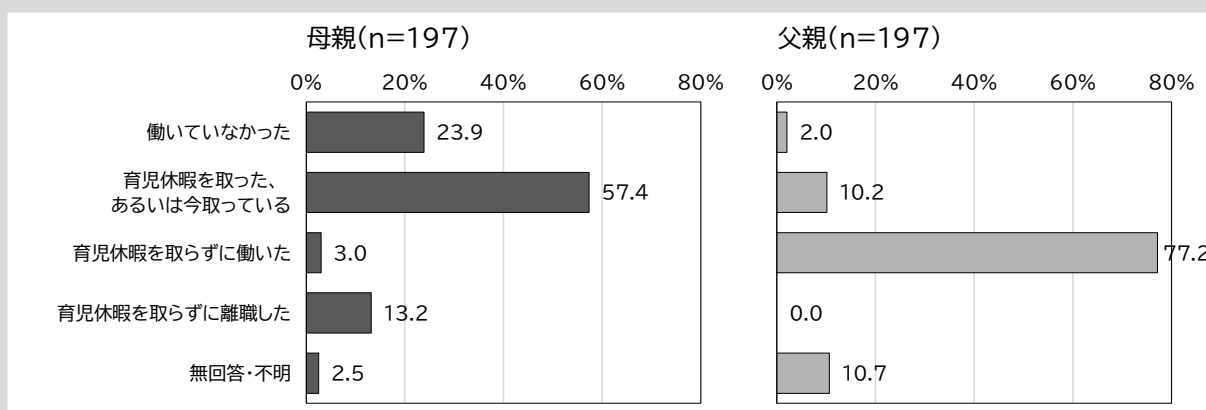


4) 育児休暇の取得状況

育児休暇の取得状況は、母親では「育児休暇を取った、あるいは今取っている」が最も多く57.4%、次いで「働いていなかった」が23.9%、「育児休暇を取らずに離職した」が13.2%、父親では「育児休暇を取らずに働いた」が最も多く77.2%、次いで「育児休暇を取った、あるいは今取っている」が10.2%、「働いていなかった」が2.0%となっています。

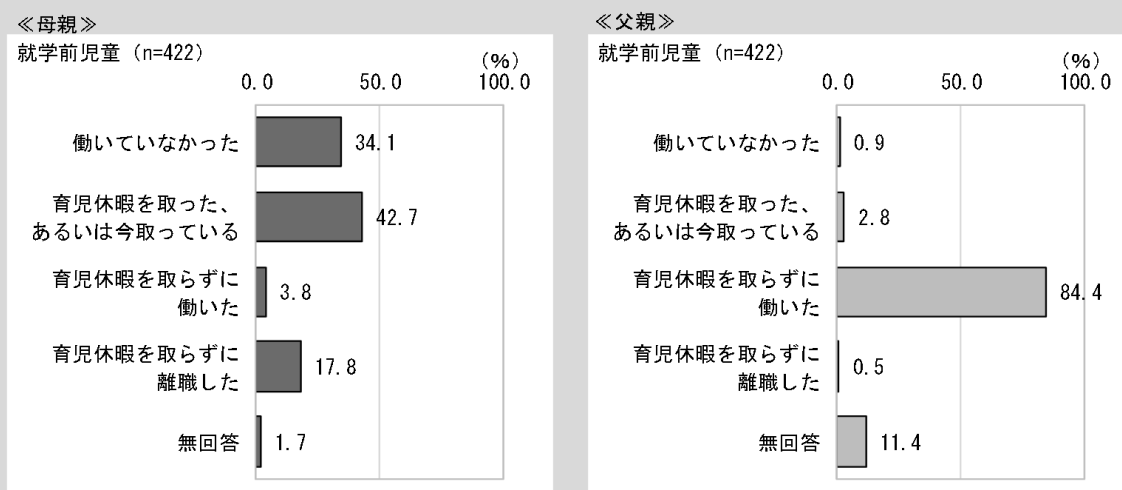
また、前回調査と比較すると、母親、父親ともに、「育児休暇を取った、あるいは取っている」の割合が増え、「育児休暇を取らずに働いた」の割合が減っています。

【図 育児休暇の取得状況】



【前回調査(平成30年(2018年))】

【図 育児休暇の取得状況(前回調査)】

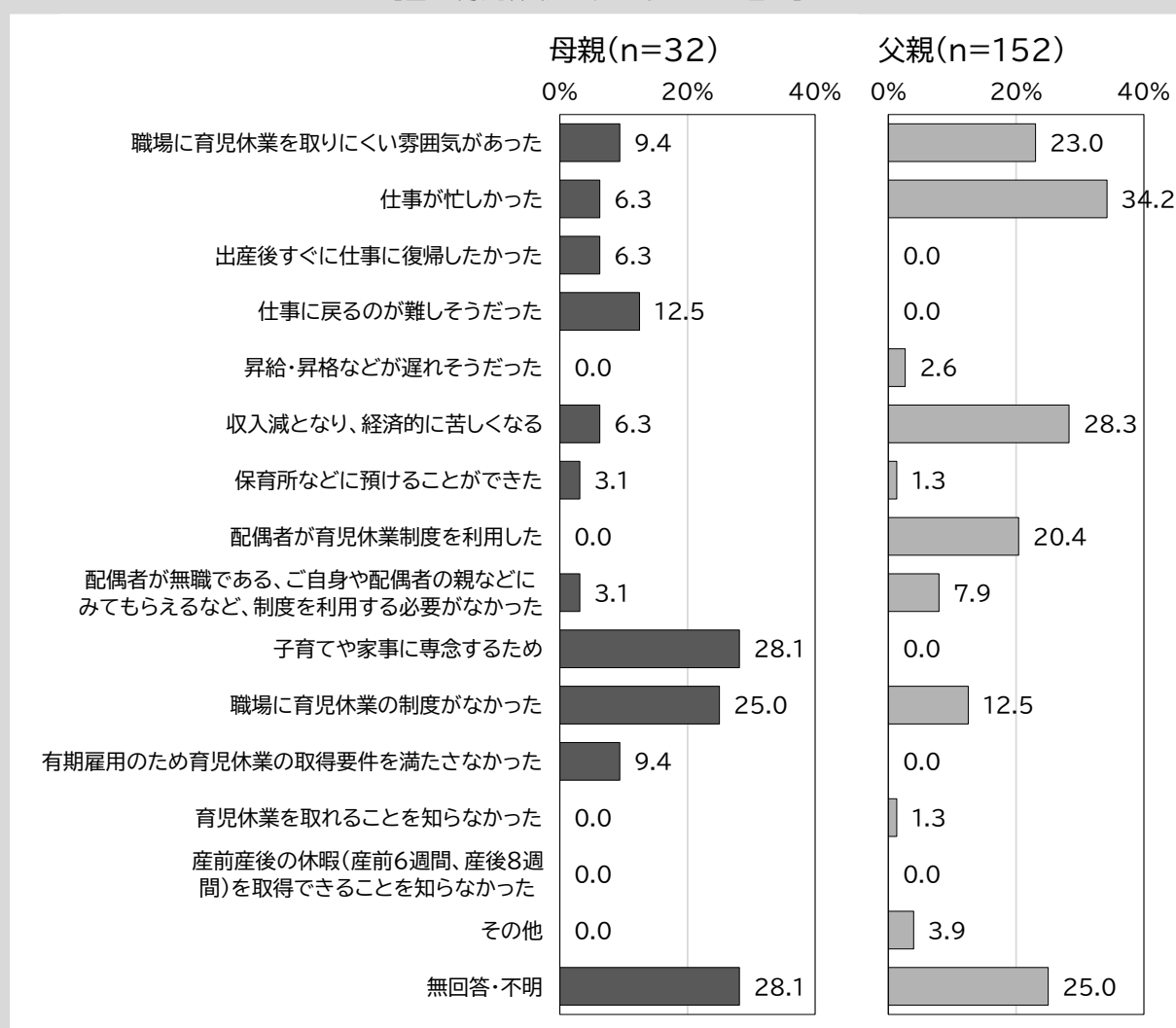


5) 育児休暇を取らなかった理由

育児休暇を取らずに働いた、又は育児休暇を取らずに離職した人に対し、その理由について聞いたところ、母親では「子育てや家事に専念するため」が最も多く28.1%、「職場に育児休業の制度がなかった」が25.0%、次いで「仕事に戻るのが難しそうだった」が12.5%、父親では「仕事が忙しかった」が最も多く34.2%、次いで「収入減となり、経済的に苦しくなる」が28.3%、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」が23.0%となっています。

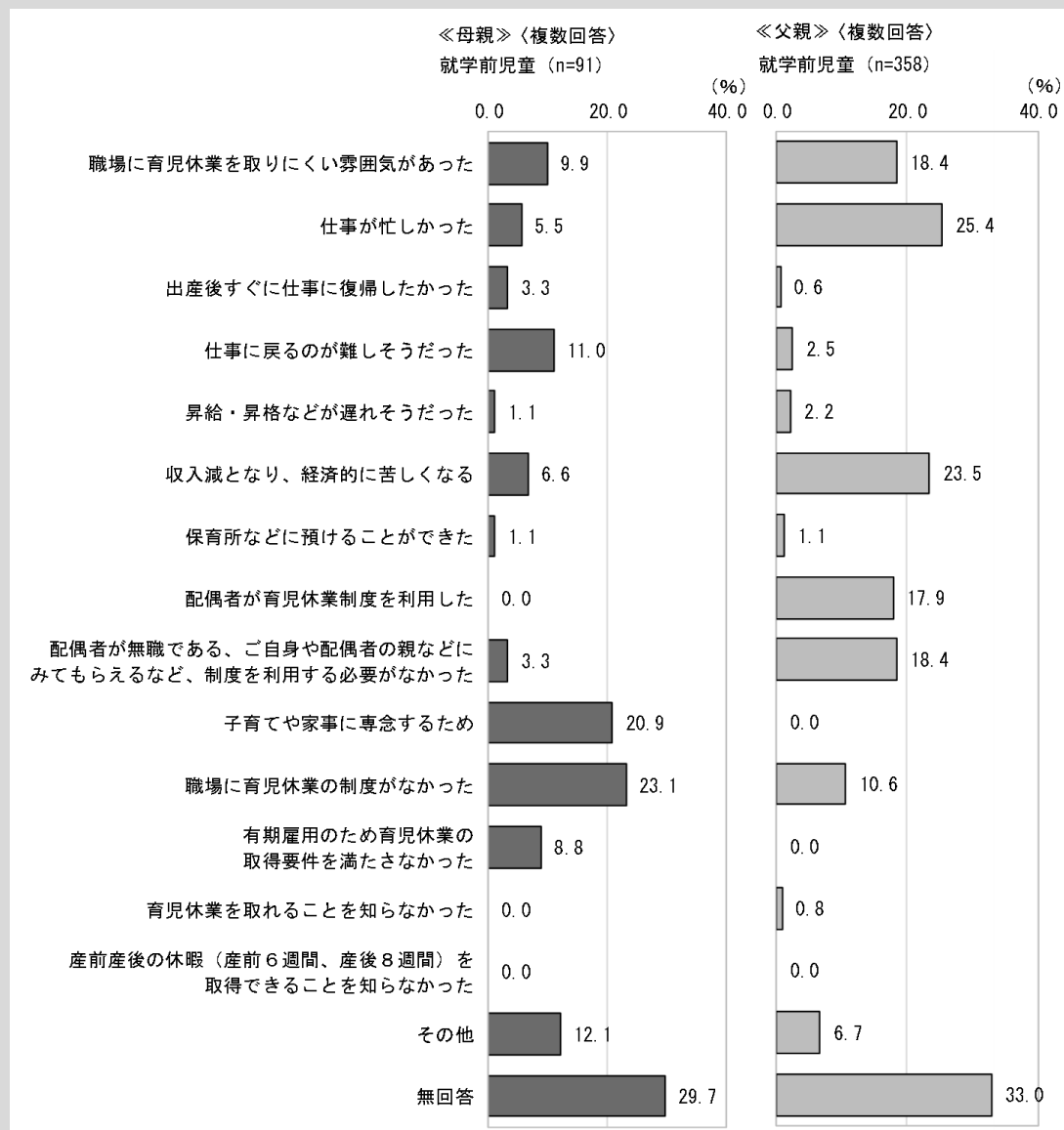
前回調査と比較すると、母親では「子育てや家事に専念するため」が7.2ポイント増加しています。父親では「配偶者が無職である、ご自身や配偶者の親などにみてもらえるなど、制度を利用する必要がなかった」が10.5ポイント減少しています。

【図 育児休暇を取らなかった理由】



【前回調査(平成30年(2018年))】

【図 育児休暇を取らなかった理由(前回調査)】

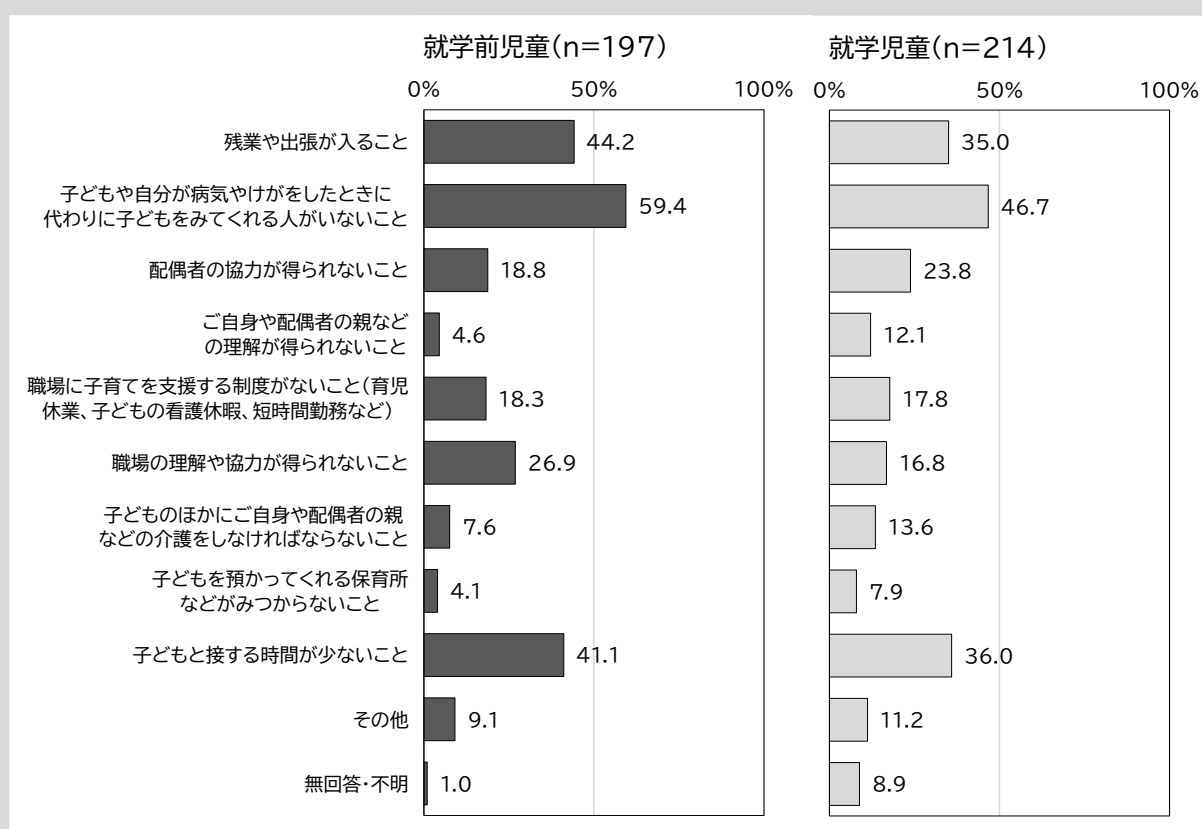


6) 仕事と子育てを両立させる上での課題

仕事と子育てを両立させる上での課題は、就学前児童では「子どもや自分が病気やけがをしたときに代わりに子どもをみてる人がいないこと」が最も多く59.4%、次いで「残業や出張が入ること」が44.2%、「子どもと接する時間が少ないこと」が41.1%となっています。

就学児童では「子どもや自分が病気やけがをしたときに代わりに子どもをみてる人がいないこと」が最も多く46.7%、次いで「子どもと接する時間が少ないこと」が36.0%、「残業や出張が入ること」が35.0%となっています。

【図】 仕事と子育てを両立させる上での課題



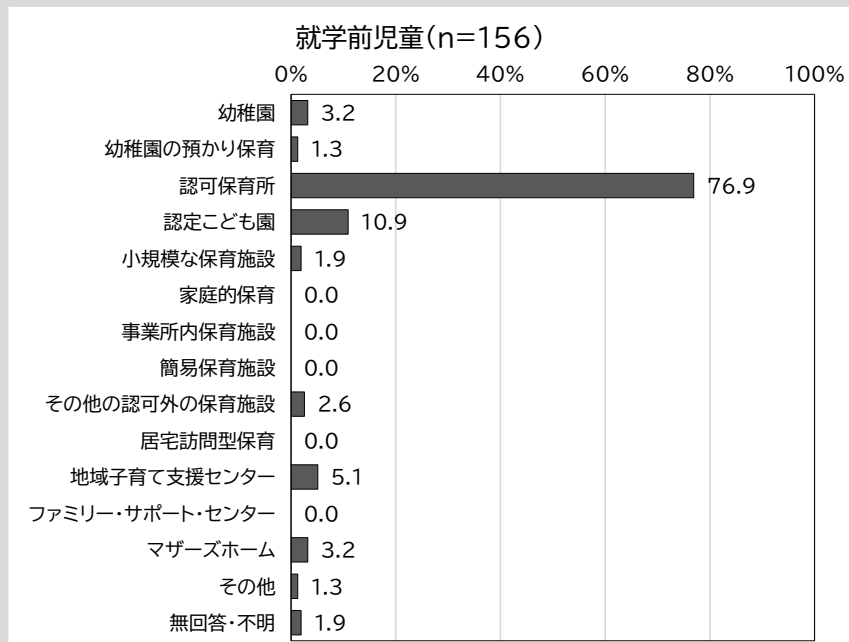
(4)教育・保育事業について

1) 平日の定期的な幼稚園や保育所等の利用状況と利用希望

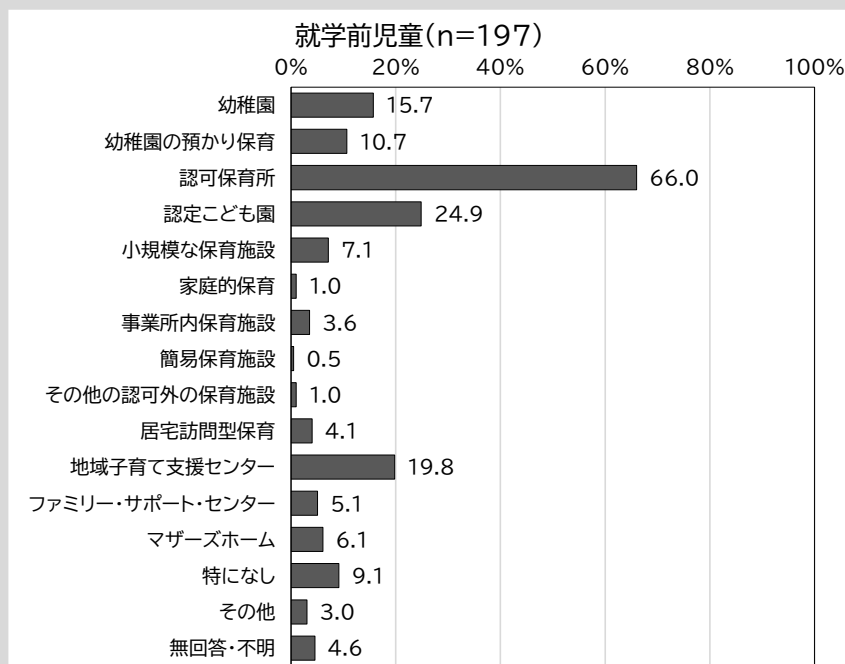
平日の定期的な幼稚園や保育所等を利用している人に対し、利用している施設やサービスについて聞いたところ、「認可保育所」が最も多く76.9%、次いで「認定こども園」が10.9%、「地域子育て支援センター」が5.1%となっています。

今後利用したい平日の定期的な幼稚園や保育所等の利用希望は、「認可保育所」が最も多く66.0%、次いで「認定こども園」が24.9%、「地域子育て支援センター」が19.8%となっています。

【図 平日の定期的な幼稚園や保育所等の利用状況】



【図 今後利用したい平日の定期的な幼稚園や保育所等について】

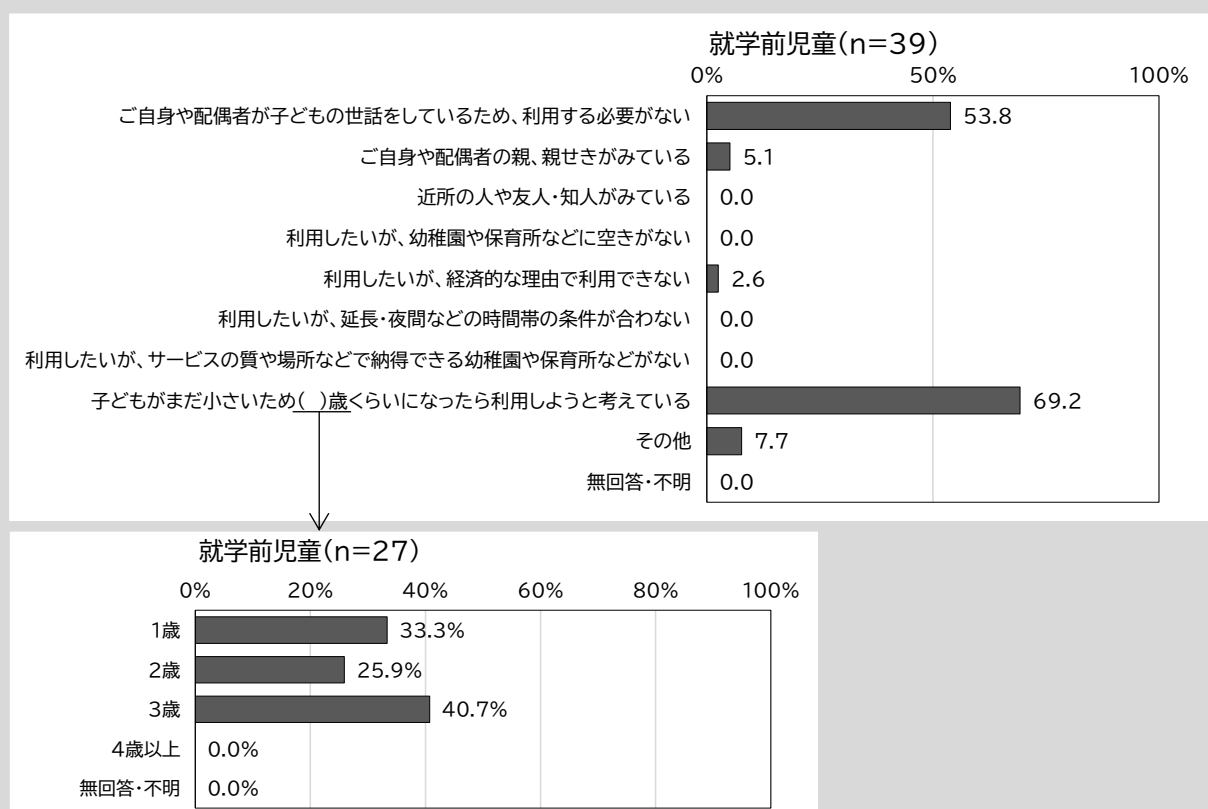


2) 平日の定期的な利用をしていない理由

平日の定期的な幼稚園や保育所等を利用していない人に対し、利用していない理由について聞いたところ、「子どもがまだ小さいため()歳くらいになったら利用しようと考えている」が最も多く69.2%、次いで「ご自身や配偶者が子どもの世話をしているため、利用する必要がない」が53.8%、「ご自身や配偶者の親、親せきがみている」が5.1%となっています。また、子どもが大きくなったら利用しようと考えている人に対し、子どもが何歳になったら利用したいと思うかについて聞いたところ、「3歳」、「1歳」、「2歳」の順に多くなっています。

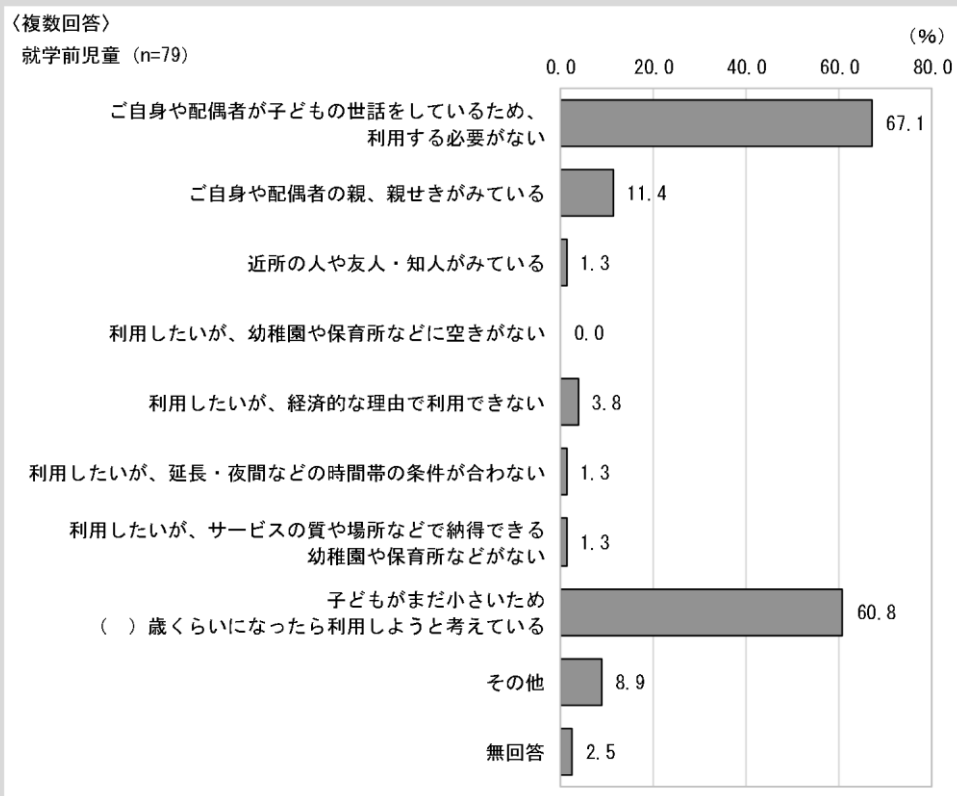
前回調査と比較すると、「子どもがまだ小さいため()歳くらいになったら利用しようと考えている」が8.4ポイント増加しています。

【図 平日の定期的な利用をしていない理由】



【前回調査(平成30年(2018年))】

【図 平日の定期的な利用をしていない理由（前回調査）】

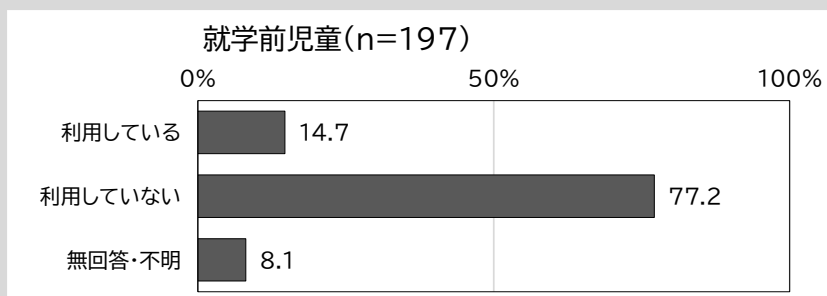


3) 地域子育て支援センター（つどいの広場、あかしあこども園）の利用

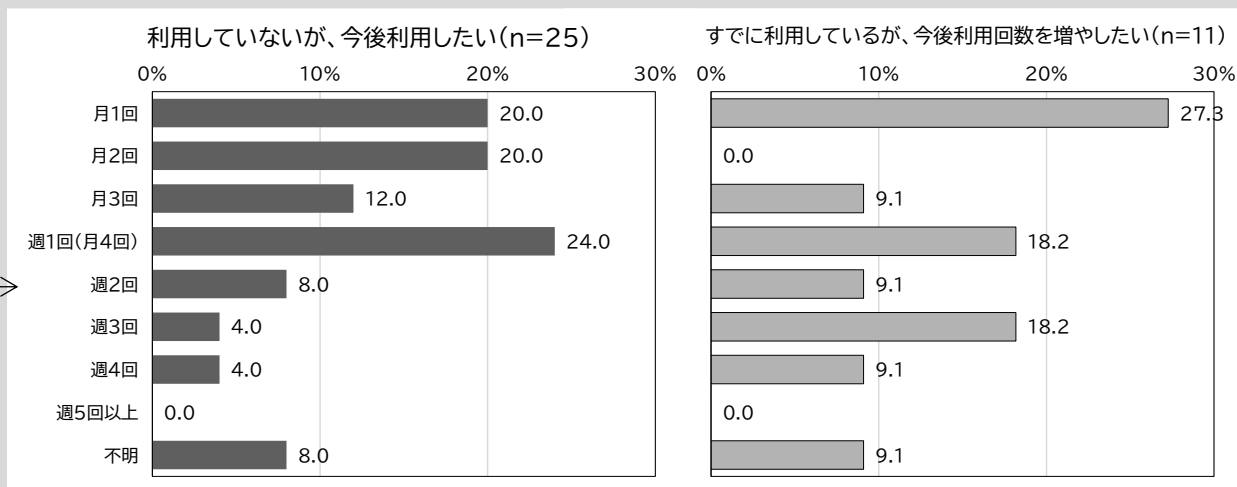
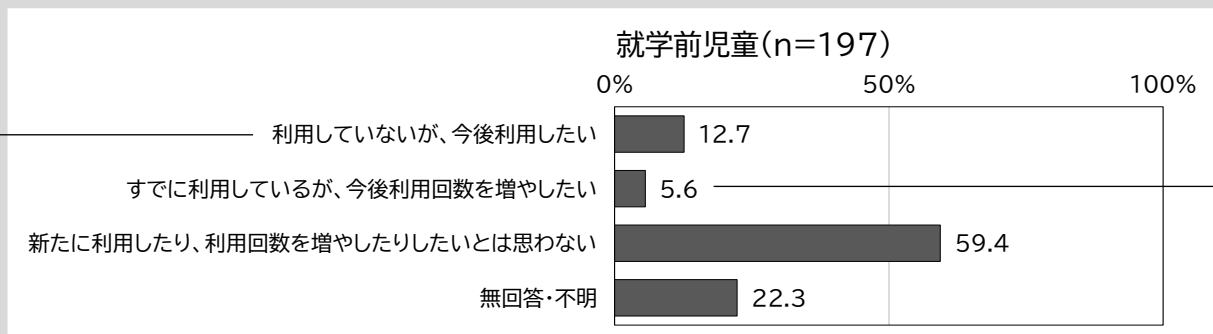
地域子育て支援センターの利用状況は、「利用している」が14.7%、「利用していない」が77.2%となっています。

地域子育て支援センターの利用希望は、「新たに利用したり、利用回数を増やしたりしたいとは思わない」が約6割と最も多くなって言います。また、利用していないが、今後利用したいと思う人に対し、利用したい回数について聞いたところ、「週1回(月4回)」、「月1回」「月2回」、「月3回」の順で多くなっています。さらに、すでに利用しているが、今後利用回数を増やしたいと思う人に対し、利用を増やしたい回数について聞いたところ、「月1回」、「週1回(月4回)」「週3回」の順で多くなっています。

【図 地域子育て支援センターの利用】



【図 地域子育て支援センターの利用とその利用回数】

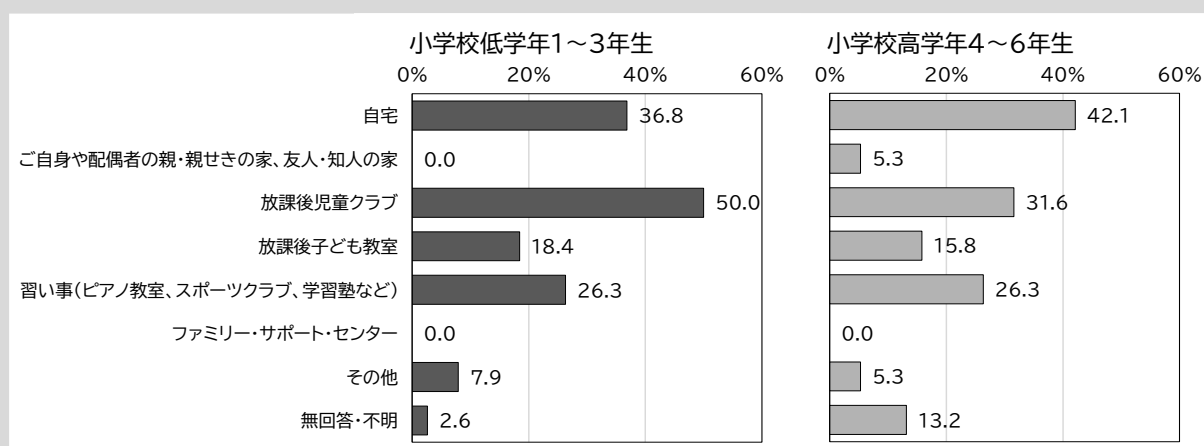


4) 放課後の過ごし方

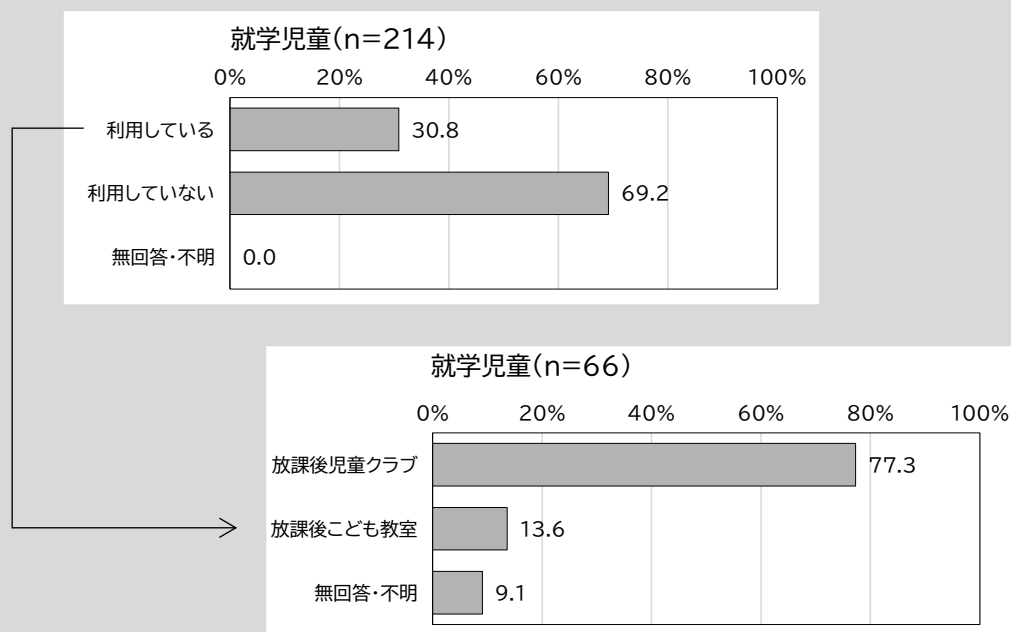
就学前児童で、小学校の放課後(平日の小学校終了後)に過ごさせたい場所は、小学校低学年1～3年生では「放課後児童クラブ」が最も多く50.0%、次いで「自宅」が36.8%、「習い事(ピアノ教室、スポーツクラブ、学習塾など)」が26.3%、小学校高学年4～6年生では「自宅」が最も多く42.1%、次いで「放課後児童クラブ」が31.6%、「習い事(ピアノ教室、スポーツクラブ、学習塾など)」が26.3%となっています。

なお、就学児童で放課後児童クラブ又は放課後子ども教室の利用状況は、「利用している」が30.8%、「利用していない」が69.2%となっています。また、放課後児童クラブ又は放課後子ども教室を利用している人の内訳は、「放課後児童クラブ」が77.3%、「放課後子ども教室」が13.6%となっています。

【図 放課後の過ごし方の希望（就学前児童）】



【図 就学児童 放課後児童クラブ・放課後子ども教室の利用（就学児童）】

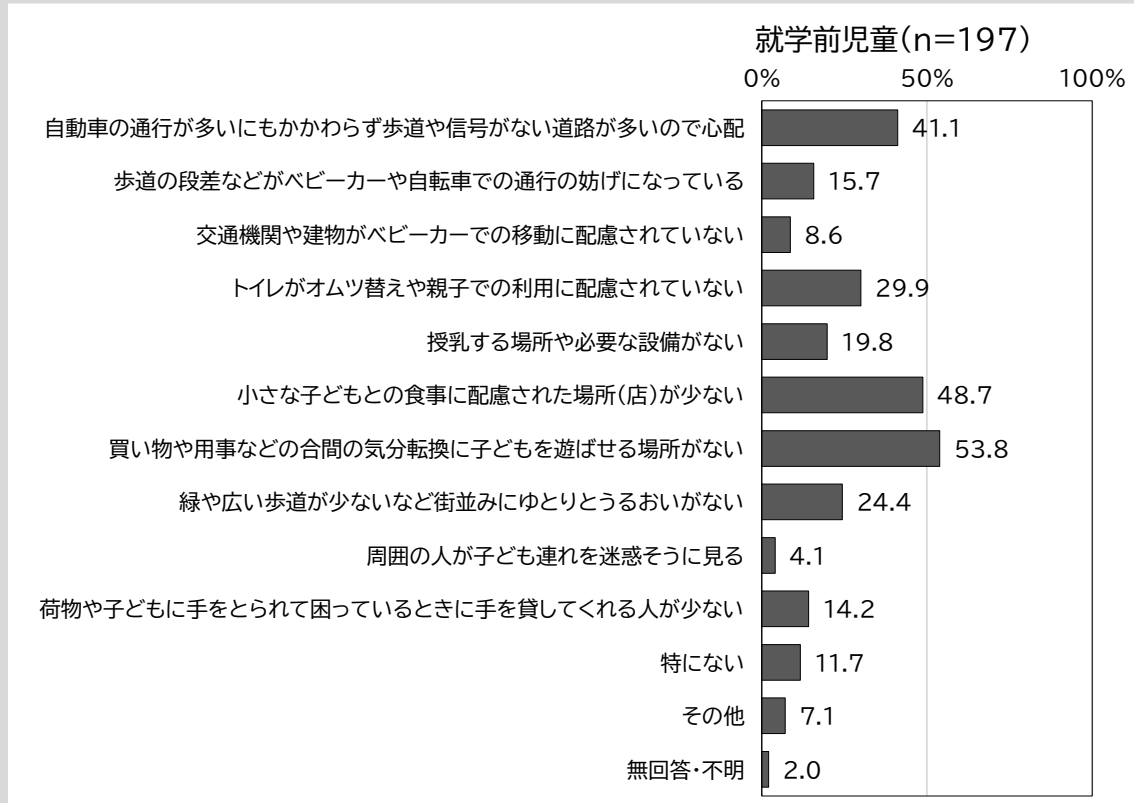


(5)子育てを支援する生活環境について

1) 外出時に困ったこと(就学前児童のみ)

住まいの地域を子どもと外出するときに困ること(困ったこと)は、「買い物や用事などの合間の気分転換に子どもを遊ばせる場所がない」が最も多く53.8%、次いで「小さな子どもとの食事に配慮された場所(店)が少ない」が48.7%、「自動車の通行が多いにもかかわらず歩道や信号がない道路が多いので心配」が41.1%となっています。

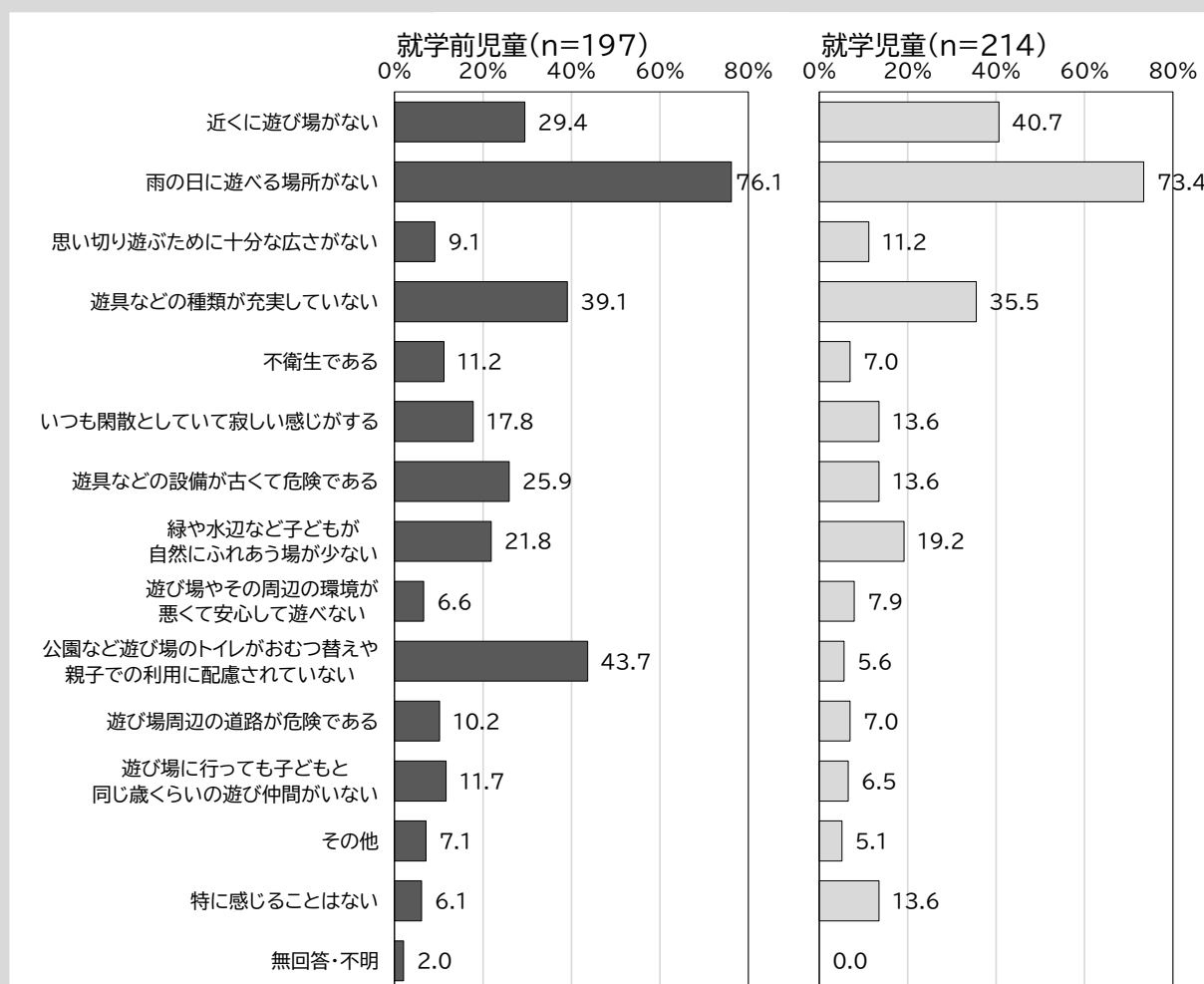
【図 外出時に困ったこと(就学前児童のみ)】



2) 地域の遊び場で日頃感じること

住まいの地域の子どもの遊び場について日頃感じることは、就学前児童では「雨の日に遊べる場所がない」が最も多く76.1%、次いで「公園など遊び場のトイレがおむつ替えや親子での利用に配慮されていない」が43.7%、「遊具などの種類が充実していない」が39.1%、就学児童では「雨の日に遊べる場所がない」が最も多く73.4%、次いで「近くに遊び場がない」が40.7%、「遊具などの種類が充実していない」が35.5%となっています。

【図 地域の子どもの遊び場について日頃感じること】



(6)子育ての悩みや各種施策について

1) 子育ての悩みについて

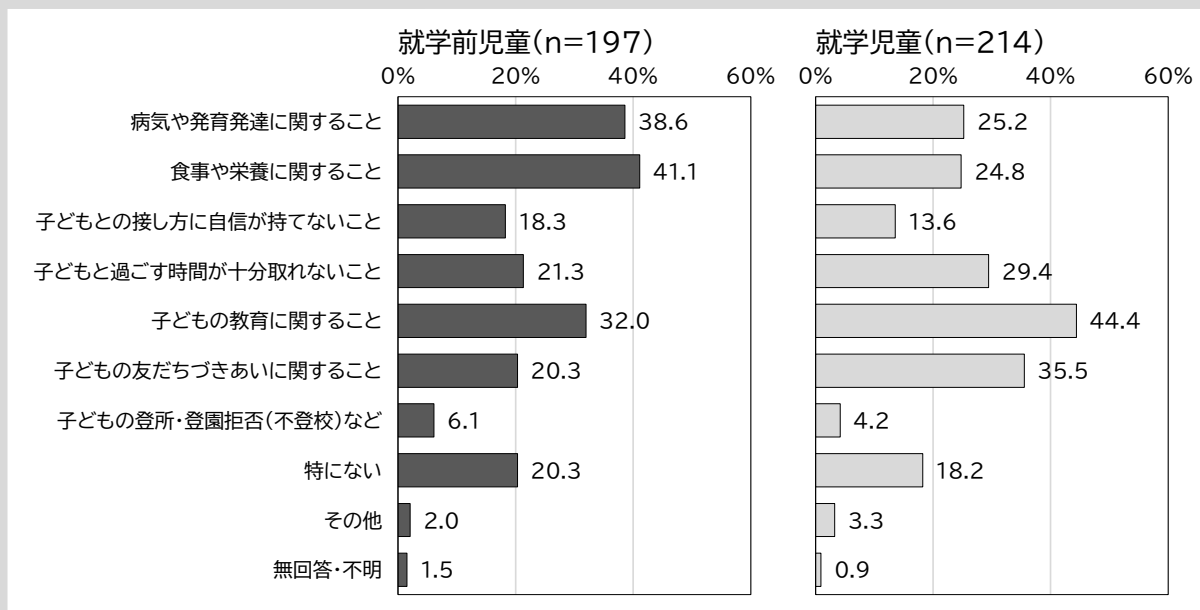
子どもに関することで、日常悩んでいること、あるいは気になることは、就学前児童では「食事や栄養に関すること」が最も多く41.1%、次いで「病気や発育発達に関すること」が38.6%、「子どもの教育に関すること」が32.0%となっています。

就学児童では「子どもの教育に関すること」が最も多く44.4%、次いで「子どもの友だちづきあいに関すること」が35.5%、「子どもと過ごす時間が十分取れないこと」が29.4%となっています。

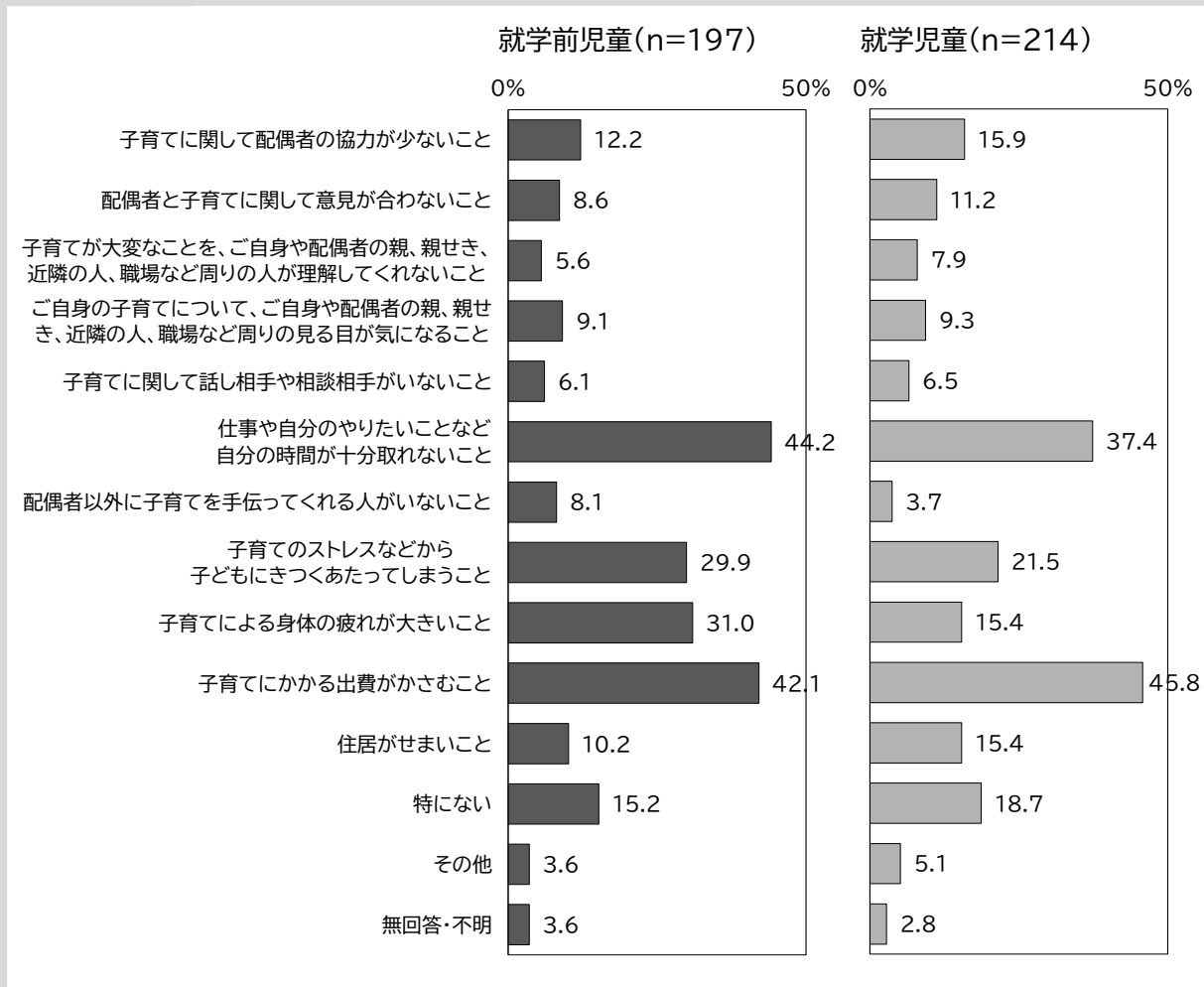
自分に関することで、日常悩んでいること、あるいは気になることは、就学前児童では「仕事や自分のやりたいことなど自分の時間が十分取れないこと」が最も多く44.2%、次いで「子育てにかかる出費がかさむこと」が42.1%、「子育てによる身体の疲れが大きいこと」が31.0%となっています。

就学児童では「子育てにかかる出費がかさむこと」が最も多く45.8%、次いで「仕事や自分のやりたいことなど自分の時間が十分取れないこと」が37.4%、「子育てのストレスなどから子どもにきつくあたってしまうこと」が21.5%となっています。

【図 子育ての悩みについて（子どもに関すること）】



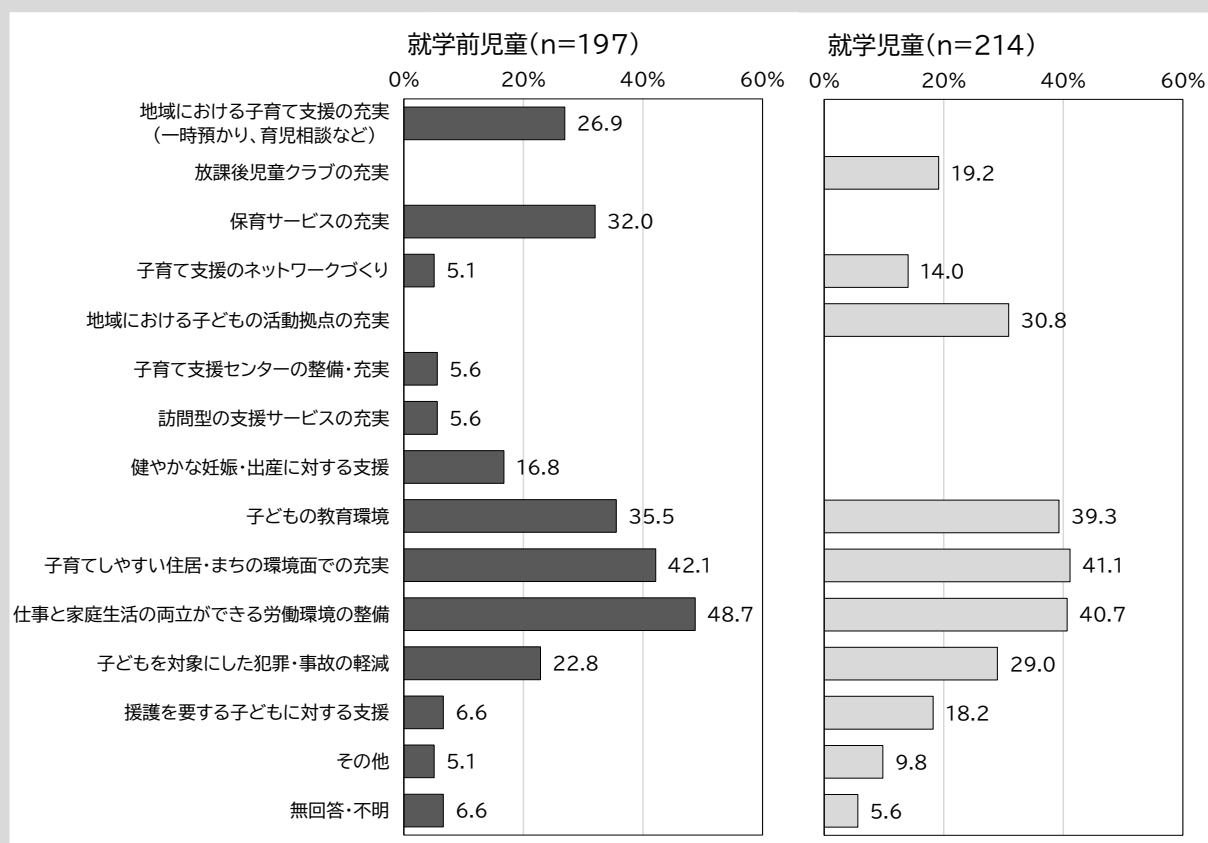
【図 子育ての悩みについて（ご自身に関すること）】



2) 子育てに有効だと感じる支援・対策

自分にとって、子育てをする中で有効と感じている支援・対策は、就学前児童では「仕事と家庭生活の両立ができる労働環境の整備」が最も多く48.7%、次いで「子育てしやすい住居・まちの環境面での充実」が42.1%、「子どもの教育環境」が35.5%、就学児童では「子育てしやすい住居・まちの環境面での充実」が最も多く41.1%、次いで「仕事と家庭生活の両立ができる労働環境の整備」が40.7%、「子どもの教育環境」が39.3%となっています。

【図 子育てに有効だと感じる支援・対策】

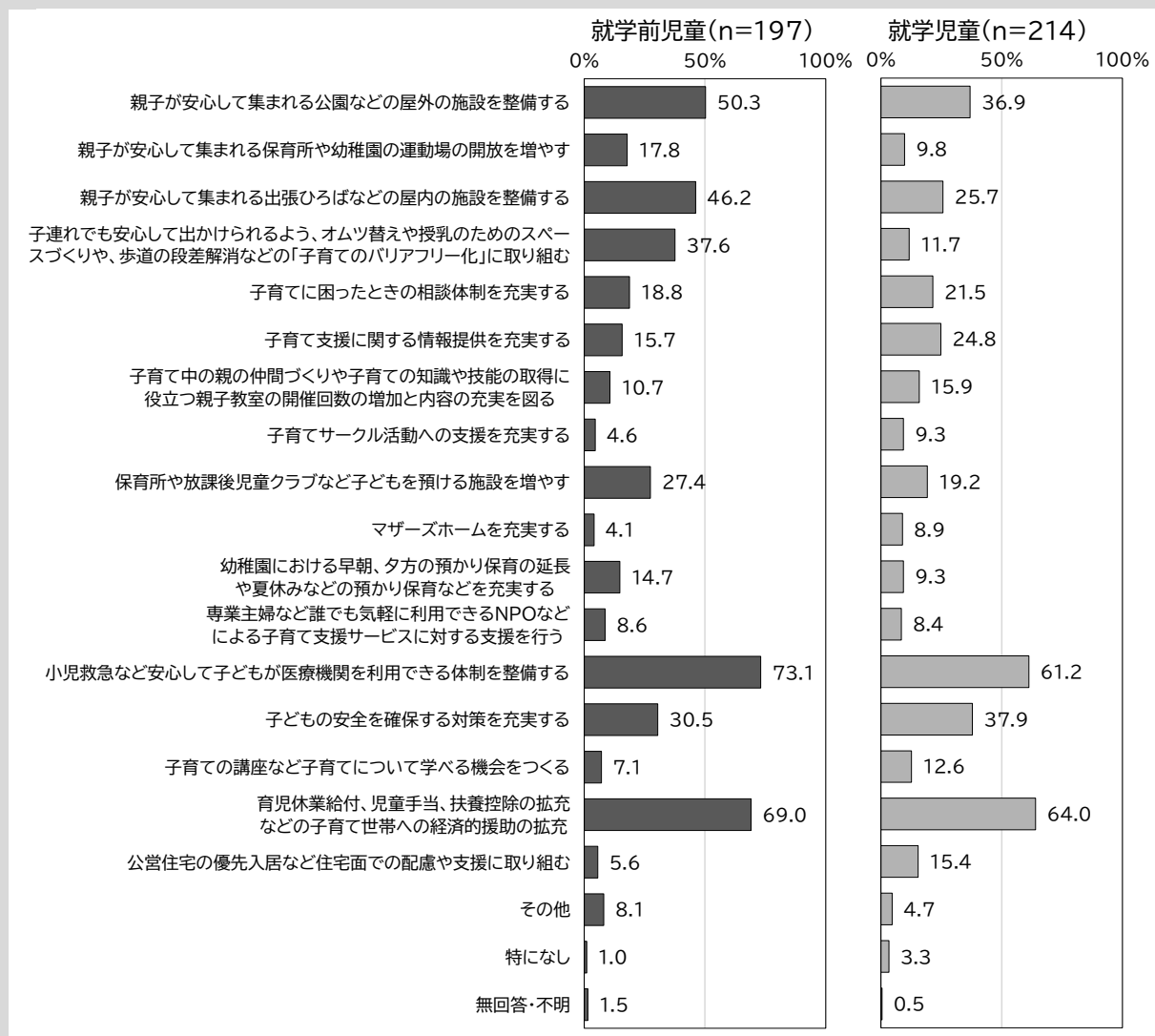


3) 匝瑳市に望むこと

匝瑳市に対する要望は、就学前児童では「小児救急など安心して子どもが医療機関を利用できる体制を整備する」が約7割と最も多く、次いで「育児休業給付、児童手当、扶養控除の拡充などの子育て世帯への経済的援助の拡充」、「親子が安心して集まれる公園などの屋外の施設を整備する」と続いています。

また、就学児童では「育児休業給付、児童手当、扶養控除の拡充などの子育て世帯への経済的援助の拡充」が約6割と最も多く、次いで「小児救急など安心して子どもが医療機関を利用できる体制を整備する」、「子どもの安全を確保する対策を充実する」と続いています。

【図 匝瑳市に望むこと】



3. 第2次計画の事業評価

本市では、令和2年度(2020年度)から令和6年度(2024年度)までを計画期間とした第2次計画に基づいて、様々な施策を推進してきました。

本計画の策定にあたり、計画の見直しや今後の推進のために、「事業達成度」の評価基準を設定し、これまでに推進してきた事業について、計画の進捗状況の把握及び評価を行いました。

基本理念:子ども一人ひとりの輝きを慈しみ育てる喜びと楽しみを実感できるまちづくり
 基本目標1:子育てをみんなで支えるまちづくり
 基本目標2:子どもを健やかに育む保護者を支えるまちづくり
 基本目標3:子どもが安全で、安心して子育てできるまちづくり

(1) 評価の基準

施策の評価については、施策の所管ごとにA～Eまでの5段階で評価を行いました。評価の基準は以下のとおりです。

【表 施策の評価の基準】

評価	進捗の度合	判断基準
A	施策の取組を予定どおりに実施しつつ、 更なる効果創出につながる取組も実施している場合	・目標を達成するための取組方法や手段等に問題がなく想定以上に進んでいる ・進捗状況は組織の期待や要求以上に進んでいる ・目標に明記したスケジュールより早めに進んでいる ・目標に明記した内容より高い水準で進んでいる ・目標に明記した数値を上回った状態で進んでいる
B	施策の取組を予定どおりに実施している場合	・目標を達成するための取組方法や手段等に問題がなく想定どおりに進んでいる ・進捗状況は組織の期待や要求どおりに進んでいる ・目標に明記したスケジュールどおりに進んでいる ・目標に明記した内容どおりの水準で進んでいる ・目標に明記した数値とほぼ同じ状態で進んでいる
C	施策の取組を概ね予定どおりに実施している場合	・目標を達成するための取組方法や手段等に問題がなく進んでいるが、多少の見直しが必要である ・進捗状況は概ね組織の期待や要求どおりに進んでいる ・目標に明記したスケジュールより多少遅れている ・目標に明記した内容は概ね水準どおりに進んでいる ・目標に明記した数値には至っていないが成果は出ている
D	施策の取組を予定どおりに実施できていない場合(※半分程度の取組)	・目標を達成するための取組方法や手段等に問題があるため、見直しが必要である ・進捗状況は組織の期待や要求以下である ・目標に明記したスケジュールより遅れている ・目標に明記した内容が水準より下回っている ・目標に明記した数値を下回っている
E	各種要因より施策の取組の実施が困難になった/できなくなった場合	・想定外の要因により当初設定した施策の取組が実施できなくなった。

(2) 評価結果

基本目標1：子育てをみんなで支えるまちづくり

広くすべての子どもと家庭への支援を行うという観点から、子育て支援や教育・保育サービスの充実を図るとともに、小児医療の充実や障害児の支援等、子育て支援体制の充実を図ります。

また、すべての保護者が「ひとりで子育てをしているのではない」と実感できるよう、地域や関係機関・団体等、社会全体で子育て家庭を見守り、支援していくことで、子どもを地域全体の宝として支えていく取組を推進します。

評価としては「A」が2施策、「B」が38施策、「C」が8施策、「D」が0施策、「E」が0施策となっています。

基本目標2：子どもを健やかに育む保護者を支えるまちづくり

健やかな妊娠・出産を支援するとともに、安心して子育てができるよう、乳幼児健診等の場を活用した保護者への相談指導の充実や子どもの健康づくり等、保護者と子どもの健康の確保、推進を図ります。また、保護者が安心して子育てをするためにも、自身が安定した生活を営むことが必要です。多様な働き方を認識し、仕事と子育てが両立できる環境の整備に努めるとともに、経済的負担を軽減する取組を推進します。

評価としては「A」が4施策、「B」が38施策、「C」が4施策、「D」が1施策、「E」が0施策となっています。

基本目標3：子どもが安全で、安心して子育てできるまちづくり

子育てに適した良好な居住環境の確保に努めるほか、子ども等が安全で安心して通行できる道路交通環境の整備、公共施設等における子育てバリアフリー化を推進します。

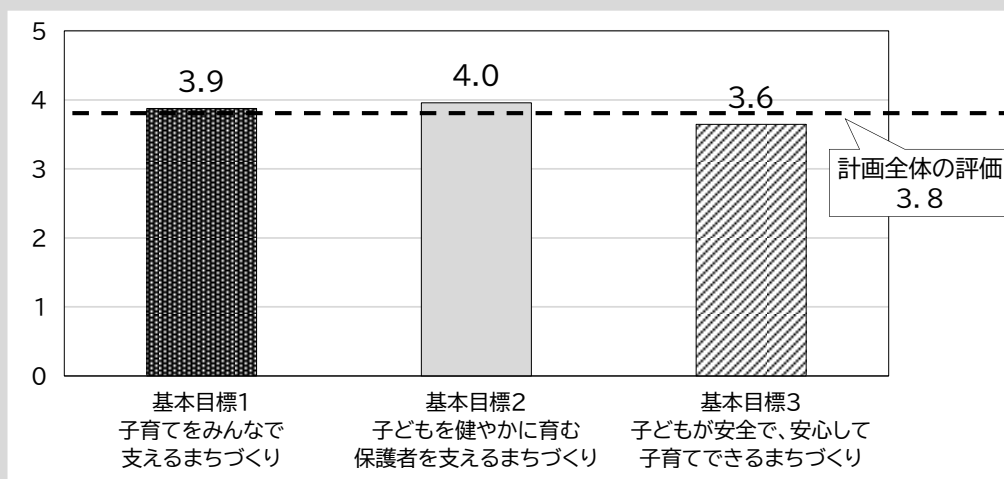
また、近年では子どもが犯罪に巻き込まれる事件や児童虐待も多発していることから、子どもを犯罪等の被害から守るための活動や、子どもを交通事故から守るための交通安全教育を推進し、子どもも保護者も安全で安心できる環境づくりを推進します。

評価としては「A」が1施策、「B」が43施策、「C」が14施策、「D」が4施策、「E」が1施策となっています。

第2次計画の評価

全体の評価としては「A」が7施策、「B」が119施策、「C」が26施策、「D」が4施策、「E」が1施策となっています。また、「A」を5、「B」を4、「C」を3、「D」を2、「E」を1と数値化した場合、計画全体の評価は3.8となりました。基本目標ごとの評価の値については次のとおりです。

【図 施策の評価】



4. 匝瑳市の子ども・子育てを取り巻く現状と課題

本市の子どもをめぐる現状やニーズ調査等の結果から、現時点での子ども・子育て支援施策の充実に向けて課題を整理しました。

(1) 保育サービスの確保と子育て支援の充実及び質の向上

本市では、様々な教育・保育サービスのニーズに応えるため、第2次計画を基にサービスの提供を進めるとともに、子育て世代包括支援センター等で子育ての不安や悩みを聞いたり、子育て支援に関する情報を提供するなど、子育ての孤立を防ぐ取組を行っていますが、子どもの減少や核家族化により、子どもも保護者も孤立しやすい状況になっています。子育て世代包括支援センターを中心とする地域社会のネットワークづくり等で、子育て家庭を支援できるように取り組む必要があります。

また、本市では子どもの減少により、保育サービスや子育て支援サービスの利用が全体的に減少することが考えられますが、母親・父親ともに就労している割合が増加していることもあり、保育サービスや子育て支援サービスを利用する割合は増加すると予想されます。母親や父親の働き方が多様になっていることもあり、今後、保育サービスや子育て支援サービスは、母親や父親等保護者の様々な状況に対応していくことが求められると考えられ、保育サービスの確保とともに様々なニーズに適切に対応できるよう、サービスの質の向上が課題です。

(2) 子育てする保護者のための多様な支援の充実

子どもが健やかに育つためには、子どもも保護者も健康であることが大切です。さらに妊娠時の健康状態が子どもにも大きな影響を与えることから、本市では、妊娠と安全な出産のための支援や保護者と子どもの成長支援に取り組んでおり、引き続き妊娠、出産、子育てまで一貫した健康の維持・増進に努めていく必要があります。

アンケートでは、市内には小児救急対応の医療機関はないため、小児救急等の医療体制整備を求める声が第2次計画に続き多く寄せられています。また、子どもが病気になった時に幼稚園や保育園等の施設やサービスが利用できなかったことも多くあることから、小児救急医療体制の整備に加え、病気の子どものための保育施設等、病児病後児に対応する体制が必要です。

仕事と子育ての両立については、親や親せき、知人に子どもを預けることのできる家庭が多く、子育て世代の女性の就業率も国や県と比較して高いことから、就労ができている環境だと考えられます。しかし、誰にも預けることのできない家庭や、現在未就業だが就労を希望する母親も多くいることから、仕事と子育てが両立できる環境をさらに充実させていく必要があります。

また、アンケートでは、子育て世帯へは育児給付や児童手当、扶養控除等の経済的援助が必要だとの回答が多くなっており、子どもと保護者を経済面でも支える取組を考える必要があります。

(3)子どもを育む、安全で安心できる場の整備

第2次計画において、子育てに適した住環境や子どもが安全で安心して過ごせるための環境づくり等の取組を行っていますが、アンケートでは、本市への要望として、親子で行ける屋内・屋外の施設の整備が挙げられており、保護者が安心して子どもを遊ばせることができる場所や子どもと保護者が一緒に過ごせる場所等ができることが望まれています。

また、子どもの安全を確保する対策を充実することも挙げられていることから、道路交通環境の整備や子どもを犯罪や事故から守るための活動等で安全な地域環境の整備に努めていく必要があります。

第3章

計画の基本的な考え方

1. 基本理念

本市では様々な子育ての課題に取り組むべく、令和2年(2020年度)3月に第2次計画を策定し、教育・保育サービスの充実を図るだけでなく、「匝瑳市で子育てをしてよかった」と思える環境づくりに努めています。

核家族化の進行や働く女性の増加、地域間の連携の薄さ等により、社会全体で子どもやその家族を支えることがより一層必要となっています。行政だけでなく、保護者を含む地域のすべての住民が、子どもの健全な成長を目指す共通の目標を持ち、子育て支援の重要性に対する理解と関心を高め、それぞれの立場で協力し見守ることがこれまで以上に期待されています。

このことから、本計画では、第2次計画の基本理念を継承し、更なる取組を推進していきます。



子ども一人ひとりの輝きを慈しみ

育てる喜びと楽しみが実感できるまちづくり



2. 基本目標

本計画の基本理念を実現するためには、様々な関係分野が相互に連携し、すべての子どもとその保護者を取り巻く環境や地域社会を含めた取組が求められます。

そこで次の3つの基本目標を設定し、これらを柱として総合的に施策を推進します。

基本目標1 子育てをみんなで支える

まちづくり



ライフスタイルの変化や女性の社会進出が進むことで、様々な子育て家庭が増加し、子育てに対する不安や負担も多様化しています。こうした不安や負担を軽減するための環境づくりが必要です。

また、地域社会のつながりが薄くなったことで、子育ての負担が個々の家庭に重くのしかかり、大きな負担となっています。すべての子どもと家庭への広範な支援を行う観点から、子育て支援や教育・保育サービスの充実を図る必要があります。小児医療の充実や障害児の支援等を通じて、子育て支援体制を強化します。

さらに、すべての保護者が「ひとりで子育てをしているのではない」と感じられるように、地域や関係機関・団体が協力して子育て家庭を見守り支援することが重要です。子どもを地域全体の宝として支え合う取組を推進します。

基本目標2 子どもを健やかに育み

保護者を支えるまちづくり



子どもを育てたい人々の安全な妊娠や出産をサポートし、子どもが心身ともに健康に育つ環境を整えるためには、母子保健が重要です。母子保健は、母親と子どもの健康を守るための医療や保健の課題に対処するもので、広く生涯を通じた健康増進の基盤となります。

健やかな妊娠と出産を支援し、乳幼児健診等の機会を活用して保護者への相談や指導を充実させることで、子どもの健康づくりを進めます。また、保護者が安心して子育てができるためには、自身の生活が安定していることが必要です。多様な働き方を考慮し、仕事と子育てを両立できる環境の整備と、経済的負担の軽減に取り組みます。

基本目標3 子どもが安全で、安心して

子育てできるまちづくり



子育てをしている保護者が魅力や喜び、楽しみを感じながら安心して子どもを育てるためには、子どもにとって良好で安全な地域環境が必要です。そのため、良好な居住環境の確保に加え、子どもたちが安全に通行できる道路交通環境の整備や、公共施設のバリアフリー化を進めています。

また、最近では子どもが犯罪に巻き込まれる事件や児童虐待が増えているため、子どもを犯罪や交通事故から守るための教育や活動を推進し、子どもと保護者が安全で安心して暮らせる環境づくりに努めています。

3. 施策体系

基本理念

子ども一人ひとりの輝きを慈しみ育てる喜びと楽しみを実感できるまちづくり

基本目標1 子育てをみんなで支えるまちづくり

施策

(1) 子育て家庭への支援

- ① 子育て支援サービスの充実
- ② 保育等サービスの充実
- ③ 小児医療の充実
- ④ 障害のある子どもへの支援

施策

(2) 子育てを地域で支える意識・体制づくり

- ⑤ 地域ぐるみの子育て支援意識の醸成
- ⑥ 地域における子育て支援のネットワークづくり
- ⑦ 地域資源活用による子育て支援

基本目標2 子どもを健やかに育み保護者を支えるまちづくり

施策

(3) 保護者と子どもの健康の確保、増進

- ⑧ 安全な妊娠と出産の支援
- ⑨ 子どもの健やかな成長と発達への支援
- ⑩ 「食育」の推進
- ⑪ 思春期の心と体の健康づくり

施策

(4) 仕事と子育てが両立できる環境の整備

- ⑫ 仕事と子育ての両立支援の推進、多様な働き方の実現
- ⑬ 経済的負担の軽減
- ⑭ ひとり親家庭の自立支援の推進

基本目標3 子どもが安全で、安心して子育てができるまちづくり

施策

(5) 子育てを支援する生活環境の整備

- ⑮ 良質な居住環境の確保
- ⑯ 安心して外出できる環境の整備

施策

(6) 安全対策の推進

- ⑰ 子どもを犯罪等から守るための活動の推進
- ⑱ 子どもを交通事故や災害から守る活動の推進
- ⑲ 児童虐待の防止策の充実

施策

(7) 子どもが健やかに育つための環境づくり

- ⑳ 子どもの権利を守るまちづくり
- ㉑ 次代を担う人づくり
- ㉒ 生きる力を育む環境の整備
- ㉓ 家庭や地域の教育力の向上

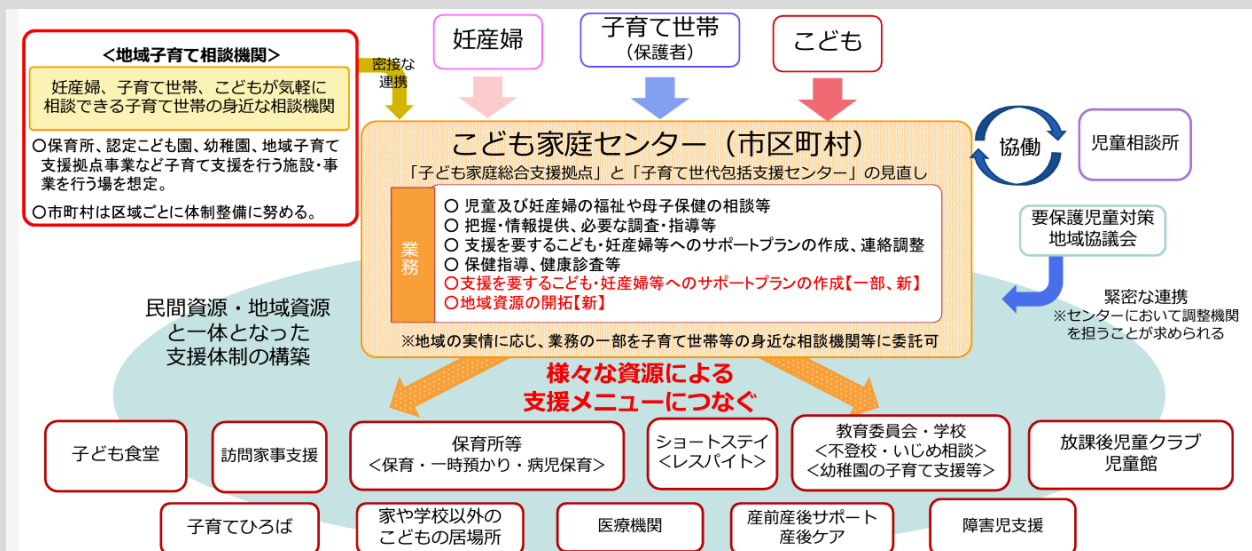
4. 子育て支援推進課とこども家庭センター

児童福祉法の改正により、市町村はこども家庭センターの設置に努めることとし、児童や妊産婦の母子保健、児童福祉に関する包括的な支援を行うことになっています。

本市では、すべての妊産婦、子育て世帯、児童への一体的な支援を行うため、福祉課子育て支援班と健康管理課母子保健部門を統合した子育て支援推進課を設置し、同課内にこども家庭センターを設置します。これは、子育て支援の充実と子育て世帯の利便性向上を目指すもので、令和7年4月1日から設置されます。

子育て支援推進課(こども家庭センター)では、保育所等の運営、児童及び妊産婦等の福祉、母子保健の相談、支援を要する児童及び妊産婦等へのサポートプランの作成、保健指導、健康診査等の業務等、児童福祉と母子保健の連携・協働を強化し、児童虐待への予防対応や家庭ごとの支援を切れ目なく行います。

【図表 こども家庭センターのイメージ】



第4章

施策の推進



基本目標 1 子育てをみんなで支えるまちづくり

(1) 子育て家庭への支援

① 子育て支援サービスの充実

地域社会の変化、少子化や核家族化の進行等による孤立と不安感の増大により、子育てが各家庭にとって大きな負担となっています。

新たに開設する「こども家庭センター」を中心に子育て支援に関する情報提供を行い、また、つどいの広場等の内容の充実を図るなど、子育ての負担軽減に努めていく必要があります。

施策・取組

■ こども家庭センターの充実

1-1

令和7年4月、新たに設置する子育て支援推進課に「こども家庭センター」を開設します。従来の「子育て世代包括支援センター」等の機能を活かしながら、母子保健・児童福祉の両機能が一体的に相談支援を行う組織として、すべての妊産婦、子育て世帯、こどもに対し、出産前から子育て期にかかる切れ目ない支援を行うことを目指します。

【所管】 子育て支援推進課

■ 子育て情報マップの作成・配布

1-2

各種の子育て支援情報をコンパクトにまとめた「匝瑳市子育てガイドマップ」を母子健康手帳交付時等に配布し、情報の周知と子育ての不安や負担の軽減に努めます。

【所管】 子育て支援推進課

■ 地域子育て支援拠点事業の充実

1-3

野栄福祉センター内及び旧八日市場幼稚園米倉分園内のつどいの広場や、あかしあこども園で実施している地域子育て支援拠点事業の内容の充実を図り、より多くの子育てをしている親子の利用を促進し、子育ての不安感の緩和、安心な子育てができる環境づくりを推進します。

【所管】 子育て支援推進課

■ 一時預かりの拡充

1-4

保育所等を利用していない家庭における保護者の育児疲れ解消、疾病や災害等による一時的な保育需要に対応し、安心して子育てができる環境を整備します。

【所管】 子育て支援推進課

② 保育等サービスの充実

共働き家庭が増え、家庭の形態が多様化する中で、保育サービスへのニーズも多岐にわたっています。そのため、利用者の生活状況や意向を十分に考慮したサービス提供体制を整備するなど、地域の実情に応じた取組が求められます。

保護者が安心して働けるよう、保育サービスの充実を図る一方で、効率的な保育サービスを提供するためには、幼稚園と保育所の連携等の強化が必要です。

■ 延長保育	2-1
保護者の利便性向上を図るため、多様な就労形態に対応可能な延長保育をめざし、子育てと仕事が両立できるよう努めます。 【所管】 子育て支援推進課	
■ 一時預かりの拡充（再掲）	2-2
保育所等を利用していない家庭における保護者の育児疲れ解消、疾病や災害等による一時的な保育需要に対応し、安心して子育てができる環境を整備します。 【所管】 子育て支援推進課	
■ 乳幼児保育	2-3
安定的に乳幼児保育を実施するため、保育士の確保や年度途中入所のニーズに対応できるよう、受け入れ体制等の充実を図ります。 【所管】 子育て支援推進課	
■ 障害児保育等の充実	2-4
障害のある子どもの保育等に対応できるよう、教員及び保育士の研修会への参加を促し、一人ひとりの発達や障害の状態に応じ適切に対応できる人材の確保に努めます。 【所管】 学校教育課 子育て支援推進課	
■ 病児・病後児保育	2-5
病気にかかっている児童や回復してきている児童の保育を推進し、仕事等の都合により家庭で保育することが困難な保護者の負担軽減を図ることを目的とした、病児・病後児保育を実施する事業者に対し、運営に係る必要な支援を行います。 【所管】 子育て支援推進課	
■ 医療的ケア保育	2-6
公立保育所に看護師を配置して、医療的ケア保育を開始し、日常生活の上で医療的ケアを必要としている子どもの保育ニーズに対応します。 【所管】 子育て支援推進課	
■ 保育所等の子育て支援機能の充実	2-7
保育所等において、子育てに関する情報提供、園庭開放による遊び場の提供等、子育て支援機能の充実に努めます。 【所管】 子育て支援推進課	
■ 幼稚園の子育て支援機能の充実	2-8
幼稚園における預かり保育、未就園児教室、交流教育等の充実を図ります。 【所管】 学校教育課	
■ 幼保連携の充実	2-9
幼稚園・保育所が連携した交流活動の中で、幼稚園教諭と保育士同士の理解を深め、こども同士のふれあいの充実に努めます。 【所管】 学校教育課 子育て支援推進課	

■ 保育施設・設備の充実

2-10

保育施設(幼稚園等を含む)については、防災(耐震)、防犯、バリアフリー等の観点から、機能の維持・充実に努めます。

【所管】 学校教育課 子育て支援推進課

■ 放課後児童クラブ・放課後子ども教室の充実

2-11

保護者が就労等により昼間家庭にいない児童を対象に、授業の終了した放課後の生活の場を確保し、適切な遊びや指導を行い、児童の健全な育成を図ります。また、指導を行う人材の確保にも努めます。

【所管】 学校教育課

■ 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)

2-12

乳幼児等通園支援事業の実施について、保育ニーズ、人材確保及び保育環境の整備等を考慮し、検討していきます。

【所管】 子育て支援推進課

保育サービスの実施状況

保育所等名		保育時間 (延長保育含む)		サービス実施内容
公 立	八日市場保育所	月～金 7:30～18:30	土 7:00～19:00 ※豊栄保育所で受入	障 乳
	豊栄保育所	月～金 7:30～18:30		障 乳
	吉田保育所	月～金 7:30～18:30		障 乳
	豊和保育所	月～金 7:30～18:30		障 乳
私 立	椿海保育園	月～金 7:30～18:30	土 7:30～17:30	一 障 乳
	共興保育園	月～金 7:30～18:30	土 8:00～17:00	一 障 乳
	須賀保育園	月～金 7:00～19:15	土 7:15～18:15	一 障 乳
	平和保育所	月～金 7:30～18:30	土 8:00～17:00	一 障 乳
	匠瑳保育園	月～金 7:30～19:00	土 7:30～17:00	一 障 乳
	東保育園	月～金 7:30～19:00	土 8:00～17:00	一 障 乳
	栄保育園	月～金 7:30～19:00	土 7:30～17:00	一 障 乳
	九十九里ホーム飯倉駅前 あかしあこども園	月～金 7:30～18:30	土 7:30～18:30	一 障 乳
	複合型児童館 FLOWER CHILDREN (小規模保育、病児・病後児保育)	月～金 7:30～18:30	土 7:30～16:00	一 乳
		月～金 7:30～19:30		病

休 … 休日保育 一 … 一時預かり 障 … 障害児保育 病 … 病児・病後児保育

乳 … 乳幼児保育

※受け入れ年齢は生後8週から

市立八日市場幼稚園

<未就園児教室(ひよこクラブ)>

幼稚園入園前の幼児を対象に、月1回、保護者の見守りの中で、自分の好きな遊びや友達同士との遊びを通して、社会性を養う援助を行います。

また、未就園児と在園児との交流の中で、在園児は思いやりの心を育みます。

<お父さん・お母さん先生の日>

保育参観や各行事等参加の他に、年間4回幼稚園で保育に参加しながら、わが子とのスキンシップを図ったり、他の保護者との交流を深める機会として実施しています。

<幼少連携・交流保育>

年齢の離れた子ども同士の交流の経験や遊びの伝承・秩序を自然に身に付けたり、未来の親が子育ての楽しさを実感できる場を提供しています。

<預かり保育>

平時の教育活動終了後から午後6時まで、希望者を対象に指導職員を配置して、職員の指導計画に基づき活動を行っています。

九十九里ホーム飯倉駅前あかしあこども園

<地域子育て支援拠点>

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報提供、助言その他の支援を行っています。

(毎週火～木曜日 10:00～12:00、13:00～16:00)

<預かり保育>

地域の実態や保護者の申請により、教育課程に係る教育活動終了後、希望者を対象に15:00～18:30まで、専門職を配置し指導計画に基づいて活動を行っています。

<園庭開放>

毎週金曜日(休日を除く)の9:30～11:30まで開放を行っています。

放課後児童クラブの実施状況(令和6年(2024年)5月1日現在)

名 称	開設時間		在籍者数	
	平日	土曜	定員	児童数
八日市場児童クラブ	下校時～18:15 ※延長時間 18:15～19:15	8:15分～18:15分 ※延長時間 7:45～8:15、 18:15分～18:45	50	90
豊栄第一児童クラブ			40	38
豊栄第二児童クラブ			40	40
須賀児童クラブ			40	74
共興児童クラブ			40	26
平和児童クラブ			40	52
椿海第一児童クラブ			35	48
椿海第二児童クラブ			50	40
野田児童クラブ			40	74
栄第一児童クラブ			40	29
栄第二児童クラブ			45	15
あかしあ放課後児童クラブ	下校時～18:00 ※延長時間 18:00～18:30	8:00～18:00 ※延長時間 7:30～8:00 18:00～18:30	20	25
FLOWER CHILDREN 放課後児童教室	14:00～19:00	8:00～16:00	20	18

放課後こども教室の実施状況(令和6年(2024年)5月1日現在)

名 称	開設時間	在籍者数	
		定員	児童数
八日市場放課後子ども教室	平日 下校時～18:00	40	42
豊和放課後子ども教室		40	42
吉田放課後子ども教室		40	28

③ 小児医療の充実

全国的に小児科医が不足しているため、急病時の小児医療の需要が増えています。本市では、休日に急な診療が必要な場合、休日在宅当番医制事業を通じて対応しています。

また、子どもの健やかな成長のため、子ども医療費助成事業の実施等、家庭の経済的負担を軽減する取組に努めます。

施策・取組

■ 小児救急医療体制の整備	3-1
医師会や近隣病院との連携の強化を促進し、小児救急医療体制の整備に努めます。	
【所管】 子育て支援推進課	
■ 子ども医療費助成事業	3-2
0歳から高校生世代までの子どもの医療費を助成します。	
【所管】 子育て支援推進課	
■ 未熟児養育医療給付事業	3-3
母子保健法に基づき、病院又は診療所に入院する必要がある未熟児に対し、養育に必要な医療の給付又は養育医療費の支給をします。	
【所管】 子育て支援推進課	
■ 休日在宅当番医制事業	3-4
地域住民の健康と安全を守るため、休日における在宅当番医による急病患者の対応に努めます。	
【所管】 健康管理課	

④ 障害のある子どもへの支援

健康診査等で発育・発達上の心配がある子どもについては、適切な療育につなげる早期発見と相談支援体制の充実、障害児については日常生活動作の訓練や外出支援等が重要です。

本市では、母子保健事業を通じて発育や発達の問題を早期に発見し、専門職による継続的な支援を行っています。さらに、心身の発達や機能回復、集団生活への適応等の療育体制を整備し、就学時には医師や教育関係者、福祉関係者による検査と保護者面談を基に慎重に審議し、支援を行っています。

今後も関係機関と連携しながら、障害の早期発見・早期対応に努め、就学支援へのスムーズなつながりを強化します。また、保護者等に対する助言・指導を行い、各家庭に応じた支援を推進します。さらに、保育所・幼稚園・小学校の教員や指導者の発達障害に対する理解を深めるとともに、保護者に対しても発達障害に関する啓発を行う必要があります。

施策・取組

■ 障害児保育等の充実（再掲）	4-1
障害のある子どもの保育等に対応できるよう、教員及び保育士の研修会への参加を促し、一人ひとりの発達や障害の状態に応じ適切に対応できる人材の確保に努めます。	
【所管】 学校教育課 子育て支援推進課	

■ 障害児の幼児教育の充実

4-2

満3歳以上の障害児で、幼稚園で行う集団活動が可能な幼児については、幼稚園において受け入れを行い、幼児教育の充実を図ります。

【所管】 学校教育課

■ 早期発見体制の強化

4-3

こども家庭センターを拠点として、保育所、幼稚園等と連携し、子どもの障害や発達・発育の問題の早期発見体制の強化を図ります。

【所管】 学校教育課 子育て支援推進課

■ フォロー体制の整備

4-4

発達支援が必要な子どもに対して、心理発達相談員等による専門的な相談を行い、必要に応じて療育施設と連携し支援を行います。

【所管】 子育て支援推進課

■ 療育体制の整備

4-5

心身の発達、機能回復訓練、集団生活への適応等、療育施設を通して発達支援に努めるとともに、指導員のスキルアップ、相談体制の充実を図ります。また、地域の中核的な療育支援施設として、幼稚園・保育所に対する援助・助言を行います。

【所管】 子育て支援推進課

■ 就学指導の充実

4-6

関係機関との連携により対象児の把握・保護者の意向を聴取し、教育支援委員会会議に諮り、本人と保護者の意思を最大限尊重した就学指導に努めます。

【所管】 学校教育課

■ 教員の研修と相談機能の充実

4-7

学習障害、注意欠陥・多動性障害、高機能自閉症等に対する理解を深めるため、教員研修の充実に努めます。

【所管】 学校教育課

■ 特別支援教育就学奨励費の支給

4-8

小・中学校の特別支援学級に在籍している子どもに関して、保護者の経済的負担を軽減するために特別支援教育就学奨励費を支給します。

【所管】 学校教育課

■ 障害児に対する助成

4-9

障害児福祉手当、特別児童扶養手当等、障害の程度や所得要件等に応じて適切に支給をします。

【所管】 福祉課

■ 保育所等心理発達巡回相談

4-10

心理発達相談員が保育所等を巡回し、保育士へのアドバイスによるスキルアップ等を行い、適切な保育の推進を図ります。

【所管】 子育て支援推進課

(2)子育てを地域で支える意識・体制づくり

⑤ 地域ぐるみの子育て支援意識の醸成

かつては、近所づきあいや地域の行事等が重視される地域社会が形成され、子育てを地域ぐるみで見守る意識がありましたが、現在は地域社会のつながりが希薄化するとともに地域ぐるみによる子育て意識も低下しています。

本市では、広報紙やホームページを活用し、地域ぐるみの子育て支援の意識啓発や、民生委員・児童委員の活動内容を周知してきました。

今後も、民生委員・児童委員の地域の活動内容について積極的にPRを行い、地域住民への周知を図っていく必要があります。

施策・取組

■ 地域ぐるみの意識の醸成

5-1

広報、ホームページ及び各種媒体を活用し、地域ぐるみの子育て支援の意識啓発活動を進めます。

【所管】 子育て支援推進課

■ 民生委員・児童委員の活動の周知

5-2

子育てについての相談、子どもの見守り、児童相談所への窓口等、地域における民生委員・児童委員の活動内容について周知を図ります。

【所管】 福祉課

⑥ 地域における子育て支援のネットワークづくり

地域社会のつながりが薄くなり、少子化が進む中で、親同士の交流の機会が減少しています。これにより、子どもの健やかな成長が懸念されるだけでなく、社会・経済的な理由から保護者が地域社会から孤立しやすくなり、結果として育児への不安や負担が大きなストレスとなり、育児放棄や虐待に至るケースも増えています。そのため、保護者が感じる子育ての不安や負担を地域全体で軽減し、支援することが重要です。

本市では、子ども会を運営するそうさ市子ども会育成連絡協議会の活動を積極的に支援し、子ども会活動の活発化を図っています。また、幼稚園・小学校・中学校のPTA間で連携した協力体制が充実しています。

今後も、子育て支援のネットワークづくりとして、子ども会や幼稚園・小学校・中学校のPTAの活動が活発化していくよう、支援していく必要があります。

施策・取組

■ 子ども会活動の支援

6-2

子ども会関係者との連絡を密にして、互いに協力しあい、子ども会活動の発展を図ります。また、子ども会運営の後継者の育成にも努めます。

【所管】 生涯学習課

■ PTA活動の支援

6-2

幼稚園・小学校・中学校のPTAが連携し、教育進展に寄与する事業を支援します。また、市との教育懇談の機会も設けていきます。

【所管】生涯学習課

■ スポーツ活動の支援

6-3

スポーツ少年団等の団体と連携し、スポーツと触れ合う機会の提供及び指導・助言等を行い、子どもたちのスポーツ活動を支援します。

【所管】生涯学習課

■ 子育てボランティアの育成支援

6-4

地域における子育てボランティア活動や人材育成の支援をするとともに、ボランティア活動の紹介及びボランティア間の交流を支援します。

【所管】環境生活課 子育て支援推進課

地域における子育て支援の整備状況

支援の種類	内 容
育児相談	各保育所等において育児相談を実施しています。
家庭児童相談室	匝瑳市役所子育て支援推進課内に設置の家庭児童相談室において、児童の養育について家庭相談員による相談を行っています。 (月～金：面接相談・電話相談)
児童虐待の早期発見と関係機関の連携	児童相談所、こども家庭センター、福祉行政機関等で子育て支援のケースカンファレンスを実施しています。
情報の提供	市のホームページに保育所等情報を掲載しています。 保育所等の園だよりを地域へ配布・回覧しています。
子どもたちの居場所の確保 (公共施設の利用)	○地区コミュニティセンター(9か所) ○集落集会施設(128か所) ○勤労青少年ホーム(1か所) ○農村公園(2か所)
遊び場の確保	○都市公園(13か所) ○児童遊園(12か所) ○その他公園(1か所)
世代間交流	市民ふれあいセンター
育児支援	図書館において読み聞かせ等を行っています。

⑦ 地域資源活用による子育て支援

少子化の影響で地域内の児童数が減少しており、これが遊びを通じた仲間関係の形成や児童の社会性の発達、規範意識の育成に大きく影響しています。すべての子どもを対象に、放課後や週末に地域の協力を得て、子どもたちが自主的に参加し、自由に遊び、学び、様々な体験活動を行うことが求められています。本市では、各地域振興協議会が主体となり、子どもから高齢者までを対象とした様々な事業が実施しています。また、各地区のコミュニティセンターは放課後児童クラブや子ども会の行事で利用されています。

今後は、ファミリー・サポート・センター事業の実施を検討するなど、地域全体での子育てを支援できるよう努めます。

■ 学習機会の拡充

7-1

小学生から高齢者まで、幅広く、より多くの方が参加できる講座や各種教室を開催します。

【所管】生涯学習課

■ 地域資源の活用

7-2

区長会への周知を通し、各地区コミュニティセンターを子育て支援及び親子交流の場としてさらなる活用に努めます。

【所管】環境生活課

■ ファミリー・サポート・センター事業

7-3

ファミリー・サポート・センター事業の実施について、人材や団体等地域の有する資源の活用を考慮し、検討を継続していきます。

【所管】子育て支援推進課



基本目標2 子どもを健やかに育む保護者を支えるまちづくり

(3) 保護者と子どもの健康の確保、増進

⑧ 安全な妊娠と出産の支援

少子化・核家族化・晩婚化の進行に伴い、妊娠期からの健康管理と妊産婦の不安の解消に向けた支援が必要になります。本市では、母子健康手帳を交付する際にすべての妊婦と面談して健康状態や不安を把握し、個々に合わせた支援を行っています。また、ハイリスク妊婦に対しては、家庭訪問や相談等の個別指導を実施し、医療機関との連携を図っています。

今後、支援内容をさらに充実させていくために、関係機関との連携を密にして、相談支援体制の強化を図る必要があります。

施策・取組

■ 母子健康手帳交付

8-1

妊娠、出産、育児を通じて、母と子の一貫した健康管理を行うため、母子健康手帳を交付し、母と子の健康維持・増進に役立てます。

【所管】 子育て支援推進課

■ 産婦健康診査事業

8-2

出産後間もない時期(産後2週間・1ヶ月等)の産婦に対する健康診査費用を助成し、産後の初期段階における母子に対する支援に努めます。

【所管】 子育て支援推進課

■ 妊婦の教室

8-3

妊娠、出産に関する具体的な知識を普及するとともに、参加者同士が交流することで不安の解消に努めます。また、父親の参加促進を積極的に行います。

【所管】 子育て支援推進課

■ ハイリスク妊婦に対する個別支援

8-4

身体的・社会的・精神的に支援が必要とされる妊婦には、関係機関と連携を図り、個別に対応することで、安心・安全な出産を迎えられるように支援します。

【所管】 子育て支援推進課

■ 妊娠中の飲酒・喫煙の影響についての啓発

8-5

妊娠・育児中の飲酒や喫煙が胎児や子どもに及ぼす影響について、妊娠期、子育て期に限らず、あらゆる事業で飲酒や喫煙の健康への影響について伝え、知識の普及に努めます。

【所管】 子育て支援推進課

■ 医療機関委託妊婦一般健康診査事業

8-6

妊婦の健康保持・推進を図るため、妊婦が必要な健診回数分の妊婦健診受診票を交付することで健診費用の助成を行います。

【所管】 子育て支援推進課

■ 産後ケア事業	8-7
----------	-----

産婦及びその乳児に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができるよう支援します。

【所管】 子育て支援推進課

■ 妊婦歯科健診	8-8
----------	-----

母子健康手帳の交付を受けている妊婦を対象に、市内協力医療機関における個別歯科健診を実施します。

【所管】 子育て支援推進課

■ 妊婦等包括相談支援事業	8-9
---------------	-----

妊娠中や出産後の女性に対して、総合的な支援の提供をします。妊娠中や出産後の健康管理、出産準備、育児等に関する様々な相談や情報提供を行います。

【所管】 子育て支援推進課

⑨ 子どもの健やかな成長と発達への支援

母子保健事業等を通して、疾病や発達障害等の早期発見に努めています。また、保護者が育児に対して自信を持って取り組めるように、子どもの発達段階に応じたきめ細かな相談を行っています。今後も、障害等の早期発見と育児不安の解消に向け、継続して支援を行っていきます。

施策・取組

■ 乳幼児健康診査	9-1
-----------	-----

健康診査で疾病や発達障害等の早期発見に努めます。また、専門職による子どもの発達段階に合わせた相談により育児不安の解消に努めます。また、未受診者に対しては、保健師が家庭訪問し、健診の必要性を説明するとともに、発育・発達状態と育児状況の確認をします。

【所管】 子育て支援推進課

■ 医療機関委託乳児一般健康診査	9-2
------------------	-----

9～11か月児の間に受診できる乳児健康診査受診票を交付することで健診費用の助成を行います。

【所管】 子育て支援推進課

■ 母子健康相談	9-3
----------	-----

保護者が育児で困った時に、いつでも相談できる相談窓口をめざしています。電話や来所相談のほか、乳幼児健康相談においても専門職による相談を行っていきます。

【所管】 子育て支援推進課

■ こんにちは赤ちゃん訪問(乳児家庭全戸訪問)	9-4
-------------------------	-----

子育ての孤立を防ぐために、乳児のいるすべての家庭を保健師等が訪問し、保護者の様々な不安や悩みを聞き、育児の情報提供を行っていきます。

【所管】 子育て支援推進課

■ 離乳食教室	9-5
5～11か月の乳児を持つ保護者を対象に、初期・中期・後期で離乳食の調理方法を紹介します。	
【所管】 子育て支援推進課	
■ 予防接種の早期実施の徹底	9-6
乳幼児から小・中学生及び高校生の定期予防接種をすべての対象者が受けられるように、未受診者に電話や手紙等での再通知や健診時の予防接種の勧奨に努めます。	
【所管】 子育て支援推進課	
■ 子育てに関する情報提供	9-7
様々な機会を利用して、子どもの発育・発達と、事故予防を含めた育児に関する正しい知識の普及に努めます。	
【所管】 子育て支援推進課	
■ 育児支援家庭訪問事業	9-8
児童の養育について支援が必要でありながら、積極的に自ら支援を求めていくことが困難な状況にある家庭に、過度な負担がかかる前に訪問による支援を実施します。	
【所管】 子育て支援推進課	
■ 幼児歯科健康診査	9-9
歯科疾患の早期発見を行い、受信勧奨するとともに、希望者に対し、う蝕予防のためのフッ化物塗布を実施します。	
【所管】 子育て支援推進課	
■ 発達相談・言語相談	9-10
心理発達相談員、言語聴覚士による個別相談で専門的なアドバイスを得ながら、匝瑳市マザーズホームや医療機関と連携し、保護者が安心して育児ができるよう努めます。	
【所管】 子育て支援推進課	
■ 未熟児・新生児・乳幼児家庭訪問指導	9-11
未熟児・新生児・乳幼児のいる家庭に対し、助産師や保健師等が家庭訪問を実施して子育てに関する様々な悩みや相談事に対応します。	
【所管】 子育て支援推進課	
■ 保育所・幼稚園・こども園・小中学校巡回歯科相談	9-12
それぞれの年齢に応じたブラッシング指導等の歯科保健指導を実施します。	
【所管】 子育て支援推進課	
■ フッ化物洗口	9-13
市内の保育所(園)、こども園、幼稚園、小学校等の施設に在籍する4歳以上の内、各施設への希望調査に基づいて、保護者からの同意が得られた者を対象に、フッ化物洗口を実施します。	
【所管】 子育て支援推進課	

⑩「食育」の推進

「食」は私たちの体を形づくるのに欠かせないものであり、心と体の健康に大きく影響するものです。ファストフードや加工食品、調理済み食品等、手軽に食品を食べることができる機会が増え、世の中の利便性の向上とともに食文化が多様化しており、栄養の偏りや偏食が問題となっています。

そのため、乳幼児期からの正しい食事方法や望ましい食習慣を身に付けるために、家庭・地域・学校・関係機関が連携して、食生活の向上と心身の健全育成を図る「食育」を推進します。

施策・取組

■ わんぱくクッキング

10-1

2歳以上の幼児と保護者を対象に、食に興味を持つことを目的に、食品に触れ、名前を知り、いろいろな食べ物の味を覚えたり、手づくりの楽しさを体験的に学びながら、保護者同士の交流も図ります。

【所管】 子育て支援推進課

■ 親子食育教室

10-2

小学校家庭教育学級の親子を対象に、食品や調理方法について学ぶために食育教室を開催します。また、望ましい食事のとり方や、よりよい食生活が身につくよう、保健推進員と栄養士による講話を行います。

【所管】 生涯学習課 子育て支援推進課

■ 食育推進事業

10-3

農業体験や農水産物等の加工、料理体験等を通じて食と農への理解を深め、食育の取組を推進します。

【所管】 農林水産課

■ 学校における食育の推進

10-4

栄養教諭、栄養士及び調理員による給食時間の講話等により、給食時間における食育の充実を図ります。広報そうさや給食だより「そうさランチタイムス」等を通じて、「食」について興味関心を持つ機会を増やします。

【所管】 学校教育課 学校給食センター

⑪ 思春期の心と体の健康づくり

性に関する正しい知識の普及と命の尊さを教える教育の重要性が高まっています。本市では、家庭、学校、地域が連携して命の教育を推進し、命の尊さを学ぶ機会を提供しています。

今後は、児童・生徒の健康を維持・向上させるために、関係機関と連携して効果的な情報提供ネットワークを構築し、児童・生徒の心の問題に対応する相談体制を充実させていくことが重要な課題となっています。

施策・取組

■ 命の教育

11-1

中学生とその保護者を対象に、家庭・学校・地域の連携のもとに様々な教育の場を活用して命の教育を推進し、自他の命の大切さについて再認識し、健康や性に関する正しい知識の普及を図ります。

【所管】 学校教育課

■ 未成年の喫煙・飲酒の防止・薬物乱用防止

11-2

子どもたちの規範意識を高めるとともに、家庭・学校・地域・事業者が協力し、未成年の喫煙、飲酒の防止、薬物乱用防止に取り組めます。

【所管】 学校教育課

■ 思春期における心の問題に係る専門家の確保

11-3

学校における教育相談の機能強化を図り、いじめや不登校等の問題に対応するためにスクールカウンセラーを配置して、相談活動を行います。また、スクールソーシャルワーカーの配置により、関係機関の連携を強化し、課題の解決を図ります。

【所管】 学校教育課

(4) 仕事と子育てが両立できる環境の整備

⑫ 仕事と子育ての両立支援の推進、多様な働き方の実現

少子化を食い止めるためには、仕事と家庭の両立を支援することが重要です。男女共同参画の観点からも、男女が協力して子育てを行う必要性が強調されています。男性も含めた働き方の見直しを進め、地域の企業や子育て支援団体が連携・協力して地域の実情に即した取組を進めることが求められています。

本市では、保護者の多様な働き方を支援するため、市内の保育所等の13か所で乳幼児保育や延長保育を行い、小学校やこども園等16か所で放課後児童クラブや放課後子ども教室を設置しています。また、育児・介護休業制度を周知し、父親の育児参加を促進しています。今後も、保護者が働きやすい環境を整えるために、企業へのワーク・ライフ・バランスの推進や保育の受け入れ体制の充実に取り組んでいきます。

施策・取組

■ 乳幼児保育（再掲）

12-1

安定的に乳幼児保育を実施するため、保育士の確保や年度途中入所のニーズに対応できるよう、受け入れ体制等の充実を図ります。

【所管】 子育て支援推進課

■ 延長保育(再掲)

12-2

保護者の利便性向上を図るため、多様な就労形態に対応可能な延長保育をめざし、子育てと仕事が両立できるよう努めます。

【所管】 子育て支援推進課

■ 一時預かりの拡充(再掲)

12-3

保育所等を利用していない家庭における保護者の育児疲れ解消、疾病や災害等による一時的な保育需要に対応し、安心して子育てができる環境を整備します。

【所管】 子育て支援推進課

■ 育児・介護休業制度の周知

12-4

育児・介護休業取得率の上昇をめざし、育児・介護休業制度を関係機関の指導により周知します。

【所管】 商工観光課 子育て支援推進課

■ 父親の育児参加の促進

12-5

父親が子どもを持つことの喜びを感じ、育児に対する責任を認識するとともに、積極的に育児に対応できるよう、妊婦の教室への参加を促進します。

【所管】 子育て支援推進課

■ 働き方改革の促進

12-6

仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現に向け、市内業者の「働き方改革」を促進させるための制度周知・啓発を行います。

【所管】 商工観光課

⑬ 経済的負担の軽減

子どもが成人するまでには、食費、医療費、教育費等多くの費用がかかるため、子育て家庭の経済的負担を軽減し、子育てしやすい環境を整備するための助成事業を拡充することが必要です。必要な支援を家庭に適切に提供するよう努め、児童手当や保育料に関しては、国の動向を注視しながら柔軟に制度を改正し、市民に広く周知することが求められます。

施策・取組

■ 医療機関委託妊婦一般健康診査事業（再掲）

13-1

妊婦の健康保持・推進を図るため、妊婦が必要な健診回数分の妊婦健診受診票を交付することで健診費用の助成を行います。

【所管】 子育て支援推進課

■ 出産育児一時金の支給	13-2
--------------	------

国民健康保険被保険者の出産に対し、出産育児一時金を支給します。

【所管】 市民課

■ 児童手当の給付	13-3
-----------	------

高等学校修了前の児童・生徒を対象に、家庭における生活の安定と、次代の社会を担う児童・生徒の健全な育成及び資質向上に役立てることを目的とし、児童手当を支給します。

【所管】 子育て支援推進課

■ 保育料、児童発達支援及び学校給食費の負担軽減	13-4
--------------------------	------

国の幼児教育・保育の無償化により、3歳以上児の保育所等保育料及び児童発達支援の利用者負担が無償化されています。今後も3歳未満児の保育料や学校給食費の軽減について検討します。

【所管】 学校教育課 子育て支援推進課

■ 就学援助	13-5
--------	------

経済的理由で、児童・生徒に義務教育を受けさせることが困難な保護者に対し、学用品費・通学用品費・校外活動費・修学旅行費・新入学学用品費・学校給食費・医療費等の援助を行います。

【所管】 学校教育課

■ 第3子以降の学校給食費の減免	13-6
------------------	------

18歳未満の子どもが3人以上いる家庭を対象に、第3子以降の学校給食費を無償にします。

【所管】 学校給食センター

■ 児童扶養手当の給付	13-7
-------------	------

ひとり親家庭や母又は父が重度の障害を有する家庭の生活安定と自立の促進を目的として、児童扶養手当の支給をしています。今後も、支援を必要としている家庭へ適切な支給に努めます。

【所管】 子育て支援推進課

■ ひとり親家庭等医療費助成	13-8
----------------	------

ひとり親家庭の医療費、調剤にかかる経済的負担と精神的不安を軽減するため、ひとり親家庭等の父母又は児童を養育している方及び児童が病院等で受診した時に支払う医療費等の自己負担額以外を助成しており、今後も適切に制度が利用されるよう、周知に努めます。

【所管】 子育て支援推進課

■ 未熟児養育医療給付事業（再掲）	13-9
-------------------	------

母子保健法に基づき、病院又は診療所に入院する必要がある未熟児に対し、養育に必要な医療の給付又は養育医療費の支給をします。

【所管】 子育て支援推進課

■ 特別支援教育就学奨励費の支給（再掲） 13-10

小・中学校の特別支援学級に在籍している子どもに関して、保護者の経済的負担を軽減するために特別支援教育就学奨励費を支給します。

【所管】 学校教育課

■ 障害児に対する助成（再掲） 13-11

障害児福祉手当、特別児童扶養手当等、障害の程度や所得要件等に応じて適切に支給をします。

【所管】 福祉課

■ 出産・子育て応援給付金 13-12

妊娠時、出産後に専門職と面談を受けた妊産婦に対し、各時期に5万円を給付します。

【所管】 子育て支援推進課

■ 子ども用品のリユース 13-13

子育て支援および資源の有効活用を図ることを目的として、子ども用品のリユースを検討し、子育て家庭の負担感の軽減に努めます。

【所管】 子育て支援推進課

⑭ ひとり親家庭の自立支援の推進

近年の離婚の増加等の背景から、ひとり親家庭の自立支援が課題となっています。そこで、本市では、就労の相談や情報提供、住居の安定確保等、ひとり親家庭の自立を支援する取組を行っています。

また、経済的な支援として、児童扶養手当やひとり親家庭等医療費助成制度の積極的な周知と利用促進を進めています。

今後は、さらなるひとり親家庭の自立支援を目指し、様々なケースに対応できるよう、母子・父子自立支援員の相談体制を強化していきます。

施策・取組

■ 自立支援・就業相談等の情報提供 14-1

母子家庭等に対する情報提供を行うとともに、母子・父子自立支援員による相談、就業等の支援活動の充実を図ります。

【所管】 子育て支援推進課

■ 母子家庭等への居住の安定確保 14-2

母子家庭等の居住の安定確保のために公営住宅への入居について配慮します。

【所管】 都市整備課

■ 放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の優先的利用 14-3

放課後児童クラブ及び放課後子ども教室における母子家庭等の優先的利用を図り、保護者の就業や児童の育成を支援します。

【所管】 学校教育課

■ 児童扶養手当の給付（再掲）

14-4

ひとり親家庭や母又は父が重度の障害を有する家庭の生活安定と自立の促進を目的として、児童扶養手当の支給をしています。今後も、支援を必要としている家庭へ適切な支給に努めます。

【所管】 子育て支援推進課

■ ひとり親家庭等医療費助成（再掲）

14-5

ひとり親家庭の医療費、調剤にかかる経済的負担と精神的不安を軽減するため、ひとり親家庭等の父母又は児童を養育している方及び児童が病院等で受診した時に支払う健康保険の自己負担額の一部を助成しており、今後も適切に制度が利用されるよう、周知に努めます。

【所管】 子育て支援推進課

■ 母子家庭等対策総合支援事業

14-6

母子・父子家庭の自立支援を図るため、就職に有利な教育訓練及び資格取得のための講座等の受講にかかる費用の一部又は訓練促進費を支給します。

【所管】 子育て支援推進課

■ 養育費の確保

14-7

母子家庭等の母親等が養育費を確保できるよう、情報提供を行い支援します。

【所管】 子育て支援推進課



基本目標3 子どもが安全で、安心して子育てできるまちづくり

(5) 子育てを支援する生活環境の整備

⑮ 良質な居住環境の確保

子育てを快適に行っていく上で居住環境は最も基本的な要因の一つです。本市では、子育て中の家庭に適した良質な居住環境の確保のため、各種住宅優遇制度の利用を促進しています。

施策・取組

■ 子育て世代の住宅取得の支援

15-1

転入者マイホーム取得奨励金制度、結婚新生活応援事業、匝瑳市移住支援事業により、子育て世代の住宅取得を支援します。また、住宅ローン金利の引き下げを受けることができる「フラット35」地域連携型(子育て支援・地域活性化)・子育てプラスの活用や、空き家バンクの利用促進を図ります。

【所管】企画課 都市整備課

⑯ 安心して外出できる環境の整備

安心して外出できる環境の実現には、子どもを連れて安心して通行できる道路交通環境や、公共施設等のバリアフリー化等が課題です。

本市では、道路交通標識等の整備に伴い路面表示を行い、安全な通行を図っています。また、公園の遊具の安全点検とともに修繕を行い、公園施設の適正な管理を行っています。

市内の公共施設において、ベビーカーでの利用等を考慮したバリアフリー化を進めており、今後も、子どもを連れて安心して外出できる環境の整備に努めていく必要があります。

施策・取組

■ 道路交通標識等の整備

16-1

子どもや子ども連れの家族等が安全に安心して通行できる道路交通標識等の整備を進めます。

【所管】建設課

■ 公共施設のバリアフリー化

16-2

公共施設の子育てバリアフリー化を進めます。

【所管】財政課 都市整備課 子育て支援推進課

■ 遊び場の確保

16-3

コミュニティセンター、体育施設等既存施設の有効活用や園庭の開放、児童遊園の遊具器具等の維持管理を図り、子どもやその家族等が安全な環境で安心して遊ぶことのできる公園や遊び場の確保に努めます。

【所管】環境生活課 生涯学習課 都市整備課 子育て支援推進課

■ 居場所の確保

16-4

公民館や図書館、公園等子どもやその家族等が安全な環境で安心して過ごすことのできる場所の確保に努めます。

【所管】公民館 図書館 都市整備課

(6)安全対策の推進

⑰ 子どもを犯罪等から守るための活動の推進

近年、子どもが犯罪に巻き込まれる事件が多発しているため、子どもが安全に安心して地域で育つためには、地域全体で子どもを犯罪から守る活動が重要です。

本市では、幼稚園、小・中学校の保護者に対して、不審者情報をメール配信システムで提供し、犯罪の未然防止に努めています。また、小学校ごとに地域住民や保護者による見守り活動を組織し、子どもの安全を地域全体で守ることを目指しています。

さらに、子ども110番の家との連携を強化し、地域内での緊急時の子どもの避難先の確保に努めています。今後も、子どもが安全に過ごせる環境を整えるために、関係団体や地域住民と連携して活動を推進していきます。

施策・取組

■ 犯罪等に関する情報の提供 17-1

市内及び近隣での犯罪や不審者の発生について、警察署や防犯関係団体と連携し、幼稚園、小・中学校保護者に対して、メール配信システムにより速やかに情報提供を行います。

【所管】 学校教育課

■ 地域全体での取組の推進 17-2

地域住民、防犯協会、区長会、シニアクラブ等の各種団体の協力を得て、小学校ごとに見守り活動の組織づくりを進めます。

【所管】 学校教育課 環境生活課

■ 各種団体による子どもの安全対策 17-3

地域住民、防犯協会、区長会、ボランティア等の見守り活動を支援し、地域ぐるみで子どもたちの安全確保を図ります。

【所管】 環境生活課

■ 防災行政無線を活用した子どもの安全対策 17-4

防災行政無線による小学生の帰宅及び見守り放送を実施し、今後も子どもへの一層の注意喚起と市民の見守りに対する意識の向上に努めます。

【所管】 学校教育課 総務課

■ 「子ども110番の家」の強化 17-5

子どもたちが安全で安心して登下校できるように、「子ども110番の家」の周知を行うとともに、地域との連携強化を図ります。

【所管】 学校教育課

■ 地域防犯パトロール 17-6

小学校PTA等を中心とした、地域防犯パトロール活動を支援します。

【所管】 学校教育課 環境生活課

■ 保育所、幼稚園等、小・中学校における防犯対策の充実 17-7

保育所、幼稚園等、小・中学校において、防犯カメラ等の整備による防犯対策の充実に努めます。

【所管】 学校教育課 子育て支援推進課

⑱ 子どもを交通事故や災害から守る活動の推進

子どもを交通事故から守るためには、警察、保育所、幼稚園等、学校、関係民間団体との連携・協力体制の強化を図り、総合的な交通事故防止対策を推進することが重要になっています。

本市では、地域住民や関係機関と連携を図りながら、交通安全教育を進めるとともに、市内学校等の防災設備の点検を行うほか、避難訓練を定期的実施しています。

今後とも、交通安全意識の向上に努めるとともに、学校等での避難訓練の実施による防災意識の向上や防犯対策の充実を図っていく必要があります。

施策・取組

■ 交通安全教育の実施

18-1

子どもたちを交通事故から守るために、警察署及び交通安全協会と連携を図りながら交通安全教育を保育所、幼稚園及び小・中学校等で実施します。また、地域住民等の協力を得て、児童・生徒の登下校に合わせて安全パトロールを組織的に行います。市内の幼児から中学生までを対象として、心身の発達に応じた段階的かつ体系的な交通安全教室を開催します。

【所管】 学校教育課 環境生活課 子育て支援推進課

■ 避難訓練の実施

18-2

災害発生時や不審者侵入の際に速やかな対応ができるよう、保育所、幼稚園、小・中学校等において、消防署や警察署と連携を図り、避難訓練を定期的実施します。

【所管】 学校教育課 子育て支援推進課

⑲ 児童虐待の防止策の充実

近年、核家族世帯やひとり親家庭が増加しているだけでなく、保護者の勤務状況や家庭のあり方も多様化しており、保護者の孤立による不安やストレスの増大が一因となったと思われる重篤な児童虐待事例が発生しています。本市では、関係機関と連携し、保護者の孤立感や不安の解消、虐待の早期発見に努め、未然防止・再発防止に向けて継続的な支援を行っています。また、虐待の早期発見に向け、市民の協力を呼びかけています。

今後も「早期発見・早期対応」を重視し、虐待を受けた子どもの「保護と自立」をスムーズかつきめ細かく支援できるよう、相談支援体制の強化に努めます。さらに、育児困難な家庭や虐待の実態把握に力を入れていく必要があります。

施策・取組

■ 相談支援の充実

19-1

母子保健事業において妊娠期から丁寧な相談により保護者の不安をよく受け止め助言することで、自信を持って育児ができるように支援します。また、意識的に母親同士の交流の場を持つことにより、孤立感・不安の解消に努めます。

【所管】 子育て支援推進課

■ 相談事業の周知

19-2

家庭児童相談室等で実施している子育て相談等の相談事業についての周知と活用を促進します。

【所管】 子育て支援推進課

■ 一時預かりの拡充（再掲）

19-3

保育所等を利用していない家庭における保護者の育児疲れ解消、疾病や災害等による一時的な保育需要に対応し、安心して子育てができる環境を整備します。

【所管】 子育て支援推進課

■ 母子保健事業による早期発見

19-4

母子保健事業・こんにちは赤ちゃん訪問事業等において、育児困難家庭や虐待等の把握に努めます。

【所管】 子育て支援推進課

■ 保育所、幼稚園及び小・中学校等における早期発見

19-5

保育所、幼稚園及び小・中学校等では、児童や保護者に接する機会が多いことを踏まえ、児童虐待の早期発見や児童虐待の防止のための研修・指導・啓発に努めます。

【所管】 学校教育課 子育て支援推進課

■ 市民の協力による早期発見

19-6

「広報そうさ」で毎月相談日を周知し、特に11月の児童虐待防止月間では早期発見の重要性を周知し、市民の協力が得られるよう、呼びかけを継続します。

【所管】 子育て支援推進課

■ 要保護児童対策地域協議会

19-7

匝瑳市要保護児童対策地域協議会による関係機関とのネットワークを最大限に活用して情報の共有化等を図り、要保護児童等の早期発見と関係機関の役割分担による支援体制を構築して、児童虐待対策を適切に行います。

【所管】 子育て支援推進課

(7)子どもが健やかに育つための環境づくり

⑳ 子どもの権利を守るまちづくり

子どもの権利とは、子どもに与えられる人権のことであり、特別な保護とケアが求められます。子ども一人の人間であるという視点から、それぞれの意見や考えを尊重し、自立した豊かな人間性を育む環境を整えることが必要です。

また、最近では、学校や家庭環境の複雑化により、いじめ、不登校、虐待等の問題が発生しやすくなっています。これらの問題は子どもの健全な成長を阻害するため、心のケアが重要です。本市では、いじめや不登校、虐待の早期発見と継続的な支援に努めており、希望する児童・生徒を「適応支援教室」に受け入れています。

今後も、いじめや児童虐待の早期発見と早期対応を最優先し、相談支援体制の強化に力を入れていきます。

施策・取組

■ 保育所、幼稚園及び小・中学校等における早期発見（再掲）

20-1

保育所、幼稚園及び小・中学校等では、児童や保護者に接する機会が多いことを踏まえ、児童虐待の早期発見や児童虐待の防止のための研修・指導・啓発に努めます。

【所管】 学校教育課 子育て支援推進課

■ 適応支援教室の実施

20-2

匠瑳市適応支援教室「さわやかルーム」において、子どもサポーター（適応支援教室支援員）を配置し、家庭・学校・関係機関との連携を密にして不登校児童・生徒の学校復帰や社会的自立に向けた支援を行います。

【所管】 学校教育課

② 次代を担う人づくり

親になる前に小さな子どもと接する機会や世話をする経験が少ないことが、子育てに対する不安や悩みを増やす要因となっています。

また、家庭を築き、仕事をしながら子どもを育てたいと考える人々のために、地域社会の環境整備や、中学生・高校生に子どもを育てることの意義を理解させる教育が重要です。

本市では、保育所等で中学生・高校生と乳幼児が交流する機会を設けたり、行事を通じて世代間のふれあいを促進する場を提供しています。さらに、そうさ市子ども会育成連絡協議会は、次世代を担う人材を育成するジュニアリーダー養成事業を行っています。

また、子どもを重要な地域社会の一員と捉え、議会事務局や関係機関、教育委員会、中学校の協力のもとで中学生模擬議会を開催し、議会政治の役割を体験させることで、市政への理解を深め、積極的なまちづくりへの参加を促しています。

今後も、小さな子どもと接する機会を増やし、様々な経験を通じて大人としての自覚を養う機会を充実させていきます。

施策・取組

■ 意識の啓発

21-1

家庭や学校教育の中で、男女が協力して家庭を築くことや、子どもを生み育てることの意義に関する教育・広報・啓発を行います。

【所管】 学校教育課

■ 乳幼児とふれあう機会の創出

21-2

保育所等と学校の連携により、総合的な学習の時間や夏休み等を利用して、小学生、中学生及び高校生が乳幼児とふれあう機会を創出し、継続した活動になるよう努めます。

【所管】 学校教育課 子育て支援推進課

■ 体験活動の推進

21-3

小学生及び中学生を対象とした社会体験活動、ボランティア活動の場についての情報提供や個別相談、アドバイスをを行います。

【所管】 学校教育課

■ 他世代とのふれあいの機会の創出	21-4
地域住民が参加する行事等を通して、児童・生徒と他世代との交流を深めます。	
【所管】 学校教育課	
■ 職業体験機会の充実	21-5
在学中から職業意識を啓発するため、学校と市内の企業等の協力・連携のもとに、中学生等の職業体験の機会を設けます。	
【所管】 学校教育課	
■ 学習機会の拡充	21-6
小学生から高齢者まで、幅広く、より多くの方が参加できる講座や各種教室を開催します。	
【所管】 学校教育課	
■ 指導者の確保・養成	21-7
地域住民(PTA・シニアクラブ等)の協力を得ながら、子どもの遊び支援やスポーツ活動等の指導を担う人材の確保・育成に努めます。	
【所管】 高齢者支援課 生涯学習課	
■ ジュニアリーダーの育成支援	21-8
子ども会行事の実施にあたり、中心となって企画を進めるジュニアリーダーの育成を支援し、活動の充実・発展を促進します。	
【所管】 生涯学習課	
■ 青少年相談員活動の推進	21-9
より複雑さを増す青少年を取り巻く社会環境の改善を図るため、青少年相談員活動を通じて青少年の非行・いじめ等の諸問題に取り組みます。	
【所管】 生涯学習課	
■ 中学生模擬議会の開催	21-10
中学生による模擬議会を開催し、中学校社会科「地方自治と住民」の学習内容を、体験を通して理解するとともに、市議会の果たす役割について、中学生が認識を深める機会として行っています。	
【所管】 学校教育課	

青少年相談員の活動状況

趣旨・目的	次世代を担う青少年が社会性や幅広い視野を身に付け、心身ともに健やかに成長できるように、スポーツ活動や各種行事等の青少年健全育成活動を推進しています。
主催事業	・少年の日地域のつどい大会(ミニバス) ・パークゴルフ大会 ・通学合宿事業(フロンティア学寮) ・ニュースポーツ大会 ・青少年健全育成活動事業等
相談員数	市内各地区に配置され、計67人の青少年相談員が活動しています。

児童・青少年団体の活動の状況

			令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)
各種団体	子ども会	団体数	19	19	21	10	5
		会員数	1,191	1,058	1,034	476	274
	スポーツ少年団	団体数	11	11	12	12	10
		会員数	204	200	259	269	230
	ボーイスカウト	団体数	1	1	1	1	1
		会員数	20	18	17	18	17
	ガールスカウト	団体数	1	1	1	1	1
		会員数	7	7	5	5	5
	PTA	団体数	15	15	15	14	14
		会員数	2,056	2,039	1,917	1,871	1,800

職業体験学習の実施状況

単位:人

	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)
匝瑳市立八日市場第一中学校	新型コロナウイルスの関係で未実施			98	90
匝瑳市立八日市場第二中学校				104	107
匝瑳市立野栄中学校				48	45
体験学習先	病院、給食センター、市役所、保育所、放課後児童クラブ、飲食店、動物病院、運送業、図書館、介護事業、ドラッグストア、菓子店、菓子製造販売業、農業、ガス販売店、農業用品小売店、ガソリンスタンド、コンビニエンスストア、美容室等				

そうさ市子ども会育成連絡協議会

構成員の人数等 ※令和6年(2024年)4月1日現在)		幼児・児童・生徒:約225人 育成者・指導者:約50人
活動の内容(行事)	4月	第1回常任理事会
	5月	総会、安全講習会 東総子ども会育成者講習会参加
	6月	東総子ども会ジュニアリーダー(初級認定講習会)・集団指導者認定講習会参加
	8月	第2回常任理事会
	9月	東総子ども会かるたレク交流会参加
	11月	わんぱくドッジボールルール講習会、わんぱくドッジボール大会 千葉県子ども会房総子どもかるた大会参加
	12月	クリスマス会
	1月	第3回常任理事会
	2月	子ども会活動掲示(壁新聞)
	3月	親子レクリエーション(バス遠足)
以上の他、ジュニアリーダークラブ(中学生・高校生で構成された団体)の派遣事業や各单位団体(5団体)による独自の地区子ども会行事を実施しています。		

②② 生きる力を育む環境の整備

次世代を担う子どもの生きる力の育成と学力の向上に向けた教育環境の整備が重要です。

本市では、幼稚園や保育所と小学校が連携し、幼児教育の充実を図り、各学校の授業研究を通じて学習活動の改善を計画的に行っています。また、スポーツ教室や子ども週末活動支援事業、八匠少年少女発明クラブ等の学校外の教育活動も積極的に推進し、参加者が年々増加しています。

今後も、子どもの個性を伸ばし、幼稚園、保育所、小学校等と地域の協力を得ながら、子どもの生きる力を育むことが必要です。

施策・取組

■ 幼児教育の充実

22-1

幼児教育の充実に向けて、幼児教育の情報提供、幼稚園の教育活動及び教育環境の充実、幼稚園や保育所等と小学校との連携を推進します。

【所管】 学校教育課 子育て支援推進課

■ 障害児の幼児教育の充実

22-2

満3歳以上の障害児で、幼稚園で行う集団活動が可能な幼児については、幼稚園において受け入れを行い、幼児教育の充実を図ります。

【所管】 学校教育課

■ 学力の向上

22-3

社会に出てからも学校で学んだことを生かせるよう、『学びに向かう力、人間性』『知識及び技能』『思考力、判断力、表現力』の育成を図り、確かな学力の向上に向けた取組を進めます。

【所管】 学校教育課

■ 信頼される学校づくり

22-4

信頼される学校づくりに向けて、地域及び家庭と学校との連携・協力の取組、地域に根ざした特色ある学校づくり、教員一人ひとりの能力や実績等を適正に評価する仕組み、安全な学校施設の整備を推進します。

【所管】 学校教育課

■ スポーツ教室の開催

22-5

健やかな身体の育成に向けて、子どもが生涯にわたってスポーツに親しむ習慣、意欲及び能力を育成するための取組を推進します。

【所管】 生涯学習課

■ 子どもの週末活動等の支援

22-6

週末等における子どもの活動支援や地域の教育力を活性化する取組を推進します。親子自然観察会や子ども会の各種行事を通して、子どもたちは他校や異学年の仲間たちとのコミュニケーションを図ったり、大人たちも行事運営の協力等を通して親同士の親睦が図られ、地域で子どもを育てることの大切さを実感できてきています。さらに、親子を対象とした行事を充実させることにより、地域の教育力の向上をめざします。

【所管】 生涯学習課

■ 八匠少年少女発明クラブの支援

22-7

八匠少年少女発明クラブの活動を促進し、作品展への出品等を通して創作意欲を高め、ものづくりの喜びや人間関係を深めていくことを支援します。

【所管】 生涯学習課

スポーツ教室の実施状況(令和5年度)

施策名	対象	会場等	延べ参加人数(人)
卓球	幼児～一般	八日市場ドーム	218人
エアロビクス	小学生～一般	八日市場ドーム	655人
ラグビー	幼児～小学生	野手浜総合グラウンド	696人
ジュニアバレーボール	小学生	須賀小体育館	421人
ジュニアサッカー	小学生	そうさ記念公園	97人
ヨガ	小学生～一般	八日市場ドーム	332人
パークゴルフ	小学生～一般	パークゴルフそうさ	32人
バイタルフィット	小学生～一般	八日市場ドーム	110人
アイススケート	幼児～一般	アクアリンク千葉	25人
東総地区三市交流野球教室	小中学生	銚子市野球場	169人

子ども週末活動等支援事業

趣旨・目的	子どもを中心として地域の新たな教育的課題に対応し、地域全体で子どもを育てる環境の充実を目的としています。 完全学校週5日制の実施に伴い、週末等を利用して子どもの活動支援や地域の教育力活性化に向けた取組を推進しています。
活動の内容	
体験活動	地域の自然環境にふれる様々な体験活動を通し、子どもたちの心を豊かに育む場を提供しています。
子ども映画会	子どもたちに人気の高い映画や人形劇を提供しています。

体験活動の実施状況(令和5年度)

施策名	対象	会場等	参加人数(人)
自然観察会(年2回)	小学生・親子	市内里山・吉崎浜 等	81
夏休み親子で遊ぶ工作教室	幼児～一般	八日市場ドーム	40
子ども人形劇	幼児～一般	生涯学習センター	60

②③ 家庭や地域の教育力の向上

子育てが大きなストレスとなり、児童虐待や育児不安、育児放棄につながるケースがあります。

さらに、少年犯罪の増加や地域のつながりの希薄化が進む中、全国的に「家庭や地域の教育力」が低下していると指摘されています。そのため、家庭や地域がそれぞれの役割と責任を認識し、連携して地域全体の教育力を高めることが重要です。

本市では、自然体験や社会体験事業の周知に努めるとともに、学校体育施設を広く市民に開放し、総合的な学習の時間等で地域住民の豊かな知識や経験を活かす取組を進めています。

■ 子ども体験活動情報の発信

23-1

良質の自然体験や社会体験に関する情報発信の充実に努めるとともに、一人でも多くの子どもたちが感動を実感できるよう、事業を継続します。また、本市の特色等についても積極的に取り上げ、郷土愛を育みます。

【所管】生涯学習課

■ 青少年健全育成活動の推進

23-2

次世代を担う青少年が社会性や幅広い視野を身に付け、心身ともに健やかに成長できるように、通学合宿事業やスポーツ活動、各種行事等の青少年健全育成活動を推進しています。

【所管】生涯学習課

■ 地域の教育資源の開放

23-3

地域住民のスポーツ活動の場として、今後も学校体育施設の開放を行います。

【所管】生涯学習課

■ メディアや情報機器の影響についての学習の推進や研修会等の開催

23-4

テレビやスマートフォン、インターネット、SNS等が幼児、小・中学生に与える影響や情報活用能力を育成するための学習や研修会等の開催を推進します。

【所管】学校教育課 生涯学習課

■ 家庭教育支援の推進

23-5

家庭や子育てについての学習を通して様々な課題に対応できる親としての教育力を高め、併せて相互の交流や情報交換を図ることも目的として家庭教育学級の運営を支援します。

【所管】生涯学習課

家庭教育学級の活動状況

活動の内容	合同開級式、家庭教育講演会、親子食育教室、親子体験学習、子育て学習会、座談会等、合同閉級式
対象	幼稚園児、小学校児童、中学校生徒の保護者
講座数	年間5講座(1学級当たり)

第5章

量の見込みと確保方策

1. 教育・保育提供体制区域の設定

本計画では国の「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」に基づいて、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域に教育・保育提供区域を設定する必要があります。本市では、市の面積規模や児童人口、交通事情、保育園・幼稚園・学童保育・地域子育て支援事業等の利用状況等の諸条件を総合的に勘案し、第2次計画同様、市内全域を1つの教育・保育提供区域として設定し、サービス基盤の整備や充実を図ります。

【図5-1 子育て情報マップ】







保育所(園)、幼稚園、認定こども園、学校等

番号	施設名	所在地
ア	八日市場保育所	八日市場イ2353-1
イ	豊栄保育所	飯倉1615-1
ウ	豊和保育所	大寺1428
エ	吉田保育所	吉田4010-4
オ	須賀保育所	横須賀2914
カ	匠瑳保育園	堀ノ内360
キ	共興保育所	東小笹120-1
ク	平和保育所	平木3381
ケ	椿海保育園	椿969-1
コ	東保育園	野手6044
サ	栄保育園	栢田941-1
シ	あかしあこども園	飯倉106-1
ス	八日市場幼稚園	八日市場イ2394
セ	平和小学校	平木1819
ソ	椿海小学校	椿973
タ	八日市場小学校	八日市場イ2311
チ	豊栄小学校	飯倉1847
ツ	須賀小学校	高1956
テ	共興小学校	東小笹1160
ト	吉田小学校	吉田4020
ナ	豊和小学校	大寺1492
ニ	栄小学校	栢田823
ヌ	野田小学校	野手13034
ネ	八日市場第一中学校	上谷中2270-5
ノ	八日市場第二中学校	八日市場イ1687
ハ	野栄中学校	今泉5323-3
ヒ	千葉県立八日市場特別支援学校	平木930-1
フ	千葉県立飯高特別支援学校	飯高1692
ヘ	八日市場児童クラブ	八日市場イ2311
ホ	豊栄第一・第二児童クラブ	飯倉1847
マ	須賀児童クラブ	高1956
ミ	共興児童クラブ	東小笹1179-2
ム	平和児童クラブ	平木1819
メ	椿海第一児童クラブ	椿969-1
モ	椿海第二児童クラブ	椿973
ヤ	野田児童クラブ	野手13034
ユ	栄第一・第二児童クラブ	栢田823
ヨ	たんぼぼ(つどいの広場)	八日市場ホ2016
ラ	つくし(つどいの広場)	今泉6491-1
リ	FLOWER CHILDREN	今泉485

医療機関(医科)

番号	施設名	所在地
A	匠瑳市民病院	八日市場イ1304
B	東葉クリニック八日市場	八日市場イ16-1
C	福島医院	八日市場イ202-1
D	椎の木台耳鼻咽喉科	八日市場イ2522
E	佐藤クリニック	八日市場イ2735-4
F	小川内科	八日市場イ2783
G	増田産婦人科	八日市場イ2837
H	椎名医院	八日市場イ2943
I	眼科さとう医院	八日市場イ412-14
J	さとう整形外科	八日市場イ49-2
K	檜垣内科循環器科医院	八日市場イ56-3
L	アサヒ眼科クリニック	八日市場イ61-6
M	石井医院	八日市場ハ574-2
N	熱田整形外科	八日市場ハ791-27
O	伊藤医院	八日市場ホ3239
P	藤田医院	八日市場ホ3292
Q	九十九里ホーム病院	飯倉21
R	かしわくま内科クリニック	高野160-8
S	かわて医院	横須賀2815-2
T	城之内医院	東小笹86
U	守医院	椿1268
V	鈴木医院	椿706
W	のもと眼科	八日市場ハ793-37

医療機関(歯科)

番号	施設名	所在地
AA	格心堂歯科医院	八日市場イ217-3
AB	平野歯科医院	八日市場イ1978
AC	井橋歯科医院	八日市場イ2489-11
AD	さとう歯科	八日市場イ49-1
AE	宇井歯科医院	八日市場ハ686
AF	エイトピア歯科	飯倉283-1
AG	いむら歯科クリニック	飯倉台5-6
AH	八日市場かど歯科医院	飯倉台19-24
AI	小西歯科医院	飯塚920
AJ	渋谷歯科クリニック	飯高1667
AK	小高歯科医院	上谷中1871-1
AL	ひがた歯科医院	椿1267-14
AM	城之内歯科医院	椿1268-7
AN	アップル歯科医院	今泉6450
AO	のさか歯科医院	今泉6441-1

薬局

番号	施設名	所在地
あ	八日市場中央薬局	八日市場イ1466-1
い	有限会社 松井薬局	八日市場イ2929
う	灰吹屋薬局国道店	八日市場イ413-2
え	平和堂達局八日市場店	八日市場イ62-1
お	ウエルシア匠瑳八日市場店	八日市場イ701-1
か	アワチ薬品八日市場店	八日市場イ709-1
き	毎日薬局東店	八日市場イ791-11
く	マツモトキヨシ・ドラッグストア 八日市場店	八日市場ハ939-1
け	ファーマシー薬生堂	八日市場ハ962-5
こ	ドラッグ&リカーイシイ	八日市場ホ3217-6
さ	大洋薬局匠瑳店	八日市場ホ3280-1
し	ヤックスドラッグ八日市場店	八日市場ホ92-1
す	ドラッグコクボ	八日市場ロ247
せ	若瀬薬局	若潮町8-8
そ	毎日薬局飯倉店	飯倉3-2
た	エーピン匠瑳大寺店	大寺1250-1
ち	大洋薬局八日市場店	椿1268-173
つ	灰吹屋ビックス薬局	野手12802
て	小久保薬品	野手163-2
と	ヤックスドラッグ野栄店	今泉6560-1
な	株式会社 さいとう薬局	栢田7966-1

市役所、公民館、図書館、スポーツ施設、公園等

番号	施設名	所在地
1	市役所	八日市場ハ793-2
2	野栄総合支所	今泉6474
3	八日市場公民館	八日市場イ2402
4	八日市場図書館	八日市場イ2402
5	保健センター	八日市場イ2408-1
6	海匠保健所(海匠健康福祉センタ ー)八日市場地域保健センター	八日市場イ2119-1
7	市民ふれあいセンター	八日市場ハ793-35
8	学校給食センター	春海1916
9	ふれあいパーク八日市場	飯塚299-2
10	そうさ観光物産センター ^{めぐ} 匠りの里	八日市場イ137-1
11	生涯学習センター	今泉6489-1
12	野栄福祉センター	今泉6491-1
13	のさか図書館	今泉6474
14	八日市場勤労青少年ホーム	八日市場イ2030
15	八日市場ドーム	八日市場ハ793-1
16	のさかアリーナ	今泉6536-1
17	市営グラウンド	上谷中2240-8
18	山桑公園野球場	山桑125
19	みどり平東公園野球場	みどり平13-2
20	野手浜総合グラウンド	野手17146-84
21	天神山公園	八日市場イ2291
22	野栄ふれあい公園	今泉363
23	若潮公園	若潮町2-1
24	天神山下公園	八日市場イ2330-1
25	椿海公園	椿969-1
26	みどり平東公園	みどり平13-2
27	みどり平中公園	みどり平9-2
28	みどり平西公園	みどり平1-2
29	山桑公園	山桑125
30	平和東公園	平木1487-1
31	小舟内公園	蕪里139-27
32	平台公園	飯倉台17
33	鈴歌公園	飯倉台37-1
34	飯塚沼農村公園	飯塚305
35	野手弁天池農村公園	野手1541
36	砂原児童遊園	八日市場イ2658
37	つばき団地児童遊園	椿1663-5
38	すみれ団地児童遊園	上谷中288-4
39	飯高児童遊園	小高248-2
40	平和児童遊園	東谷499
41	時曾根児童遊園	時曾根588
42	いいぐら団地児童遊園	飯倉1365
43	かしこね児童遊園	平木951
44	かぶざと児童遊園	蕪里2098-2
45	大堀児童遊園	大堀835-1
46	豊栄児童遊園	飯倉1628-1
47	今泉浜児童遊園	今泉8571-2
48	そうさ記念公園	八日市場ハ565-1
49	パークゴルフそうさ	吉崎4861-3

2. 教育・保育の量の見込み・確保方策

対象となる家族類型について

教育・保育サービスについて、以下のタイプの保護者の就労状況(家族類型)によって利用できるサービスが異なります。

家族類型	就労状況
タイプA	ひとり親家庭(母子又は父子家庭)
タイプB	フルタイム・フルタイム共働き家庭
タイプC	フルタイム・パートタイム共働き家庭(月120時間以上+月48時間~120時間の一部)
タイプC'	フルタイム・パートタイム共働き家庭(月48時間未満+月48時間~120時間の一部)
タイプD	専業主婦(夫)家庭
タイプE	パートタイム・パートタイム共働き家庭(双方が月120時間以上+月48時間~120時間の一部)
タイプE'	パートタイム・パートタイム共働き家庭(いずれかが月48時間未満+月48時間~120時間の一部)
タイプF	無業・無業の家庭

(1) 1号認定(幼稚園及び認定こども園)

「1号認定の3~5歳児」及び「2号認定の3~5歳児(保育の必要性あり)のうち、幼児教育の利用希望が強いと想定されるもの」の総数(幼稚園及び認定こども園の利用)

基本情報

- ・満3歳以上、教育標準時間設定
- ・幼稚園等での教育を希望する場合
- ・利用先は、幼稚園、認定こども園

対象家族類型	タイプC' タイプD タイプE' タイプF
対象年齢	3歳~5歳児

量の見込みと確保方策

実施時期		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
①	量の見込み(人)	43	42	40	40	39
② 確保 方策	特定教育・保育施設(人)	225	225	225	225	225
	新制度に移行しない幼稚園(人)	0	0	0	0	0
②	- ①(人)	182	183	185	185	186

計画期間中の確保の内容

既存幼稚園・認定こども園の利用定員でニーズ量を確保できる見込みとなっています。
本市において待機児童は生じていませんが、今後も待機児童が生じることがないように努めます。

(2) 2号認定（認定こども園）

※「保育を必要とする事由」

- 1.就労（フルタイムのほか、パートタイム、夜間、居宅内の労働等、基本的にすべての就労を含む）
- 2.妊娠、出産
- 3.保護者の疾病、障害
- 4.同居又は長期入院等をしている親族の介護・看護
- 5.災害復旧
- 6.求職活動（起業準備を含む）
- 7.就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）
- 8.虐待やDVのおそれがあること
- 9.育児休業中に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること
- 10.その他、上記に類する状態として市が認める場合

基本情報

・満3歳以上、保育認定	
・「保育を必要とする事由」に該当し、幼稚園等での保育を希望する場合	
・利用先は、幼稚園、認定こども園	
対象家族類型	タイプA タイプB タイプC タイプE
対象年齢	3歳～5歳児

量の見込みと確保方策

実施時期		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
①	量の見込み(人)	58	56	55	54	52
② 確保 方策	特定教育・保育施設(人)	58	56	55	54	52
	確認を受けない幼稚園(人)	0	0	0	0	0
	幼稚園+預かり保育(人)	0	0	0	0	0
②	- ①(人)	0	0	0	0	0

計画期間中の確保の内容

教育ニーズがあり、かつ、保育が必要な3歳～5歳児については、認定こども園でニーズ量を確保できる見込みとなっています。 本市において待機児童は生じていませんが、今後も待機児童が生じることがないように努めます。

(3) 2号認定（保育所（園））

基本情報

- ・満3歳以上、保育認定
- ・「保育を必要とする事由」に該当し、幼稚園等での保育を希望する場合
- ・保育所（園）、認定こども園

対象家族類型 タイプA タイプB タイプC タイプE

対象年齢 3歳～5歳児

量の見込みと確保方策

実施時期		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
①	量の見込み(人)	463	449	435	432	419
② 確保 方策	特定教育・保育施設(人)	570	570	570	570	570
	幼稚園＋預かり保育(人)	0	0	0	0	0
	その他※(人)	0	0	0	0	0
②	- ① (人)	107	121	135	138	151

計画期間中の確保の内容

既存幼稚園・認定こども園の利用定員でニーズ量を確保できる見込みとなっています。
本市において待機児童は生じていませんが、今後も待機児童が生じることがないように努めます。

※指導監督基準を満たす認可外保育事業所等

(4) 3号認定（保育所（園）及び認定こども園＋地域型保育）

基本情報

・満3歳未満、保育認定 ・「保育の必要な事由」に該当し、保育所(園)等での保育を希望する場合
・利用先は、保育所(園)、認定こども園、地域型保育事業

対象家族類型 タイプA タイプB タイプC タイプE

対象年齢 0歳～2歳児

量の見込みと確保方策

0歳児 実施時期		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
① 量の見込み(人)		55	53	52	51	50
② 確保 方策	特定教育・保育施設(人)	46	46	46	46	46
	特定地域型保育事業(人)	0	0	0	0	0
	幼稚園＋預かり保育(人)	0	0	0	0	0
	② - ① (人)	▲9	▲7	▲6	▲5	▲4

1歳児 実施時期		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
① 量の見込み(人)		83	81	78	78	75
② 確保 方策	特定教育・保育施設(人)	152	152	152	152	152
	特定地域型保育事業(人)	0	0	0	0	0
	幼稚園＋預かり保育(人)	0	0	0	0	0
	② - ① (人)	69	71	74	74	77

2歳児 実施時期		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
① 量の見込み(人)		100	97	94	93	90
② 確保 方策	特定教育・保育施設(人)	152	152	152	152	152
	特定地域型保育事業(人)	0	0	0	0	0
	幼稚園＋預かり保育(人)	0	0	0	0	0
	② - ① (人)	52	55	58	59	63

計画期間中の確保の内容

全体として既存幼稚園・認定こども園の利用定員でニーズ量を確保できる見込みとなっています。本市において待機児童は生じていませんが、今後も待機児童が生じることがないように努めます。

※指導監督基準を満たす認可外保育事業所等

3. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み・確保方策

(1) 時間外保育事業（延長保育事業）

基本情報

・保育の必要性のある子どもについて、通常の利用日・利用時間以外において、保育所(園)において保育を実施する事業です。

対象家族類型 タイプA タイプB タイプC タイプE

対象年齢 0歳～5歳児

量の見込みと確保方策

実施時期		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
① 量の見込み(人)		75	73	70	70	68
②確保方策	(人)	75	73	70	70	68
	(箇所)	9	9	9	9	9
② - ① (人)		0	0	0	0	0

計画期間中の確保の内容

既存保育所(園)・認定こども園でニーズ量を確保できる見込みとなっています。
今後もニーズ量を確保できる見込みであるため、利用希望者の受入れに努めます。

(2) 放課後児童健全育成事業（学童保育）

基本情報

・保護者が昼間家庭にいない児童(小学生)を対象に、小学校の余裕教室や認定こども園等で適切な遊びや生活の場を提供し、児童の健全育成を図る事業です。

対象家族類型 タイプA タイプB タイプC タイプE

対象年齢 小学1年生～6年生

量の見込みと確保方策

実施時期		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
低学年						
① 量の見込み(人)		339	315	292	263	247
② 確保方策(人)		339	315	292	263	247
③ - ① (人)		0	0	0	0	0
高学年						
① 量の見込み(人)		161	150	139	125	117
② 確保方策(人)		156	156	156	156	156
② - ① (人)		▲5	6	17	31	39

計画期間中の確保の内容

ニーズ量の確保が出来ていますが、高学年においては令和7年度に不足が見込まれるため、余裕教室等を活用します。放課後児童クラブ実施校以外の小学校においては、放課後子ども教室の実施により対応を図ります

(3) 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）

基本情報

・保護者の疾病等の理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童又は母子について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。

対象家族類型 全ての家族類型

対象年齢 0歳～5歳児

量の見込みと確保方策

子育て短期支援事業 (ショートステイ)	実施時期	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
①量の見込み(人日)		216	219	212	210	204
②確保方策	(人日)	0	0	0	0	0
	(箇所)	0	0	0	0	0
② - ① (人日)		▲216	▲219	▲212	▲210	▲204

子育て短期支援事業 (トワイライトステイ)	実施時期	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
①量の見込み(人日)		7	7	7	7	7
②確保方策	(人日)	0	0	0	0	0
	(箇所)	0	0	0	0	0
② - ① (人日)		▲7	▲7	▲7	▲7	▲7

計画期間中の確保の内容

現在、本市においては実施していない事業です。

ニーズがあることから、仕事等の都合により家庭で養育することが困難な保護者の負担軽減を図るため、事業の実施について検討します。

※単位の「人日」とは1日当たりの利用者数×利用日(延べ人数)、「箇所」とは施設数のこと。

(4) 地域子育て支援拠点事業

基本情報

・乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

対象家族類型 全ての家族類型

対象年齢 0歳～2歳児

量の見込みと確保方策

地域子育て支援拠点事業 (つどいの広場等)	実施時期	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
① 量の見込み(人回)		4274	4150	4020	3991	3886
②確保方策	(人回)	4274	4150	4020	3991	3886
	(箇所)	3	3	3	3	3
② - ① (人回)		0	0	0	0	0

計画期間中の確保の内容

ニーズ量を確保できる見込みになっています。
今後も全ての利用希望者が利用できるよう取り組んでいきます。

※単位の「人回」とは、利用者が複数利用した回数の累計(延べ利用回数)、「箇所」とは施設数のこと。

(5) 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、保育所(園)、幼稚園等において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

1) 一時預かり事業(在園児対象型)

基本情報

対象家族類型	タイプC' タイプD タイプE' タイプF
対象年齢	3歳～5歳児

量の見込みと確保方策

一時預かり事業 (在園児対象型)		実施時期	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
①量の見込み	1号認定による利用(人日)		0	0	0	0	0
	2号認定による利用(人日)		4274	4150	4020	3991	3866
②確保方策	(人日)		4274	4150	4020	3991	3866
	(箇所)		3	3	3	3	3
③ - ①(人日)			0	0	0	0	0

計画期間中の確保の内容

ニーズ量を確保できる見込みになっています。
今後も全ての利用希望者が利用できるよう取り組んでいきます。

※単位の「人回」とは、利用者が複数利用した回数の累計(延べ利用回数)、「箇所」とは施設数のこと。

2) 一時預かり事業(在園児対象型を除く)

基本情報

対象家族類型	タイプA タイプB タイプC タイプE
対象年齢	3歳～5歳児

量の見込みと確保方策

実施時期			令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
① 量の見込み(人日)			561	544	528	524	508
② 確保方策	一時預かり事業 (在園児対象型を除く)	(人日)	561	544	528	524	508
		(箇所)	8	8	8	8	8
	子育て援助活動支援 事業（病児・緊急対応 強化型事業除く）	(人日)	0	0	0	0	0
		(箇所)	0	0	0	0	0
② - ①（人日）			0	0	0	0	0

計画期間中の確保の内容

ニーズ量を確保できる見込みになっています。
今後も全ての利用希望者が利用できるよう取り組んでいきます。

※単位の「人日」とは1日当たりの利用者数×利用日(延べ人数)、「箇所」とは施設数のこと。

(6) 病児・病後児保育事業

基本情報

・入院が必要でなく、重度でない病気の子どもについて、病院・保育所等に付設された専用スペース等又は児童の家庭において、看護師等が一時的に保育等する事業です。

対象家族類型	タイプA タイプB タイプC タイプE
対象年齢	0歳～5歳児

量の見込みと確保方策

実施時期		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
①量の見込み(人日)		728	706	684	680	659
②確保方策	(人日)	800	800	800	800	800
	(箇所)	1	1	1	1	1
③ - ①(人日)		72	94	116	120	141

計画期間中の確保の内容

ニーズ量を確保できる見込みになっています。

病気にかかっている児童や回復してきている児童の保育を推進し全ての利用希望者が利用できるよう取り組んでいきます。

※単位の「人日」とは1日当たりの利用者数×利用日(延べ人数)、「箇所」とは施設数のこと。

(7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）

基本情報

・乳幼児や小学生等の児童を有する子育ての保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する方と当該援助を行うことを希望する方との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

対象家族類型	すべての家庭類型
対象年齢	0歳～5歳児、就学児

量の見込みと確保方策

実施時期		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
①量の見込み(人日)		0	0	0	0	0
②確保方策	病児・緊急対応強化事業(人日)	0	0	0	0	0
	病児・緊急対応強化事業を除く(人日)	0	0	0	0	0
	就学後(人日)	0	0	0	0	0
	施設数(箇所)	0	0	0	0	0
② - ①(人日)		0	0	0	0	0

計画期間中の確保の内容

現在、本市においては実施していない事業です。

今後ニーズが新たに見込まれる場合には、適切な対応ができるよう、人材や団体等、地域の有する資源を最大限に活用したファミリー・サポート・センター事業の実施について検討します。

※単位の「人日」とは1日当たりの利用者数×利用日(延べ人数)、「箇所」とは施設数のこと。

(8) 利用者支援事業

基本情報

・こども家庭センター(子育て支援推進課内)を拠点に、妊産婦及び乳幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援及び全てのこどもと家庭に対して、虐待への予防的な対応から個々の家庭に応じた支援まで、切れ目なく対応する事業です。

対象家族類型 すべての家庭類型

量の見込みと確保方策

実施時期	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
① 量の見込み(箇所)	1	1	1	1	1
② 確保方策(箇所)	1	1	1	1	1
③ - ①(箇所)	0	0	0	0	0

計画期間中の確保の内容

こども家庭センター(子育て支援推進課内)で今後も全ての利用希望者が利用できるよう取り組みます。

(9) 妊婦健康診査

基本情報

・妊婦が医療機関等で受診した健康診査について、所定の金額を公費負担する事業です。

対象家族類型 すべての家庭類型

量の見込みと確保方策

実施時期	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
①量の見込み	(人)	130	126	122	118
	(健診回数)	1820	1764	1708	1652
④ 確保方策(健診回数)	1820	1764	1708	1652	1596
③ - ①(健診回数)	0	0	0	0	0

計画期間中の確保の内容

ニーズ量を確保できる見込みになっています。
今後も全ての利用希望者が利用できるよう取り組んでいきます。

(10) 妊婦等包括相談支援事業 新

基本情報

・妊娠中や出産後の女性に対して、総合的な支援を提供するための事業です。妊娠中や出産後の健康管理、出産準備、育児等に関する様々な相談や情報提供を行います。

対象 妊産婦及びその配偶者等

量の見込みと確保方策

実施時期		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
①量の見込み	妊娠届出数	130	126	122	118	114
	1組当たり面談回数	3	3	3	3	3
	面談実施合計回数	390	378	366	354	342
②確保 方策	こども家庭センター(回)	390	378	366	354	342
	上記以外(回)	0	0	0	0	0
③ - ①(回)		0	0	0	0	0

計画期間中の確保の内容

現在、実施していない事業です。こども家庭センター(子育て支援推進課内)で全ての利用希望者が利用できるよう取り組みます。

(11) 産後ケア事業

基本情報

・産婦及びその乳児に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができるよう支援します。

対象家族類型 すべての家庭類型

対象年齢 0歳児と母親

量の見込みと確保方策

実施時期		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
0歳児						
① 量の見込み(延べ人数)		29	28	27	26	25
②確保方策(延べ人数)		29	28	27	26	25
② - ①(回)		0	0	0	0	0

計画期間中の確保の内容

ニーズ量を確保できる見込みになっています。
今後も全ての利用希望者が利用できるよう取り組んでいきます。

(12) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問事業）

基本情報

・乳児のいるすべての家庭を訪問し、母子の心身の状況や養育環境等の把握及び助言、子育て支援に関する情報提供、養育についての相談等を行うことにより、乳児の健全な育成環境の確保を図る事業です。

対象家族類型 全ての家庭類型

量の見込みと確保方策

実施時期	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
① 量の見込み(訪問人数)	130	126	122	118	114
② 確保方策(訪問人数)	130	126	122	118	114
③ - ① (訪問人数)	0	0	0	0	0

計画期間中の確保の内容

現状において、出生児のいるほぼ全ての家庭を訪問できているため、今後も継続的に実施します。

(13) 養育支援訪問事業

基本情報

・養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

対象家族類型 全ての家庭類型

量の見込みと確保方策

実施時期	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
① 量の見込み(訪問回数)	0	0	0	0	0
② 確保方策(訪問回数)	0	0	0	0	0
③ - ① (訪問回数)	0	0	0	0	0

計画期間中の確保の内容

今後ニーズが新たに見込まれる場合には必要に報じて関係機関と連携しながら養育支援が特に必要な家庭を訪問し、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための支援を行います。

(14) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）新

基本情報

・保護者の就労有無や理由を問わず、0～2歳の未就園児が保育施設を時間単位で利用できる制度です。

対象家族類型	すべての家庭類型
--------	----------

対象年齢	0歳～2歳児
------	--------

計画期間中の確保の内容

現在、実施していない事業です。今後ニーズを把握し、関係機関と連携しながら整備に努めます。

(15) 子育て世帯訪問支援事業 新

基本情報

・訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊娠婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ事業です。

対象年齢	0歳～17歳
------	--------

量の見込みと確保方策

現在、実施していない事業です。今後ニーズを新たに見込まれる場合には必要に報じて関係機関と連携しながら整備に努めます。

(16) 児童育成支援拠点事業 新

基本情報

・養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図る事業です。

対象年齢	6歳～17歳
------	--------

量の見込みと確保方策

現在、実施していない事業です。今後ニーズを新たに見込まれる場合には必要に報じて関係機関と連携しながら整備に努めます。

(17) 親子関係形成支援事業 新

基本情報

・児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行い、親子間における適切な関係性の構築を図ります。

対象年齢	0歳～17歳
------	--------

量の見込みと確保方策

現在、実施していない事業です。今後ニーズを新たに見込まれる場合には必要に報じて関係機関と連携しながら整備に努めます。

(18) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業 (その他要保護児童等の支援に資する事業)

匠瑳市要保護児童対策地域協議会(子どもを守る地域ネットワーク)の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員(関係機関)の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組を実施する事業です。

専門性強化に向けた研修会・講習会の開催や、連携強化に向けた情報共有・情報収集等を迅速に行うための取組等、より効果的な事業実施について総合的に検討します。

4. 教育・保育の一体的提供及びその推進に関する体制の確保

(1) 認定こども園の普及に係る基本的な考え方

保護者の働いている状況に関わりなく、子どもが教育・保育を一緒に受けることのできる認定こども園は、子ども・子育て支援新制度では、認可手続きの簡素化等により、新たな設置や幼稚園・保育園からの移行がしやすくなり、本市でも平成30年(2018年)より認定こども園が開園しています。

認定こども園は、本市においても教育・保育に係る提供体制を確保するために重要な役割を果たす施設となっており、今後も教育・保育ニーズや設置者の意向、施設・設備等の状況等を総合的に勘案しながら、取組を進めていきます。

(2) 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の役割と必要性

乳幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期であり、発達に応じた適切な保護者の関わり、質の高い教育・保育や子育て支援の安定的な提供が必要なことから、子どもの育ちを支援する方の専門性を高めるための事業を行っていきます。

(3) 関係機関との連携方策

質の高い教育・保育及び地域子ども子育て支援事業を実施するために、教育・保育施設や、地域の子育て支援事業等を提供している関係機関、関係団体等との連絡・調整、連携・協働の体制を今後も整えていきます。

5. 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

幼児教育・保育の無償化の実施にあたり、対象となる保護者は、市町村から「子育てのための施設等利用給付認定」を受ける必要がありますが、この「子育てのための施設等利用給付」の実施にあたり、子ども・子育て支援法第60条第1項に規定される基本指針が一部改正され、市町村子ども・子育て支援事業計画において、「子育てのための施設等利用給付の実施にあたって、公正かつ適正な支給の確保、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案しつつ、給付方法について検討を行うこと等を定めること」が規定されました。

本市では、幼児教育・保育の無償化の実施にあたり、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案しつつ、市内の教育・保育施設と連携し適切な給付を行っていきます。

6. 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携に関する事項

深刻な児童虐待事件が後を絶たず、児童虐待に関する児童相談所の相談対応件数も増加を続けており、依然として社会全体で取り組むべき重要な課題となっていることから、千葉県は、児童相談所の機能強化、市町村及び関係機関との連携強化による児童虐待防止対策を進めています。

本市でも児童虐待に関する通報や相談対応件数は増加傾向にあり、今後、本計画の第4章で定めた児童虐待防止対策を進めるにあたり、改めて本市の方針を示し、施策を推進していきます。

(1) 専門職雇用等による相談体制の強化

子どもに関する相談の増加や問題の複雑化・深刻化に対応し適切な支援を行うため、児童虐待防止対策体制総合強化プラン(平成30年12月18日児童虐待防止に関する関係府省庁連携会議決定。以下「旧プラン」という。)に基づき、相談体制の強化を進めてきました。

しかしながら、全国の児童相談所における児童虐待相談対応件数は依然として一貫して増加していることから、児童虐待防止対策を更に進めていくため、旧プランに代わり新たに「新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン」(令和4年12月15日児童虐待防止に関する関係府省庁連携会議決定。)が策定されました。

本市でも、更なる児童虐待防止対策の強化に向け、こども家庭センターの創設や、要保護児童対策地域協議会の機能強化等、必要な取組を引き続き進めていきます。

(2) 児童虐待の予防、早期発見、早期対応

児童虐待の予防は、関係機関が実施している様々な施策を活用して虐待の兆候を早期に発見し、速やかに対応することが重要であるため、母子保健、教育・保育施設及び医療機関等と緊密な連携を図り、相談窓口の周知・徹底を含めた相談・支援につながりやすい仕組みづくりを進めます。

(3) 児童相談所をはじめ警察等、関係機関との連携強化

児童相談所をはじめ福祉、医療、保健、教育の各分野の関係者や警察等で構成する「匝瑳市要保護児童対策地域協議会」において、個別ケースごとに子どもの置かれた状況に関する情報共有を行い、関係機関の役割分担によって支援を行うとともに、定期的に支援方法の評価・確認を行います。

関係機関による支援の調整を行うためには、専門的な知識及び技術を有する人材の確保や計画的な育成が必要です。様々な研修・講習会等への参加等によって資質の向上を図り、関係機関と緊密に連携しながら、困難を抱える家庭を身近なところで見守り、細やかな支援を実施するためのネットワークの構築を進めます。

1 匝瑳市子ども・子育て会議条例

平成26年3月20日

匝瑳市条例第1号

(設置)

第1条 市は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第72条第1項の規定に基づき、匝瑳市子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し、市長に意見を述べること。
- (2) 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し、市長に意見を述べること。
- (3) 市の子ども・子育て支援事業計画に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 市の子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 子どもの保護者
- (3) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に、会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議の会議は、会長が必要と認めるときに招集し、会長が議長となる。

2 子ども・子育て会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 子ども・子育て会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に資料を提出させ、又は会議に出席させ、その意見若しくは説明を求めることができる。

(庶務)

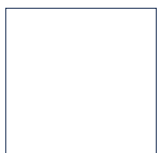
第7条 子ども・子育て会議の庶務は、福祉課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。



2 匝瑳市子ども・子育て会議 委員名簿

区分			氏 名
1	1号委員	学識経験者 匝瑳市家庭教育指導員	加 藤 太
2	2号委員	子どもの保護者 公立幼稚園の保護者の代表者(八日市場幼稚園)	山 中 結 佳
3	2号委員	子どもの保護者 私立認定こども園の保護者の代表者(あかしあこども園)	太 田 あゆみ
4	2号委員	子どもの保護者 公立保育所の保護者の代表者(八日市場保育所)	入戸野 早 苗
5	2号委員	子どもの保護者 私立保育所の保護者の代表者(東保育園)	櫻 井 博 美
6	3号委員	子ども・子育て支援に関する事業に従事する者 公立幼稚園長の代表者(八日市場幼稚園)	裕 倉 孝 夫
7	3号委員	子ども・子育て支援に関する事業に従事する者 私立認定こども園長(あかしあこども園)	藍 恒 子
8	3号委員	子ども・子育て支援に関する事業に従事する者 公立・私立保育所長の代表者(東保育園)	熱 田 寛 明
9	4号委員	市長が必要と認める者 匝瑳市PTA連絡協議会の代表者	浅 野 雄 太
10	4号委員	市長が必要と認める者 そうさ市子ども会育成連絡協議会の代表者	石 川 浩 之

3 策定経過

項目	日付	主な内容
アンケート調査	令和5年 12月25日～ 令和6年 1月21日	● 匝瑳市子ども・子育て支援に関するアンケート〈対象〉 0～5歳の就学前児童 197人〈500人〉 小学1年生～6年生の児童 214人〈500人〉 合計 411人
第17回 子ども・子育て会議	令和6年 2月15日	● 会長の選出について ● 匝瑳市子ども・子育て支援事業計画の点検評価について ● 匝瑳市子ども・子育て支援に関するアンケート調査について ● 小規模保育事業に係る認可事項の変更について
第18回 子ども・子育て会議	令和6年 9月5日	● 会長及び副会長の選出について ● 第2次匝瑳市子ども・子育て支援事業計画の進行管理について ● 第3次匝瑳市子ども・子育て支援事業計画の概要と策定のポイントについて ● 匝瑳市の現状(統計とアンケート調査)について
第19回 子ども・子育て会議	令和6年 11月28日	● 第3次匝瑳市子ども・子育て支援事業計画の素案について
第20回 子ども・子育て会議	令和7年 2月6日	● 第3次匝瑳市子ども・子育て支援事業計画(案)について
パブリックコメント	令和7年 2月14日～ 3月14日 (予定)	● パブリックコメントによる意見徴収
第21回 子ども・子育て会議	令和7年 3月 日 (予定)	● 第3次匝瑳市子ども・子育て支援事業計画(案)について

4 用語集

あ行

育児休業(育児休業制度)

育児・介護休業法(育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律)法第5条～第9条に基づき、労働者が申し出ることにより、子が1歳に達するまでの間、育児休業をすることができ、一定の場合、子が1歳6か月に達するまでの間、育児休業をすることができることが定められている制度。

一時預かり

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児について、厚生労働省令で定めるところにより、主として昼間において、保育所その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業。

医療的ケア

医師の指示のもとで行われる、点滴や吸引、経管栄養、導尿など、健康を保つために必要な医療行為の一部。このケアは医療従事者だけでなく、特別な訓練を受けた介護者や家族も行うことができ、医療的ケアが必要な人は、日常生活を支援するための環境が整った場所での生活が望ましいとされている。

SDGs(持続可能な開発目標)

2015年に国連が採択した17の目標と169のターゲットから成る国際的な開発目標のこと。2030年までに、貧困の撲滅、飢餓の終結、健康と福祉の確保、質の高い教育の提供、ジェンダー平等の実現など、多岐にわたる課題に取り組むことを目指している。

NPO

「NonProfit Organization」の略称で、様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し収益を分配することを目的としない団体の総称であり、NPO法人は特定非営利活動促進法に基づき法人格を取得した法人のこと。

か行

核家族(核家族世帯)

夫婦のみ、夫婦と子ども、男親と子ども、女親と子どもの世帯。

教育・保育施設

「認定こども園法」第2条第6項に規定する認定こども園、学校教育法第1条に規定する幼稚園及び児童福祉法第39条第1項に規定する保育園のこと。

合計特殊出生率

15～49 歳の女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が一生の間に産むと想定される子どもの数に相当する。

子育て支援センター

乳幼児のお子さんとその保護者が利用でき、保育士や看護師に育児についての不安や悩みの相談ができたり、同じくらいの子どもを持つ保護者同士が交流できる施設。

子育て短期支援事業(ショートステイ)

保護者の疾病その他の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合及び経済的な理由により緊急一時的に児童を保護することが必要な場合等に、児童養護施設その他の保護を適切に行うことのできる施設において一定期間、養育・保護を行うことにより、これらの児童及びその家庭の福祉の向上を図ることを目的とする事業。

子ども・子育て支援新制度

「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成24年8月成立)の子ども・子育て関連3法に基づく制度のことで、認定こども園、幼稚園、保育所の量的確保、認定こども園制度の改善、地域の実情に応じた子ども・子育て支援を進めていくもの。

さ行

児童虐待

身体的虐待、性的虐待、心理的虐待、ネグレクト(家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、重い病気になっても病院に連れて行かないなど)に分類される行為。

食育

生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置付けるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること。

た行

待機児童

認定を受けて保育所等の入所を申し込んだが利用できない状態にある児童。

地域型保育事業

子ども・子育て支援新制度において、新たに市町村の認可事業とし、待機児童の多い0～2歳児を対象とする事業。保育施設を新設する場所のない都市部に加えて、子どもが減少している地方等、地域の様々な状況に合わせて保育の場を確保していくとしている。家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業に区分される。

特定教育・保育施設

市町村長が施設型給付費の支給に係る施設として確認する「教育・保育施設」のこと。施設型給付を受けず、私学助成を受ける私立幼稚園は含まれない。

特定地域型保育事業

市町村長が地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として確認する事業者が行う「地域型保育事業」のこと。

特別支援教育

特別支援学校、小学校・中学校における特別支援学級、あるいは通常学級における通級による指導等、障害の種類や程度に応じて生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもの。

な行

認可保育所

児童福祉法に基づく児童福祉施設で、国が定めた設置基準(施設の広さ、保育士等の職員数、給食設備、防災管理、衛生管理等)を満たしており、かつ、都道府県知事に認可された施設。

認定こども園

幼稚園、保育所等のうち、就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能及び地域の子育て支援を行う機能を備え、認定基準を満たす施設。幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地方裁量型の4タイプがある。

は行

病児・病後児保育

病気治療中やその回復期にあり、保育所等での集団生活が困難な児童又は保護者の都合で看病が困難な児童を預かる事業。病児保育を担当する看護師や保育士を配置して、保護者の子育て及び仕事の両立を支援していくもの。

放課後子ども教室

放課後等において、地域社会における子どもたちの安全・安心な活動拠点づくりのため、地域の方々の参画を得て、昔遊びやスポーツ・地域住民との交流活動等様々な体験活動を通して、子どもたちの心が健やかに育まれる環境づくりを推進する事業。

放課後児童クラブ

放課後児童健全育成事業ともいわれ、保護者が昼間家庭にいない小学校児童を対象に、放課後に遊びや生活の場を提供する事業です。児童の健全な育成を目的としている。

母子保健計画

母子保健に関する効果的な施策を総合的に推進するため、妊娠、出産、その他子育てに関する現状分析と今後の望ましい方向性等について検討を加え、地域の母子の健康や生活環境の向上を図るための体制の確立や、効果的な母子保健施策を推進する計画。各地方公共団体において計画を策定することとされている。

や行

要保護児童対策地域協議会

虐待を受けている子どもを始めとする要保護児童の早期発見や適切な保護を図るために、その子ども等に関する情報や考え方を共有し、適切な連携・協力のもとで児童虐待に対応していくために構成された多数の関係機関による協議会。

ら行

療育

障害のある子どもが社会的に自立することを目的として行われる医療と保育。



